

續神都古今百物語

1488

下

188
570

188-570



1200901401585

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



松杉生松木時彦著

續神都古今百物語

下

昭和三年秋日

序言

去年は今歳の昔、昨夜は今曉の過去、午前は午後の前刻、僅々七ヶ年を一昔と定めたは、幕府時代の安相場である。文化日進の社會は、一層今昔の交替が頻繁、朝の流行品も夕は廢物、所謂榮枯盛衰有爲轉變、猫の目の比喩も不充分になつた。康永の過去土佛が、すめらきのご謠ふた我神都も、明治維新の大改革に伴ひ、一時は極端主義に傾き、是も舊弊彼も惡習と、舊蹟も古俗もメチャノゝに成り、幣箱が火鉢と化け、塗辛櫃の蓋が、すしの並べ臺と迄、墮落した時代も有つた。然るに歲月の經過と共に、漸く天運廻轉し來て、復舊とかが再興とかが、史蹟保存會やら好古會やらの創立、最も欣喜に堪へざるは、無神論者や〇〇政治狂が、敬神崇祖の宣傳ビラを撒き散し、天壤無窮の國體を絶叫する、蓋し神慮か佛意か、時勢が人情か、奇々怪々實に摩訶不可思議の態嶽式である。抑も老生が神都の中央部に呱呱の聲を發したは、今より七十一年の大過去、即ち安政五年十月十日の正午で、稍物心を覺えてからも、隨分長春秋と、吾ながら感心する時もある。



殊に維新前後の事物を比較しては、感慨無量で、神経衰弱にかゝらざるを得ずである。幸哉未だ活氣と記憶力が、年齢と不權衡なるを、力に致々としてペン先を動かした結果が、神都古今百物語正續三卷である。固より先輩が名著の所々を不敬し、又は老生が多少の見聞を加へた迄の作製品で、無意味なる老朽者の死物語だが、一面には敢て權門に屈服せず、勢家に阿諛せず、特有の一木槍で、無遠慮に突きに突きた、直言直筆の生命ある著書と、自信する。併し乍ら年は年で、迎も精密なる仕事は不可能、作りあぎて見るこイヤハヤ杜撰千万、愛讀諸君の足下に伏して陳謝する他ほ無い。如何にも慚愧の至りで有る。仍て一言を述べて序言に代用する。

昭和三年九月秋季皇靈祭日

七十一翁度會神主時彦誌

續神都古今百物語下卷目次

八十六	葱花輦	一
八十七	初參宮	八
八十八	山田羽書	一〇
八十九	羽書鍋	一七
九十	萬金丹	一八
九十一	油屋おこん	二三
九十二	田中の神さん	三〇
九十三	山吹祝言	三三
九十四	憤慨談	三六
九十五	神都の家格	三九
九十六	楊柳の光	四五

九十七	勸進比丘尼	五
九十八	十七日會	六
九十九	伊勢上人	六
一百	伊勢おかけ	七
附	錄	一より三十一まで

續神都古今百物語下

松杉生著

八十六 葱花輦

明治大帝が神宮御參拜は四ヶ度であつた。其第一回は明治二年三月、第二回は同五年五月、第三回は同十三年七月、第四回は同三十八年十一月、即ち日露大戰後の御親謁である。先是文久三年八月孝明天皇神宮行幸被^ニ仰出^一、神宮當局は勿論、市内各町にても、御通輦の行路修繕、町巾の擴張やら、又は頓宮御使用の御用米穀等の準備に、日夜奔走して、御確立の日時を埃ち奉つた。然るに都下に事變突發の爲め、俄に御中止となり、數年ならずして天皇崩御遊ばさせられ、神宮行幸は竟に行はれなかつたが。明治大帝に至て、明治二年に御參拜被^ニ仰出^一、御親謁の基を開かせられた。當時維新早々尙未だ人心騒然たりで、御警備も頗る嚴重で有つた。今日と成つては、その當時の實況を語る記録頗る貧弱で、責任ある局者も明治二年伊勢神宮行幸史の資料は、不充實だと、傳聞した事がある。老生所持の二三冊も、東京へ貸出した記憶がある。併し宮中御拜、其他の御儀は、神宮司廳に記録が完備してゐるから、頗る明瞭で、遺る所は無い。されど、局外者として、之れを發表するは、憚るべき点が尠くないから、宮城の儀は一切抜にして、外觀即ち一般市民に許された、區域内の見聞のみを、謹記紹介せんと思ふのである。

明治二年といへば、今より約六十年の過去、當時垂髪やチョンマゲ頭で、荒蕪の上に平伏して、葱花輦を拜し奉つた、美少年は、既に白玉樓中の仙と化去り、遺存の舊物は、恰も曉星の如くである。老生もその一人で、安政五年十月十日の出生、明治二年は乃ち十二歳の少年で有つたが、今は古稀も過ぎ、明治初年頃の懐舊談は夢物語だと、眞偽を疑はれる事が多い。故に實地を拜見せぬ、方方には、到底眞相を、語り盡す事は不可能と感し、公文達書に依て、明治大帝が御參拜の聖跡を、永遠に奉仰せしむべく、原文の儘を掲載しておく。二月十三日達書。明治二年

今般行幸御參拜被爲遊候ニ付神領ニ有之候參道筋之佛閣佛像等盡取拂可申尙又向後宇治山田町家ニ於テ佛書佛具等商賣致候儀不ニ相成候此段郡市未々迄不洩樣相達可申事

度會府

同壹通

一町々堺ニ町名相認候棒抗相建可申事

但往來妨ニ不ニ相成樣建置可申尤世古小路ヲモ同様記シ候札差出シ可申候事

一家銘相認候木札家別ニ掛置可申事

但高ク掛候者不ニ宜土際ヨリ一尺五六寸之所掛置可申事

一屋根庇瓦落不申候樣竹簀ニテ圍可申事

右三ヶ條者早々手當致可申候事

一往來ヨリ見エ透候世古小路之向者圍可申事

一參道並門前ニ有之候常夜燈者不時之顛倒ヲ防候爲メ丸太ニテ抱エ結置可申尙願主名前師職銘等有之候向者不ニ見樣取計可申事

右三ヶ條者行幸御定日被仰出候上取計可申候此段相達候事

度會府政曹

同二十五日口達之覺

一掛札寸法 堅曲尺ニテ一尺二寸巾同四寸

一土際ヨリ一尺五寸計之所ニ掛置可申事

右呼名認メ候事

同三月六日

來ル七日御出糞十日松坂御泊十一日外宮文殿御泊十二日外宮御參拜同所御晝供御後內宮御參拜同文殿御泊十三日御發糞ニテ津宿御宿之事

度會府

同一通

宇治山田町町

一御糞筋當日市中雜人猥ニ徘徊致シ候儀可致遠慮事

但僧尼山伏法鉢之輩者徘徊禁止之事

一兩宮御拜之節雜人非宮中ニ不立入候樣間道數ヶ所爲結切置候得共萬一心得違之者拜見致シ度安ニ宮中ニ立入候而者不ニ相濟候間此旨女小兒ニ至迄屹度可申聞置候事

一御通輦ニ附而者市中都而物靜ニ致シ輦路ヲ犯シ候儀等者不敬之筋決而無之樣急度可ニ心懸尤拜見致候者ハ土上ニ蕙ヲ敷着座平伏神妙ニ可致拜見候遠見等堅致間敷候事

但忌服月水等可憚候事

一右三日之内モ諸職人商人等者平日之通可致渡世候勿論正路ニ商ヒ致シ不禮ケ間敷儀無之樣可ニ心得候事

但商人店賣等之義諸品者決而取片附ニ不及都而其儘差置可申事

一右三日之内神宮近傍一里半四方之場所寺院者門戸を閉梵鐘鳴物等決而不ニ相成候事

一御通輦道筋師職標札並商人揚ヶ看板等人名有之候向者兼而御置可申事

一火用心之儀者兼而申渡有之候(共右三日之内別而心ヲ附可申候町々自身番等致シ候ニ者不及候事

一御糞通筋敷砂盛砂並手桶差出シ候ニ者不及候都而御先拂等之儀不及候事

一御供奉之面者不及申仲間小者ニ對シ候而モ決而不禮等無之樣能々可ニ心掛候尤供奉下部之者ニ至迄狼籍不法之義有之間敷候得共多人數之ニ付萬一心得違之者有之於市中權威ヲ張不筋之儀有之候

ハハ無用捨其筋可申出候事

ハハ無用捨其筋可申出候事

右列記の書類に照して、明治二年大帝御參拜當時、市街に於けるすべての設備及取締の方法は、推察に難からずであらう。書中に參道筋の佛閣佛像の撤去、又は市中に佛書佛具の禁賣、僧尼山伏法禁之輩徘徊停止、且つ三日間神宮接近地の寺院は、門戸を閉鎖し梵鐘差止の件は、少しく嚴酷に過ぐる觀があるが、從來公卿勅使の參向には、これに類似の公達が発せられてゐる。殊に文久年中勅使よりの新令には明文がある。明治維新迄は慥に本市のすべてが特別の神地として、取扱はたてられたから、是に因て二年急轉直下廢寺歸俗の壓迫を見たのである。

儲大帝は三月一日晴天卯刻松阪御發輦、小俣村に御休、御板輿より葱花禁車に移御、豫て宮川東岸に設備の御祓所に入御、神宮大宮司が御祓を奉仕した。記録に據るに、此の御祓所は拾六間四方、石を以て砌をなし幕を二重に張り、内一重は紺白の幕、外一重は久居藩より差出したる幕、その坪數二百五十坪、然して區内に御禁車奉安所二間四方の御假屋と、其西に内侍所(賢所)の御飯屋を建て屋根は古をふき、白布張の承塵をはり、三方白布の幕を垂れ、下には砂を高一尺斗盛り、上葉薦を敷とある。宮川東岸の御清めが畢て、午刻外宮文殿に着御内侍所(賢所)の御羽車は、岡本町豐宮崎文庫に入御あらせられた。翌十二日晴天辰刻外宮御參拜、御晝の供御を聞食され、午上刻御發輦、同下刻大帝は内宮文殿に内侍所の御羽車は、浦田町藤波一禰宜氏朝の邸に入御、暫時御休憩の後内宮御拜、文殿に還御御一泊、翌十三日晴天寅上刻内宮文殿御發輦、外宮文殿に暫時御一休の後、宮川に向はせられ再び板輿に移御歸京の途に上らせられた。

御參拜の際、宮中伺候は正禰宜、各權禰宜は宮域某處に於、奉送迎を許されたが、十歳未満の者又は病躰老人はたとい在職者と雖此の光榮に浴する事は出来なかつた。老生は許可の年限に達してゐたが、父が萬不敬等の所爲が有ては、恐懼たとして宮中の參列を辭退し、當日一般の拜觀者の群り入り、岡本町岩出の向へ(神都靈祭會の前)道路を隔てて荒蕪の上に平伏し、母と妹は白襟紋付、老生は垂髮小袴で、通御を拜した。愈々外宮御發輦で内侍所の御羽車が宮崎文庫より御列に加はられ、内宮へ行幸の報道傳はるや、沿道水をうちたるが如く

御輦咫尺の間、通御の際は、誰一人仰ぎ見奉るべき者は無くあの、御輦には、禁裏様即ち生神様がまします、アラ難有と、一種云ふべからざる感にかたね民衆はなかつた。

抑も天皇の神宮御參拜のはしめは、神宮諸雜事記に、一説として天武天皇御拜の記事を掲げ、之れに雷同してか、持統天皇、聖武天皇、桓武天皇、延喜天皇、白川鳥羽兩天皇が、行幸御拜の事實を記せるものがある。是は悉く國史に反し、史實に合致せぬ、全く伊勢國の行幸を混同視したもので、正説とは認め難い所以が、先師の神宮行幸辨に詳述してある。實に然るべき事と信する、して見れば、上述の如く孝明天皇の叡慮に發し、明治大帝に據て、御行遊はされたものである。

謹で按ずるに、皇室令第一號登極令第十六條に、即位の禮及大嘗祭訖りたるときは、天皇皇后と共に神宮、神武天皇山陵、竝前帝四代の山陵に謁すと勅定された、起因も亦蓋し是に發したりと、益々御聖徳を奉仰して止まざる次第である。

因に云ふ葱花はネキの花で、御輦の頂上に、擬寶珠の狀した、金色の珠を居えた輿で、肩上に昇き上ぐ、天皇乘御の御具、一に華輦とも稱するものである。

御列 (宮中御列は別)

前駈 德川三位中將 前衛彦根兵隊半大隊 井伊中將 騎馬

澤渡河内大椽 騎馬 六條少將 御灯唐櫃 大島左右大允

新見内匠少屬 綾小路少將 御灯唐櫃

岸大路豊後介

騎馬

交野左京大夫

大島左右大允

御羽車

西池右兵衛大尉

倉橋大藏卿

交野左京大夫

御羽車

小野左兵衛少尉

西池右兵衛大尉

倉橋大藏卿

交野左京大夫

御羽車

上田左近番長

白河三位 町尻少將 加藤能鞍登守御辛櫃 德岡大膳大進 御辛櫃

神代上野大椽 同 村田大舍人少屬 奥田掃部大屬 同 山本大和大椽

山本大和大椽 同

山名中務少丞 山口筑前守 御警衛 加藤能登守 人數

山口少外記 德岡内藏大允

小野筑前守 平岡掃部權助 幸德筑前守、同陰陽助

小野越後守 堀川大藏少丞 押小路大外記

内外印櫃 林内 豎頭 騎馬 入江大夫 石野左衛門權佐

青木雅樂權助

裏松中務權輔 東園待從 間嶋萬次郎 騎馬 神山四位

阿野中納言 騎馬 池田中納言 中御門大納言 中山儀同

三條右大臣

四辻宰相中將 藤井兵左衛門權大尉 津田左兵衛少尉
武者小路少將 小森縫殿少允 長野圖書少允

堀川新三位 土山長門介 葱花輦 萬里小路權右中辨 大原大宰大典

高辻三位 水口彈正少忠 柳原右少辨 藤木肥後介

雨皮 吳床 壬生左大史 安田三河椽 中田左兵衛大尉 青木左兵衛權大尉

吳床 進藤左近番長 粟津右兵衛權少尉

雨皮 内海 宮内少錄 御草鞋 山田中務 御鞍置 口付 御鞍 詰使番

石田左兵衛大尉 山内右膳 御馬 口付 御鞍 詰使番

御用掛 沓籠 御衣着 御馬 口付 御用掛 沓籠 御衣着 御馬

口付 御用掛 沓籠 御馬具入辛櫃 戶田備後守 騎馬

口付 御用掛 御長棹 御馬 醫藥籠 坊城右大辨宰相 騎馬

御用掛 御長棹 御馬 醫藥籠 坊城右大辨宰相

千種三位 中村幹之助 長松文輔 小牧善次郎 小橋恒藏
北川德之允 谷森眞男 武井逸之助

井上主膳 山本大助 渡邊大監 御衣櫃 山科出雲守

岡本市之進 市川右衛門

山科筑前守 同 粟野長門守 同 袖岡越前守 同 時岡神祇少史

同 佐々木主水 御茶湯櫃 非藏人 御水器 御藥櫃 御醫

御膳辛櫃 同 御厨子所 三條西大納言 騎馬 飛鳥井前大納言

石山左兵衛督 高野少將 萩原右衛門佐 竹屋右衛門佐

中衛門皇后宮大進 石井民部大輔 藤嶋左衛門權大尉 深尾内藏少允 堀内尾張介

後衛 加州兵隊半大隊 前田宰桐中將 騎馬

御列外奉 軍務官權判事 木村三郎 西村虎吉

八十七 初 參 宮

いでまして、かへります日ニの、なしとさく、けふの御幸ニに、あふぞかなしさ

と。一首の辞世を遺し、五十四の春秋を以て、去にし大正元年九月十三日大江戸の自邸に於て、夫君に殉せられた、乃木伯爵夫人静子の方が、生涯に就ては、社會既に周知の事で、かの殉死の當時、大阪朝日新聞記者は嗚呼乃木大將と題し、その文中に明治天皇の殉死に因て、其の純直忠烈に學ぶ所多し、夫人の夫に殉せるに至りては、儒教的烈女の龜鑑として、今古に照炳すべき、雙烈と謂ふべしと、讃辭を叙へ、又墓誌にも、夫人温順質素邊幅を飾らずの一句で、明らかに夫人の性格を言ひ盡してある。

頃は明治二十八年二月二日午後一時過ぎであつた。老生が内宮宿衛屋に勤務中四十ばかりの婦人が、學生らしき一少年をつれて御前の石階を登り坂垣御門外にて上着を脱ぎ、少年にも外套を石上に捨てさせ、神前に進んで敬恭肅拜し、何事をか深く祈願の体である。當時は現今の如く、神宮衛士の警備ぶりも頗る簡であるから、此の如き謹慎態度の參宮者は、絶無であつた。老生心中に不審を抱きながら注視してゐると、婦人は再び三拜九拜して、御前を退き、足を宿衛屋の方に向け、乃て玄關の式臺に兩手をつき、御面倒ながら御神樂を御願いたしたいとの聲に、立ち出でて、其の容姿を望めば、着衣は粗末で塗下駄を穿てゐるが、その端正の氣象は外にあらはれてゐる。老生御神樂殿は彼處ですが、御神樂料は七圓以上であります、若しや御祈禱の御間違ではありますまいかと、反問するや否、御神樂御奉奏が御願ひでありますと、乃て懷中より小風呂敷を取出し、中なる奉書の一包恭しく差出すを熟視すれば、こはそもいかに御神樂料金五拾圓乃木希典と、墨色も鮮明に認めてある。併しまた此の婦人が乃木將軍の令夫人とは思はれなかつた。然らば神樂殿に御案内申さんと同僚に右の事由を告げ、先行して石階を下れば、婦人は徐に口を開き、實は希典が出征早々御祈の爲め、御參宮致すべきでありましたが、餘義なき事情で、今日迄延引、妾も初參宮殊に夫に代て御祈を申上べき大任を負て參りましたから、昨夜は二見浦に一宿して御清めを致し、一面には彼が(少年を指す)見學のためにもと、同浦より徒歩で參りましたから、昨夜の降雨行路泥深く、外套のすそが此の如く汚れました。依て御覽の如く御垣外にうち捨てて、參拜を致せました、幸に御誘導を辱うし、御神樂奉奏の御願が成就致しますとの挨拶に、益す恐縮し、曾て聞くこれが質素主義なる乃木將軍の賢夫人なる哉と、足早に神樂殿に到り、當時同殿の

主任者主典青木陳實、同木庭保久氏に概略を内告し、別を告げて宿衛屋に歸つた。神樂殿にては萬優遇して特別大々御神樂を奏行し、皇軍の勝利及乃木軍の大勝を祈つたと云ふ事である。

令夫人は歸名早々手書を神樂殿に寄せられたとの事を、嘗て耳にしてゐた。時機あらばその内容を窺度、神部署員等に有無を質すに、何れも發見せずとの回報、愈々遺憾に堪へず、せめては文面なり共と、令夫人が御參宮當時の主任者なる青木氏は平安宮司奉職中已に死亡して在らず、今一人の木庭氏は、宮司辭退の後、養老閑居して尙ほ健全なりと云ふ、直に拙書を飛ばし回答を求めたが、大正十二年二月廿三日付で郵書が着いた。その一節に

静子夫人手紙再三參り候も皆神樂殿事務綴に可有之手元に無之残念千万なり

とあるに驚嘆、最早得る所は無い。若し幸に手書の一も存在せば、過去の静子夫人現代の乃木神社祭神の一柱が、神宮御參拜の御感想なり御信念なりが發表され、大日本帝國婦人が守るべき、敬神尊王の教科修養書とも尊信すべき未來の國寶たらんものと獨言を放て落膽した。

因に云ふ、令夫人に伴ふ一少年は、乃木將軍の嫡男勝典君で、後出征軍に従事し、旅順の役に名譽の戦死をこげられた方である。去る明治二十八年の二月二日寒雨漸く晴れて、杉の下風身を切るばかりの午後一時より二時の間は、生神様に近接して、親しく生神様を御誘導申上げた、勿體無き時間であつたかと感銘する。

八十八 山田羽書

紙製の物を以て通貨に換へたは、後醍醐天皇の建武元年新に大内を營み、費用不足の結果、楮幣を製し新錢を鑄て、國用に辨せしめられた、此れが紙幣の權輿ではあるが、國民一般に紙幣の紙幣たる所以を了解したは、大政官の金札を以て始めと云ねばならぬ。我山田羽書は此の如く全國的に通用するもので無く全く神領内一部の通用で他領から出す銀札と略同様の性質である。蓋し其の製造法は、美濃國の製紙を重ね、之れを堅五寸五分 横壹寸、掛目壹枚貳分八厘に切断し、其の印版には、細畫細字、又裏印は、山田羽書總中と

ある一判がある、此れは三方會合所に在て、何組の製札にも捺す定めである。そこで羽書の表裏には都合十三箇の印判がある。即ち表には頭判、目付判、銘判、銘カクシ、袖判、袖カクシ、枕判、枕ツナギ、位儀判、位儀カクシの十個、裏には裏ツナギ、組判、之れに三方會合所に在る、山田羽書總中の一判を加へて、都合十三判となる、但し裏印は、其の引替年の干支を記し、七福神の中を撰み、又は種々の畫判を製した。故實郷談に、寶曆中改札には、昆沙門天、明和中改札には、三面大黒天、安永中改札には、壽老人、寛政三年改札には、大黒天、同十年改札には、蛭子、享和四年改札には、昆沙門天、文化七年改札には、大黒天、同十三年改札には、福祿壽、文政五年改札には、蛭子とある。明治元年羽書引替所より發行の新札も略同形である。従來の羽書は、壹匁白色、五分青色、三分赤色、貳分黄色で、各表の中央には、壹匁預(他の札之れに准す)とそその大字の黒判、又下部の中央には、三方會合又は責任者の姓名其左右には羽書以六拾四匁金壹兩渡可申候とあり。然るに明治元年の新札は、白色の壹匁札のみであるが、老生が青年時代に新札と稱し、薄黄色の四匁札を實見した記憶がある、實物が無いから或は記憶違かとも思考する、八日市場町麻谷氏所藏の羽書には、壹匁の新札ばかりで、其の他は發見せぬ、浦口町古森氏藏、神都銀札一覽にはあるかも知れぬ、先年徵古館へ出品の際、一見したが、今は忘れて明言は不可能である。

借山田羽書發行の釋明は、往古神領には、金の上端に製造した札である。故に相互間の便宜上使用したものだから、文字も元は端で有つたが、通用區域の弘がらん事を願ひ、羽の字に改め、何時よりか便宜に任せ、壹匁より五分參分貳分と分け、金壹兩六拾四匁と定めてゐた、併し慶長以前よりの事で、發端の年期は慥に知れ難いである。三方會合記録等にも、慶長以前創製の事としてあるから、その時代は何れも不明に成つてゐる。創製年期の不明なるは、相互間の手形だから、官選のもの、自から性質を異し、今年からとか、明年からとか、確實に年期を示して發行したのでは無い、ただ慶長以前との傳で、充分であるが羽書が單に金の上はと了解してよからうか、老生の考は現今の郵便印紙に對する、郵便端書の制あるが如くで、一時の手形に過ぎ無い、如何とならば、武家に羽檄と稱するものがあり、之れを一に羽書と稱してゐる、羽檄は急卒

兵を募る場合諸道に發する記文を云ひ、その最急を要する時は、記文に鳥羽を挿んで速達を計る事が、史記陳豨傳に、

上曰非若所知、陳豨反、邯鄲以北皆豨有、吾以羽檄徵天下兵、

(魏武帝奏事曰今邊有小警、輒露檄插羽飛之、意也、烟案推此言一則以鳥羽一插檄書謂之羽檄、取其急速若飛鳥也、)

とある。蓋し本邦の羽書の稱號も是に發したもので有らう、山田羽書は一に神領羽書とも稱し、神都は勿論、神領堺通用制限を破て、鳥羽領津領にも通用した形跡もある。然るに寶永四年中十月廿三日、徳川幕府は諸國製札停止の命を下した結果、同様の申渡を受けた、於是三方會合は當所發行の神領羽書は、由緒有之旨を具中し、同四年十二月十九日を以て、特許されたが、其後四十餘年を経て寶曆九年八月、再び諸國の金銀錢札遺停止に伴ひ、同運命に陥りしを、寶永の前例を以て、同年十月四日亦特許せられたのである。(寶永寶曆兩度特許書の寫は、山田三方諸事古法等書附寫にある)而して羽書製造に就ては、その組合があり羽書仲間又は羽書株とも稱じ、株式の如き組織である。原時芳記に、

千四百拾三貫目此代金二萬二千七十八兩二朱

凡四百十一人但、壹人三貫目

内二十人前、足代玄蕃周防様守、御在勤之節

四十人前、三日市兵部下總守様、御在勤之節

外ニ六人前、三方會合人々、右先當分之儀にて、段々に引替る。

とある。足代玄蕃の下に、周防守云々とあるは、元祿九年着任の山田奉行長谷川周防守であるが、此の以前から羽書株は在て、株主たらん者は、私有財産を抵當として、三方會合所へ提出し、其の額に應じて製札を許し、若し、故障起らば、抵當物を賣却して、辨償せしむる方法なのである、故に時々株主の増減は免れ難い、後には又新に株主を募集し、之れを新組と稱し、ごしごし新札を摺出した分も製札上には異なる点は無

いが、新札には、必らず裏面に、何組何番と記してある、麻谷氏所藏の實物に依て、調査するに、宮後組、宮後新組、富貴上町組、一志組、一之木組、下馬所組、前野組、八日市場組、八日市場新組、高柳組、下中之郷組、上中之郷組、二俣組、中島組、館組、岩淵組、岩淵新組、岩淵新後組、岡本組、船江組、河崎組、等である、尙ほ搜索せば、此の以外の製札も有るらしい。かゝる状態であるから、七ヶ年目毎に新札と引替(裏印丈は改めずして使用)古札は切捨て、使用せざる規制を犯し、動もすれば亂發の弊害を醸した。於是幕府は、事態容易ならずと、寛政二年、宇治年寄山田三方會合所事務取扱上に改革をなし、殊に山田羽書に關しては、三方足代玄蕃以下を處罰し左の如き嚴重達書を發した事が、寛政年中兩會合改正記に見えてゐる。一前々羽書銀札七ヶ年目毎に、新札引替候儀に候處、何となく年延等相願、殊に近來三方足代玄蕃重立引請取扱、世上より持寄り候、摺消札、摺立引替候節、山田會合三方共羽書株之者とも、一同等閑に取斗候趣相聞、如何之事に付、玄蕃並外三方共、羽書株之者とも、御咎被仰付、此度新札引替被仰出、當戊十二月より來子九月迄、月數廿二ヶ月を限、新札引替相渡候條、銀札所持いたし候者は、銘々勝手次第、三方會合所へ可申出候、二十三ヶ月目より新札引替後候はは切捨可爲三損銀候。右此度新札引替後羽書札摺立方取締被仰出候條其段相心得、精々銀札、取引、危踏申間敷候、乃一心得違、批判等申觸候もの於有之、羽書銀札融通差支候基に付、急度相糺、御咎申付間。輕きものに至迄心得違致間敷旨、不洩様、名主五人組より、委細可申通もの也。

戊 十 二 月

此の達書に依て、兩會合は爾後骨抜き町の政を掌る事となり、且つ羽書發行の權限は、山田奉行所に取上げられ、その製札は、官營の姿と變し、三方會合所は只株主等の抵當品を、保管するにとどまる事と成つた、一方幕府は愈々制度を改正し、羽書年行司四人、同取締役六人を置き、之れに三方を加へて羽書三役と稱した、蓋し取締役に拔撰せられた、新格者六名は、元白米但馬家來中島町惠川半九郎、元榎倉右近家來浦口町古森善右衛門、元久保倉要人家來河崎町永野與兵衛、元龍外記家來同町野村太次兵衛、元野村太郎兵衛家來同

町村井與四郎、元鑑谷内藏家來船江町伊藤與四兵衛で、町年寄の上位に列すべき、新格をも與へ左の辭令を下されたのである、(羽書年行事四人は町々の年寄の内へ時々奉行より申付) 六人之名前

其方共儀、此度御用被_二仰付_一ニ付於_二山田會合所_一摺出し候、銀札取締役申付候間、勤行中二人扶持被_二下置_一候條、申合入念可_二相勤_一者也。

右者松越中守殿被_二仰渡_一候條・申渡シ候

十一月

六人之名前

右之者共、御役所手附候間、勤役中町在年寄可_二爲_一上座事

右之趣爲_二心得_一相達候

十二月

右の辭令に御用云云とあるは、羽書手當仕法に就き、此の六名の資産家から、金五千五百兩を(窪倉家秘には六千兩とある)山田奉行所へ差上げたど、橋村氏の對問私言に明記して其の内容を窄てゐる。成程過去も現在も金方に及ぶものは無い、實例を列舉したいが、筆禍を怖れるから止めて置く。

從來の如く、四百三十株、一株の羽書高參貫貳百目を限り、一株より五貫目の抵當物を差出さしめ、即ち四百四人の惣高貳万貳百兩、壹人株五拾匁、又貳千貳百兩壹株に付、五兩拾匁宛、増札四百四人分、但し羽書惣高貳万貳百兩之外は不_レ殘切捨となり、一ヶ年金五百兩宛山田奉行より、用人壹名、三方當番、並羽書年行中、取締立會の上。三方會合所に於て執行、加之増札の内、金高參千兩餘、元文中の殘餘と稱し、同時に廢棄したのである。又羽書引替店は、従前は臨時に指定したものと見え、師友雜錄卷十四、享保十三年六月の條に、惣中羽書が、古く成つたから、來十五日より、來月四日迄に新判と引替申付、その引替店は下中之郷町西村伊左衛門、下馬所長兵衛と三方會合所よりの通達が載せてある。然るに寛政五年丑十二月の三方諸入用勘定帳に、金五拾兩、羽書引替店貸宇仁田仁兵衛へ相渡すとある、所から推察するに、改正當時が將又以前かに於て、引替店を八日市場町宇仁田方へ、申付けられたのであらう、此の引替所の事は、窪倉家秘にも

寛文三年四月に、羽書屋より山田に於て、三ヶ所の賄屋を定め、羽書引替を申付け、歩合五歩と定めたが、其後歩合高く成り、壹割五六分に及んだ、羽書屋連大に異議を唱へ、寛文十八年十一月協議の結果、丁銀と有るを改め、羽書小判壹兩六拾四匁に直を定めて、新判を摺出した。依て銀札とは性質を異にし、別に羽書札と云ふ物になり、相場は六拾四匁に確定したとある。

明治維新に及んで宇治年寄山田三方會所は廢止し、度會府を設置した、故に羽書引換所を府廳に移し、羽書一切の事務を掌らしめ、原形に准據し羽書引換所の名を以て、新札を發行した此れが明治紀元庚辰勢州山田札である。然るに同四年七月十四日、廢藩の結果、貨幣は天下一定となり、金札、銀札、米札、錢札、永札、傘札、認絲札、鞆、靴、籠、杖等の藩札は、一切通用を廢止されたが、獨吾山田羽書は、それに殉せず、更に大藏省より壹匁羽書(新札)の上部に、壹錢四厘大藏省印とある朱印を捺し、六四相場を改め金札同様に通用を允許され又四匁の新札も有たようだが同八年三月五日生命を亡ふ事となつた。因に七年宮川に於て燒棄した引替悪札高は廿四萬兩と傳ふ。

宇治地方にも、宇治羽書が有て山田同一の性質のものを發行した。故實郷談に、寶永中宇治羽書と云ふありと有るが、それは誤傳である、横地長重氏雜記中に、宇治壹匁札の圖が載せてある。略山田羽書に似て堅五寸八分横壹寸貳分で、山田羽書よりは堅が參分、横が壹分大きく、此れは寛永年間發行のもので、同様の實物を知人小川地喜俊氏も所持、尙ほ同氏は他に明曆札をも秘藏されてある。併し寛政改革當時は、既に中止か、羽書の事は更に見江ない様である。

申合之一札

一去る寛政二庚戌年十二月十六日當所羽書銀札之儀ニ附御改正被_レ爲_二仰出_一我々え右御手當金御用被_レ爲_二仰

二仰附_一難_レ有御受奉_二申上_一候依_レ之從_一

御公儀_一蒙_二羽書取締役_一貳人扶持宛被_二下置_一其後江戸御表御窺之上町在年寄之可_二爲_一上座_一之旨被_レ爲_二仰

附一冥加至極恐入難有御受奉申上候事
右ニ附申合箇條左之通

一取締役仲間一統跡目相續之儀相互ニ可申談事若何レ之家ニ而茂急成義ニ而跡目無レ之節者仲間之内又者親類之内ニ男子在レ之方ヨリ致レ候養子

御公儀之上無レ滞様取計可申事
但シ致レ候養子一候本人思慮之上養子相定右候養子相戻シ候節爲レ禮一鯛壹掛酒三升ニ相究置候事

一警三年五年におよひ候とも可レ爲レ同様事
一御用筋之儀雖レ爲レ親子兄弟ニ致レ他言事

一仲間之中者親類より厚く取斗相互遠慮無レ之様可レ致候何事に不限打寄候節飯事等も家内之者同様ニ可レ致候事

一祝儀之節者半鯛壹尾酒壹舛
一不幸之節者香奠羽書貳舛

一御訴訟申上候義出來候節者仲間え其譯ヲ具ニ相談シ善惡相調之上無レ遠慮一其入割申合可レ成丈者内々ニ而相濟候様可レ致候事

一盜難其外表向に相拘り候儀者早速本人より仲間江申出當番より御役所え可申出事
一毎年新穀御扶持方頂戴之節爲レ嘉例一十一月初子の日相祝可申事

但し早朝御參宮相勤其後年番打寄相祝可申候事
一座之儀此度被爲レ仰附候通連名已後相守り可申事
右之條之通急度相守可申候以上

野村 太次兵衛
村井 與四郎

惠川 半九郎
古森 善右衛門
永野 與兵衛
伊藤 與四兵衛

八十九 羽書 鍋

寛政三辛亥年十一月

山田羽書は、神領内の通用紙幣とも云ふべき、性質である故に偽札の罪を犯す者は忽ち死刑に處せらるる、法律で、文化十三年、向河崎に酒屋廣藏があり、老生の幼年時代に、宮後町の園村某が、偽札製造で引廻の上首足を異にした事を記憶してゐる。かゝる貴重なる通用札を、亂費するも、亦國家の罪人と、認めざるを得ずである。

宮後町の資産家に中川長治郎と云ふ者が有つた。文政五年山田金持見立角力(前に掲ぐ)にも、西方前頭に、此の人物の名が見えてゐる程で一時何れの方面にも、優遇歓迎されたと云ふ話である。是を以て長治郎は益々奢侈に耽り、古市遊びは普通人間が爲る愉快の程度も、最早知れたと、妙な考を起し、一日知人朋友を、ある料理店に招待したのである。時間勵行の嚴告に、何れも山田長袖式を廢止して到着した。主人公は客を迎へて、大廣間に導き挨拶が終ると、美形二人が、銅器に鐵製の火鍋をかけて、間の中央に持出した後より又二人の美形が、大皮籠を其側に置き、蓋を取ると、山田羽書の數々が山の如くに詰込んである、一座驚て何事ならんと、目を羽書に注だ其時主人公、本日諸君を御招申したは、別に美酒珍肴は無いが、諸君が未だ曾て口にせざる、羽書鍋の饗應を致さん迄である、寒さ凌ぎに一盃を傾けて快談を戦さん、ヤレとの一聲に美形等は右の大鍋に魚肉鳥肉野菜の數々を容れ、銅器の炭に火を投すると、不思議や一面の烈火と成つて鍋中は煮立つた、すると美形は交々皮籠の羽書を掴み出して、火中に加へた、火勢は一層猛烈となり、暫時に

して、山なす羽書は、焼き盡された。客は意外なる羽書鍋の饗應に、心ならずも數盞を傾けたが、中には愁然として、眉をそひめる者も有つたと云話である。果して長治郎の晩年は、衣食に窮し、零落其極に達しあはれ本性をあらはした。文化の開けた時代にも、牛鍋はあるが、羽書鍋開店の廣告は見ないようだ、併し成金萬歳の小過去時代には、牛乳の湯、麥酒の池に、馬鹿道樂を演じた話柄もある。してみると馬鹿連は敢て江戸時代の遺物とばかり斷言はしかぬる慎しむべきである。

九十 萬金丹

萬金丹は伊勢の名薬で、朝熊岳野間因彦が、一手販賣の製薬と信ずるは、頗る早計である。如何とならば、萬金丹には、三つの系統が有る其外一種の萬金丹の事實は、宮川夜話草の土産部に、小西萬金丹山田八日市場に在り。享保年中小西大和太椽を受領し、家傳の治香園は、小兒の丸薬で、萬金丹よりは、能く賣れると記してある。此書著作時代は、小西店に於ても、萬金丹を製薬販賣したものである。(岩淵弘毅の鶴翁隨筆にも、小西太郎兵衛香具師にて、大和太椽受領の件がある、又窪倉家秘にもある)

却説萬金丹三つの系統とは、朝熊山より起るもの一つ、朝熊村より起るもの一つで、(後二つとなる)即ち朝熊山よりは、野間と、護摩堂明王院、又朝熊村より發るものは、所謂秋田教方、或は中倉萬金丹である。右の野間と、明王院は本尊空藏の靈夢談を基礎とし、又秋田教方中倉萬金丹は秋田城之助安保實季の傳授に出づると云ふてゐる。先づ野間氏から解剖すると、同家は山城國小原里左兵衛の女が、平治年中、鎌倉政清の妾となり、男子を出生した、此子を鎌田二良と稱し、野間の大坊代官となり、二良の子孫が朝熊金剛證寺に屬して、野間氏だと、傳へてゐる。正徳三年正月八日、前禪興春林判とある、由緒書に依ると、野間家の先祖宗祐は、吾山の開基佛地禪師東岳大和尚に従伴して尾野知多郡野間より來た者である、宗祐深く朝熊岳の本尊虚空藏を信仰し一夜夢に萬金丹の秘法を感得し、久しく秘してゐたが、世人傳聞して投薬を望むにより、之れを公にしたと、正徳三年正月春林が誌して同附録に同人が右の事實を敷衍し、我が開山大和尚東岳はは尾州

野間の人で鎌倉建長寺に於て薙髮し、大覺禪師の末弟である。初め東岳の鎌倉に赴く時、附従者五人であつた其中二人は、得度後歸國し、一人は死亡したが、殘る二人は東岳に隨て、朝熊岳に來り、老年に及んで僧となつた、即ち宗祐宗林の兩人である。而して宗祐は倚松軒を創設し、本尊の靈告を祈つて、萬金丹の處方を授かり、之れを服して八十餘の長壽を保た事や、薬店を開て、利潤を得た子孫の事蹟もある、又延享五年五月の朝熊岳山主玉堂の記中には、倚東軒宗祐の事蹟より筆を起し、野間家が世代永續の禮讚から、妙見町(尾上町)の出店に於て、製薬を賣弘め、本分店共に盛んなるを羨み、別に賣薬店を構へて、萬金丹を販賣する家が數軒と成り、依て之れを官に訴へ、皆悉く排除した事迄公言してゐるが固より是は吾田引水で、現に近世に至るも、依然として分店と相隣せる、妙見町(尾上町)に、公然と萬金丹販賣店の有つた事を目撃してゐるから、猥りに賛成は出來ぬ、上述の如き佛德靈夢の一てんばりで、野間薬店の發展は、愈々其度を進めたものだが京都家へ運動の結果、政清は寶曆八年五月七日、因幡少椽に、政清は文化元年七月廿八日に、政則は文化十年六月四日に拜命し、且つ家傳として、禁中へも献上したと傳へてゐる。然るに明治維新に先て、百般革正の期運となり、献薬の件に就ても、詮議の有つたものが、慶應四年九月、万里小路中納言家執事より、御所向へ家傳之御薬献上之儀、今般御一新に付、伺出れたが、從來の如く當家より扱ふの旨口達があり、又靈方之二字を萬金丹の上に冠する事も、舊來の如く被下置との達がある、前の分は勢州朝熊岳野間因幡椽、後の分は野間齋宛である。其後明治三年三月野間齊宮を、因彦と改名の件も、京家の沙汰の如く見えてゐる。然し當時京家には、此種の取扱ひが尠くない、徳川幕府の公席に於ては、認められたものか、どうかせもかく野間の家祖宗祐入道は、應永廿六年の死歿と傳へ、世々相受け、虚空藏を背景に活動し、京家と關係を結び、賣薬商小西の例に因て、因幡椽の任状を受くるに至りたのであるが、三方前職老弘毅は、文化六年三月著、心の月に、因幡椽拜命一條の内容を穿て、左の如く云ふてゐる。

朝熊嶽野間因幡少椽が香具店(萬金丹を引る店なれ共、香具店にての受領なれば、如斯書たり)妙見町に出はりを構へたるは、元祿年中の事なりとぞ、野間因幡といふ名にて、あるじは山に有て居住せず、主人を

もち十人組に入りて、殿原なり、然るに金剛證寺玉潭和尚は、越前君の歸依なりけるが、文化二丑の年君閑話し玉ひける序に、此和尚申乞ひけるとて、因幡事、山田御朱印守護の役をつとめ、古來より帶刀をゆるし、奉行所へも帶刀して、詣る格なり、さるに妙見町にては、殿原に加はり、用向有て會合へまいるにも、刀は帶せぬよし、さありては、山田の格にもさはるよしなれば、已來帶刀をゆるさるべき旨を、仰す、奉行の仰こといなきがけれど、殿原のもの、帶刀を免れては、神地の古法立がたしとおもびて、古法仕來などゆるやかに啓し奉り、吹上町神田何某。(神田八郎なり) 商家にて年寄をつとむる例を擧て、因幡が店も、年寄の所にくはへんかた、然るべきよし申上ければ、おのれよろしく、はからひ申せとの御事にて、其町の年寄西村何かしに談し、野間何某と名を改、年寄家に加入の願を出して、御開濟に成りぬ。

然れども江戸時代から朝熊岳萬金丹は、御師配札の副産物となり、竟に野間家が一手販賣の基礎を堅固ならしめたのである。金は阿彌陀より光ると云ふが、虚空藏よりも萬金丹が輝てゐる事に成つた。次に朝熊岳明王院萬金丹の來由は、元來朝熊岳は眞言宗古義で、僧教待の開基、空海の中興、本尊虚空藏を安置し、勝峯山與率院金剛證寺と稱し、即ち眞言宗の寺院たるは、其の名稱にて知るべきである。然るに中世寺堂廢頽し、法燈己に滅せんとするに方り、美濃の東岳は是に退休し、禪宗臨濟派に改宗して、舊來の眞言寺院は僅に坊中に存在し、弘法大師の秘法を護持し來つたが、其の坊中の一なる、護摩堂明王院主尊隆より、寛保元年五月十五日、山原傳四郎宛に、藥方の相傳書がある、右には萬金丹藥法は、當院四代以前住職尊光・靈夢に(佛名を記せず)依て、藥味調合諸民に施して、病難を救ふたと云ひ又同時に一札がある、當院萬金丹秘法は一切に他に傳授せざる旨の後證も認めてある。但し宛名は山原傳四郎、廣主氷、可久長兵衛の三名に成つてゐる。此れが妙見町(尾上町)に出店の萬金丹で、能書には、無類萬金丹製藥所、勢州朝熊岳護摩堂傳來、山原佳木とあるが、維新前の能書には、無類萬金丹御祈禱、勢州朝熊岳護摩堂傳來とばかりで、山原の名は無い、殊に輪郭外に、福満虚空藏大菩薩、弘法大師御夢想の廣告がある。愈々以て此の萬金丹の系統が曖昧に成つた。如何とならば、寛保元年の藥方傳授には住僧尊光の夢想に基くものとしたが、虚空藏の背景

か尙ほ不充分と思ふたかその能書には弘法大師御夢想として、天長年中迄溯つた、甚だ不感服なは、寶曆九年正月、朝熊岳虎溪院大周主が、山原傳四郎宛の、萬金丹藥方相傳には、寛保元年のとは、所傳が一變して、此度當院求聞持堂並護摩所の再建寄附に運動したから、其の功勞に依て、當院弘法大師より密方の、萬金丹藥方を相傳せしむとある、此れでは虚空藏靈夢の藥方を、弘法大師が、横取りをした事になりはすまいか、併し藥餌は、効能が第一ながら、虚空藏であれ、大師であれ、人類の病患を治すべき靈威が有つたら充分である、神社佛閣にはどかく此の種の背景を利用して、賣藥の信用を厚からしむる手段が多いようである。夫の黒住教の冷水や天理教の金米糖が藥と化けるとか、一時評判が高かつた、眞偽は保證の限りで無い。次は秋田系の萬金丹であるが、吹上町神田八郎氏から發行の能書には、日本一家靈方朝熊中倉萬金丹御免調合所、勢州朝熊中倉伊勢大椽忠悦とあり、その輪郭外に福満虚空藏大菩薩於御供水餅三行之此藥子相傳ゆへ類いなく候、伊勢山田妙見町、京都四條東洞院西角出店取次所有之候、本家出店之外、他所え出し不申候とある。此の萬金丹の起原は、朝熊村の中倉氏の先祖は大神宮禰宜兄虫より出で、家祖を義元と稱し、朝熊の地に居をとし風流に處して山水を愛した、其頃秋田城之介安倍實季入道が同地名城山永松庵に謫居し、義元常に相來往して、懇親を結んだ、入道亦風流を嗜み文事に長し藥法にも委しかつた。依てこの秘法萬金丹の藥方を(秋田城之介の件は神都名勝誌同人墳墓の條に詳記)傳へた之れを秋田遺法の萬金丹と云ふのであるとの事だ、然して右の藥方は中倉家代代秘傳として、製藥し、七代忠悦に至て、専ら醫業を修め、京師に出でて伊勢大椽を拜し、後之れを辭して法眼となり、徳源院と稱し、大に中倉家衰頽の復興に盡精しとあるから、萬金丹の改良をなし、又販路をも擴めたに相違は無い。右の能書に伊勢大椽忠悦とあるは即ち、是れが中倉家義元より九代目であるかか由緒に富める家傳の秘藥が、如何にして吹上の神田家に傳來せしかと云ふに、其は決して疑問を起すには及ばぬ。左の譲り證文があるから一讀すれば恐ら了解が出来る筈である。

其御許之義は、私父母並兄弟共を始、三代迄絶家可仕之節、過分之金子預御助力亦々私に罷成候而も、其御許偏へに御頼申、此度金子貳拾七兩貳歩ト六匁四分恩借仕、重々御厚情辱次第に御座候、依之私方本家本來之万金丹藥方能書名代共に一切、其許江相讓申候處、明白也、然る上は、此方より本家万金丹之名代並看板。店賣等、毛頭出之申間敷候、尤妙見町伊兵衛方、万金丹名代之義と、此方に取置候、證文差添一所に相讓り候上は、其御許より、支配被成可被下候。此方より、曾而相かまい申間敷候、其御元より御心まかせ、名代御出し可被下候勿論其御元之義は由緒有之義に御座候得者、外より一言之異儀申者無御座候万一何方より如何様之儀、出來仕候共、此方より罷出、急度らつ明少も御元江御苦勞相掛ケ申間敷候、爲後一日仍一札如件

寛曆二年申七月八日

神田 彌兵衛 殿

本人
中 倉 道 悦 印
請負人親類
西 野 彌 兵 衛 印

此の讓證文によれば、神田氏が中倉家の危急を、救助する事多年、且又金貳拾七兩貳歩ト六匁四分を恩借するに就て重々の厚情に感じ、傳來の秋田秘法万金丹其他一切を讓與すると云ふ事であるから、秋田系の万金丹は、爾後神田家の所得に歸して現代に及んだのである。次に官許皇國元始秋田教方朝熊万金丹伊勢朝熊村中倉義延相傳、秋田城之介侯教方調合所、伊勢宇治山田市櫻木町本家、岩城梅壽軒。東菴の能書を以て開店せる老舗がある、看板も之れと同じく、秋田教方の事が標示してあるから、此れも亦城之介安倍實季入道の傳授に出でたものらしく、神田家へ讓與の萬金丹と。徑路は違てゐない。併し岩城の方には、中倉義延相傳である、義延は如何なる人物かと、中倉傳記に就て、調査してみると、義室、義延、忠悦とある、而して義延は其性狂逸にして、遊俠なり、色を好み、又飲酒を事とし、家を顧みざるより、衰敗し、西井西野氏等助力も

その効なく、遂に酒の中毒にて死亡する事あり、又其次代忠悦の後に、中興と記したるは義延の妻なり、義延狂蕩なるを以て家運益す貧困に陥しが、百難を排して、四子を教育し、中興の業を奏し四十二歳を以て病歿すとある。して見ると、神田家の藥方は次代の忠悦より傳へ、岩城の藥法は、前代の義延より出でて、岩城に傳來せるもの如くである、依て感ふ所多したが、中倉家はある時代に於て中倉と中西の二家となつた、故に中西氏系には中西の曾祖父は大関秀吉公の近習であつた。然るに秀次公没落の後、諸國に流浪竟に朝熊に移住、中倉忠悦を迎へて養子とし、家宅地所を讓與して死去すと有る。かかる曲折に因て一は中倉義延よりとし、一は忠悦よりとして、万金丹製法を傳へしもの如くに成つたと見れば、全く同系統の製藥である点は、疑問は無いようだ。

之れを要するに上述の如く伊勢万金丹に就ては、朝熊岳の虚空藏傳と、朝熊村中倉傳、即ち秋田城之介より傳へた、他ならずであるが、藥法の出所起原は別問題として、朝熊岳と云ふ背景には逆も立てつく事は不可能である。此れ野間氏が天下第一手販賣の如く、万金丹の所得を收めた所以である。是を以て明治維新後に至り、尾上町出店の護摩堂明王院流の萬金丹、先づ倒れ依然たるは櫻木町岩城秋田教方店ばかりである。近年別に野間國彦といふ人物現はれ岡本町に開店し、天蓋を以て商標とし朝熊岳に擬せんとする計畫が有つた。於是朝熊岳派關係者は狼狽して種々の手段を講じたと云ふ事だ、如何なる事情か、數年ならずして閉店し、今はその藥店の在處も亡びた。とかく社會は偽札あり、僞曆ありで、他の収入を羨望するの餘り、無妄の舉動に出づる者が尠くない此の種の病的には万金丹の靈方も無効かと虚空藏に聞いて見たい。

九十一 油屋 おこん

寛政八年五月四日の夜、古市町油屋及傷の一件は、所謂油屋騒動で、宇治浦田町藤波五神主氏式の家來、同町孫福九大夫貞知男京都山脇玄冲の門人漢法醫孫福齋が、愛妓おこんの爲めに情緒を紊し、大酔に乗して油屋の後家きの、娼妓さし即死、阿州不西郡第十村岩次郎重傷(無幾死去)同國同郡下浦村伊太郎、同國同郡南

海村孫三郎、娼妓しか、同樓下女まん、同よし、同下男卯吉等に負傷せしめ、油樓一家組合其他關係者に被害を及ぼし、神都未曾有の事變と、社會に喧傳された。神津光延雜誌記卷三に、左記の如く戯作迄が見える。

半歌仙

宵節句菖色そふちまきかな	宇治孫福齋
盃とれば淋し五月雨	油樓
三人が二階座敷に居合して	藍玉
脇差わたす庭の下り際	中居
月の影行燈くらき間ちがひに	玄之
ひやりと斗りあはしら露	油屋後家
逃るにも背中をなでる村薄	木怒
装束みぎす舞の果うち	部屋
仇にせし人の恨の美しさ	古無
命ひとつを夢の世の中	齋細
追風悪しく錦のうらの御肌も出ず	天進
魚荷につれて戻る山道	注進
虫の聲夜番の灯明かかり	牛谷
夜永をかたる母と妹	因果
主従の情は深しきりの梅	藤波
早ふ届る國國の狀	飛脚
三味線のゆりる廓に花咲て	長峯
春の日長き峰のかけろう	祐筆

過て申不時文之事

夫つら／＼おもん見るに、世はうかへる雲の如く、風前の灯あやふいかな、油樓の奥座敷舞の嘶子もたちまち修羅道のちまたとなる、夕の客ごもてなせしも、けふの疵、あうんの口を開て緋縮緬のゆもしの赤きも、のりの道に赴き、藍玉の青きも人魂のあかきに變じ、尻切られ觀音、千手の腕首落て空しくなり、ノンシスカンの里言葉も、嗚悲の聲に替り、キヌ、コン、からき命をまぬかれ、山田の客は裏口に來迎し、西方の駕に乗て逃延び、町中のさはぎくれん返し、芝居の寄大鼓も無常の風にさそはれ、キシ彼岸にいたる、あした節句目出度聲も立ず、せんまんの手負は云もさらなり、雪隠の字は雪にかくる、方に歸り、雨戸夜着棚の細震に働き、つひに三人往生のそくわいを遂け畢ぬ、仍而不時文如件

絶主 恐之 助 逃 助

齋害遂天大居士

此他に百人一首もあるが、長を厭て省略、但し右の記には、即死後家おひさ、若妓おきし、阿脇あい玉、客伊太郎、手負料理者三吉、中居まん、追廻し一人、妓四人、客一人、即死三人、手負八人、合計拾壹人とある。

借本件を文政十二年五月阪東彦三郎が、芝居に組立て、切實年榮種實の藝題で、中之地藏町(中之町)劇場に於て興行し、天保十二年には、同處にて伊勢音頭戀種油の藝名で、開場したのである。然るに其都度宇治年寄會合所より、種々の故障を申立て、藝術の上に迄干渉せし結果、すべて假名を以て興行する事に成つてらしい。其第一例を擧ぐれば、孫福齋を福岡伊藏(文政十二年には福岡齋)の類なのである。かかる曲折に因て自然に變更し、嘉永六年四月開場の際は藝題をも二見瀉利生仇討とし、全く別種の筋書となり、油樓宵節句騷動の真相とは、隔絶の感あるに至らしめた。於是社會は之れに惑はされ、遂には伊勢音頭戀種及の劇をのみたぐる事と成つた。甚しきに至つては、今尙古市油屋(白井)には、名妓おこんの間とか、部屋とかがあり、又彼れが使用せし鏡臺等も存在してゐると、宣傳し、旅客を誘引する〇〇者もあると云ふ噂を聞いた。果し

て事實ならんには、甚た不都合千万で、現在の油屋即ち白井家の建造物は、嘉永以後の新築である、如何と
ならば、嘉永五年六月廿七日、附近の大林寺より發火し、戸數二百七十土藏十四類焼し、油屋も其一つであ
るから、寛政一件の間や、おこんの所持品が遺存してゐる筈は無い、假令一時の方便としても、かかる〇〇
的言語は充分取締つてほしい。

油屋一件は、右の事情に、依つて、益す迷宮に入て、真相を探知する事が困難と成つた。先づ事實と認むべ
きは、山田奉行所の檢使録だが、徳川時代の弊として、表面と内容とが、齟齬してゐるから、その全部を信
用する譯にはゆかぬ。老生多年本件の關係書を輯集して、油屋騒動實記を著作せんと、期したが、今既に齡
古稀を超え、迎も素志を貫徹せしむる勇氣も無く、又命數も許さざる所だから、關係書及本件の大立物たる
娼妓おこんに就ての疑義を提出し、以て將來此種の研究者を埃つ事とする。

書 同

- 一 古市油屋騒動 著者不明、文政五年橋村世古某とあり、完結の書なれど事實に違ふ所あり作り物語り
- 一 郡鄂諸國物語 弘化戊申春出版柳亭遺案豊國畫、
- 一 神宮編事記
- 一 内宮禰宜年表
- 一 司家引付
- 一 高林末光日次略
- 一 續きくまの記 木村通明輯
- 一 よしなし草 秦定賢著
- 一 稀覯親聞録 原大舍人經宣著
- 一 中川經雅雜記
- 一 竹鷲隨筆 中瀬馬三郎雜錄

一 白井家文書

一 古市大林寺過去帳

一 正雜書牒、神津光延輯錄

右の中孫福齋の件は、藤波氏式邸宅へ逃込んだ際より、療養の經過、五月十四日最後迄の記事が、經高長官
神宮編事記寛政八年の下に詳記し、且つ中川經雅雜記に據ても明瞭である。齋は性質廉直で志ある壯者だと中
川氏も賞てゐらるるが色情關係と酒狂のために一生を遇り、自殺を企てたが絶命に至らず、實は夜番某の介
錯に據て死没し、宇治寺山の墓域、光屋貞陰居士、孫福齋石部貞陰行年二十七歳寛政八丙辰五月十四日と
刻せる、一基の墓石と化し、彼れが千歳の遺恨は、鬼火となつて隣人を愕かす、雨夜もあると云ふ噂である
齋の一條は此の如く始終明白だが、戀女郎おこんが、性來及最後を物語るべき正確なる資料を發見せぬ、畢
竟老生賤學見聞區域の狭少に因る事ではあるが、將又一面には維新以前、客屋と娼妓間に於ける契約そのも
のは所謂人民賣買に属し殊に戸籍法制定なき時代だから、買受けた客屋は、自由勝手に生家を偽り、年齢を改
め、公娼たるが、公然の秘密なのである、おこん女郎も又傷一件の際、當辰拾六歳と、檢使録にはあるが、
其の實は十五歳か十四歳の少女である、而して右の少女は、何人の娘かと調査を進めると、益に不判然で、
左の諸説が起る。

一 古市町大林寺に過去帳に、増屋妙縁女俗名おこん、二月九日、平兵衛娘とある。此の桑名屋と稱するは
大林寺より古市街道へ出る、左角の家であつた。然るに右の過去帳に下ノ町桑名屋八郎兵衛と云也と、
註記があるに據れば、此家元は下ノ町に在つたものか、但し桑名屋の墓地は久世戸本誓寺附近共同墓地
たがその墓地碑中には、おこんの石塔は見えぬ、して見ると、彼は娼妓稼のために、一時桑名屋平兵
衛の養女となり、油屋に入たものでかあろう。

一 中瀬氏が竹鷲隨筆に、玄及考異に、油屋騒動、享和二年壬戌年五月四日夜云云紺女は元トシといふ、長
峰そばや善八なるものの女にて、年甫十三といふ春、貧しき親のため、油樓に買身れて、川竹の流れを

くむ者となりたり云云、至極温順寛雅なりしと云云、此の傳説に據れば、そばや善八の女トシが娼妓稼のたに、桑名屋平兵衛の養女となり、油樓に身を賣り、おこんと妓名を稱したものの如くである。

一伊勢新聞第一万四千八百廿一號、大正十三年五月二十四日發刊、キネマ日記中(活劇生投書)

十六日は、五郷村である、同村は南部の北端に在る、尾鷲及木本よりする、吉野街道に浴ふる、人家稠密の商業地にして、中略。字寺谷區には、後龜山天皇第二皇子尊義王の、第三王子尊雅王の御陵がある又伊勢音頭油屋騷動で、有名なオコンは此地の庄屋喜作の娘で、後零落して、遊女となつたものであると、

此の以外の傳説口碑としては、志摩國の出生で、同地方の盆踊に、おこん云々の歌を謡て、今尙彼れが菩提を吊ふと云ひ、又は山田向河崎の出生説もある。又おこんの寺は度會郡有田村大字谷村の日向山東見寺で其父の位牌が現存してゐるとも云ふ。曾て實否を究めんと谷村の東見寺に到り、實物を檢閲したが、位牌の裏面に「おこん父と計りて果して此れが油樓おこんの實父とも、判明しない。恐らくは、同名なるより後人の附會かと、察知する。又上述のおこんの生家と傳へた、古市町桑名屋平兵衛の後繼者が、多氣郡阪本に移住の由を聞き、同村延命院の住職内藤徳明氏に依頼し、同寺に到り、桑名屋の子孫が傳へた、油屋一件の當夜、酒宴に使用の具たといふ、徑八寸計りで古染付伊万里焼皿様の陶器を見た。その時延命院の話に、おこん使用の鏡及鏡臺も、所持してゐたが、先年ある事情に依て、大淀村の親戚へ譲與したと。おこんの生家に就ては、己に叙迷の如く傳説區區に亘て、正鵠を得ずだから、今日迄の資料に據て、斷案を下さば古市町そばや善八の娘トシが、同町桑名屋平兵衛の養女と爲て、油樓に娼妓稼をしたと云ふ事に、歸着する。且つおこんの没年に於ては、眞實の石牌が、發見せられない以上は疑義が起る。古市大林寺のおこんの招魂碑には、増屋妙縁信女文政十二己丑年二月九日、俗名おこん、年四十九、臺石に江戸四代目阪東彦三郎建之とある。彦三が中之地藏の劇場に油屋騷動を演じた當時の新設で、おこん歿年四十九とあれば、本人の死亡から、僅々二ヶ年の後である。さるを墓處の本碑に關係なく、新に菩提寺の境内へ、招魂碑を建立したに就ては、大に理由の存す

る事ではなからうかと、憶測するのである。その時、既におこんの生家たる、そばや善八は絶家し、墓域の碑石も散逸して、香華を手向くる道なければ、一時策の是に出でたるものならんと憶ふ。一二の書及び口碑に、おこんは長壽して、後年は浦口町木曾某の外妾となり、田中町邊にゐたとも傳へてゐる。尤も不審なるは、讚岐木村通明輯録、續きくまの記第四十九卷に、古市妓婦おこん肖像と題し、老尼が杖を手にせる、着色圖をあげ、其の説明に、油屋一件の概略を叙へ、末段に、

彼おこん幸にして、此場を(油屋騷動)のがれ、命を全うせしとぞ、後年寄て、比丘尼となり、山田の邊に居たるよし、山田の人杉原再藏なる者、其肖像を圖せしを、江戸の人佐藤正持が、寫したるを、次に出す、此おこん、文政十二年九月まじながらへしが、其年の冬没せし由、同十三年江戸役者阪東彦三郎、古市中の地藏の芝居にて、福岡貢の役大當り大入なり、其節彦三郎此おこんの墓碑を、建つかはし、追善の佛事を、いとなみしと云

とある。然して此の文に寛政八年の騷動、文政十二年九月の死亡年月に、悉く是認してゐながら、長壽説は頗る勘定が合はぬ。如何とならば、夫の寛政八年一件の當時はおこん十六歳だから、文政十二年の死亡とすれば、即ち四十九歳になる。全く大林寺牌文の計算は相違がない。かかる一目瞭然の事實を曲げて、山田吹上町杉原再藏が手寫の老尼の肖像が存在する筈は無い。若一ありとせば、寧ろ文政十二年の死没を、否認して長壽説に據るべきであらう。故におこんの死亡年月も亦將來確手たる證左の發見を俟て、確定義を下さねばならぬ、今は須更く大林寺の碑文を信頼して、老尼の一條を否定しておく。

或人、古市大樓ハヤリ子の源氏名は、概ね繼襲するのである。故に油屋おこんも、恐らくは同樓名妓の通名で、數代のおこんが有る譯だから、騷動以前のおこんも、以後のおこんもある筈だ、して見れば、其の數代の事實が一人のおこんと混合して、區々の傳説を生み出すは道理。然るに徒らにおこんの名にのみ心酔して、速断せんとするは、却て失考では有るまいか。老生も騷動以前のおこんの有無は、據るべき資料が無から斷言はしかねるが騷動以後に在つては斷じて襲名させぬ。それは花街の縁起として、情死逃走すべて不

祥事件を發した妓女は、忌避して襲名を許さぬ。況んや古市開闢以來の大慘事、油屋騒動の中心人物、おこの凶名を、後妓に襲はしむるに於てをやである。仍て其邊の懸念は不必要と答へた。

九十二 田中の神さん

田中の神様とは、故男爵松木美彦君の異名である。蓋しその住宅が田中町（本町）に在つたからである。男は幼年喜代丸時代から學事に熱心で、夙に松田雪柯の門に入り漢書を習讀し、後河崎恪齋に據て研究する事多年詩作も作歌も苟も文事上は普通以上、且つ頭腦も明晰で辨舌流るるが如く、所謂口手八丁の豪者である。明治四年七月神宮改革の際には年齢僅に二十二歳の若武者、然るに外宮九禰宜より拔擢せられ、忽ち一禰宜即ち長官の地位を占めた、大世古町安田某當時禰宜等の交迭を左の如く云ふた。

ケン一無トウ、サク九が一、二八拾六引テ四ノコル

此時迄の一禰宜は檜垣貞董、二禰宜は久志本常伴、三禰宜松木朝彦、四禰宜は松木偉彦、五禰宜は檜垣貞賢、六禰宜は宮後朝昌、七禰宜は檜垣貞吉、八禰宜は檜垣常位、九禰宜は松木美彦、十禰宜は久志本常幸である。改革に因て一禰宜董は内宮二禰宜に轉した。そこで一無頭だ、九禰宜美彦が外宮一禰宜に昇進、即ちサク九が一だ。二禰宜常伴、六禰宜朝昌、八禰宜常位、拾禰宜常幸が解免で四禰宜偉彦のみが現位に任したから、二八十六引テ四ノコルである。

美彦氏此の勢に乗じて神宮司廳に乗込み、浦田少宮司の片腕となり、會計課長として、内外の權威を一身に輻めた迄は、極堅氣の喜代丸式で有つたが、一時は方面違ひの粹客ともなり、酒池に酔ひ肉林に臥した事もあつたそう、翌五年五月教部省十等出仕となり同年八月内宮禰宜に轉した。當時神宮司廳の經費金の定額金は僅に壹萬五千圓、經濟の困難なる名状すべからず。かかる苦境に立て整理の任に當り、兎も角も尻尾を出さなんだは敏腕を立證する譯だ、同十二年廢官同年三月三重縣會議員に當選、同年十二月三重縣御用掛に翌年同縣五等屬衛生課長となり、同十五年一月依願免官、家居一室を閉ちて専心系圖の調査に努力し、傍ら

舊正員仲間を歴訪して、華族請願軍用金の調達を計畫し、東上半歳にして貴族の恩典に浴し、男爵家となり内宮荒木田氏に先て、伊勢神宮神官が榮爵の第一位を占めた。無幾してある筋より神宮大宮司就任の交渉をうけたが、之れをも辭退したと傳へてゐる實に神様の神様たる所以で神變不思議の手腕は、迎も常人の及ぶべからざる所と一驚三嘆せざる者は無つた、然るに其後家計上頗る困難に陥り一時は將來如何と懸念せられたが忽ち方向を轉じある緣故を以て神宮教東北地方の本部長と化現し、任地の活動振も依然神様式で有たそう、本部長辭任後歸郷、更に一策を案し冷泉神宮大宮司を説服して、明治三十二年七月神宮故事編纂所を神宮皇學館館内に開設しその委員長に拜し福井清生以下屬僚を監督し、孜孜として故事編纂所編纂事業に盡した。

抑も神宮故事類纂とは讀で字の如く、大神宮に關係の故事類典で之れを披けば、古今の事例沿革は、一目瞭然恰も掌を指すが如くである。その概目を舉記すれば、神宮部、神領部、祭祀部、遷宮部、職員部、雜載部で、卷數總て參百六拾四卷の大編輯、神宮未曾有の寶典との噂である。此の外に兩宮祭典圖卷を製し、明治四年改革前に於ける舊儀の釋明を、舊禰宜澤田泰綱（内宮）松木偉彦（外宮）に囑託し、畫師數名に之れを繪かした。編纂事業稍大成に近からんとして（福井氏委員長に替りて整理完結）會ま當局者と異見の衝突より委員長を投出して再び吹上町の僑居に閉居し、酒三昧に入り、翌年三月二十日腦病のため俄然卒去、齡五十四年四箇月であつた。男は天性愛酒家ではあるが、酔て舞ふにあらず將又謠ふにあらず、或は政治を論し或は人物を評し、是を以て得意然たりで、極無粹の愛酒家と見るべきが適評らしい、圍碁も將碁も各田舎初段彼も是も悉く論戰の具に供して、快樂の境に清遊の勇氣には乏しかつたと云ふ事だ、然れ共一朝事あらんには其身の利害を顧みず、猛然立て衝に當り秋毫も屈せざる義侠には頗る敬服する、嘗て神宮御造營御木曳に際し、町民と造宮官吏の間に紛議を醸し、造宮吏は官憲を背景に壓迫せんと試みた。そこで町民有志輩は、宮川貯木場に向ふたが、竟に説服されて不利に歸し、大敗退却して、之れを男公に訴へた男は事の終始を聴きヨシ引受けた安心しろと、一聲高く宣告を與へ、即ち人力車に飛び乗て宮川の論處に赴き、理非曲直を辨明

して解決を迫つた、造宮吏忽ち前議を撤回して、町民の希望を容るる事に成つた、さすがは田中の神様だと禮讃の聲が御木曳車の響より一時は高かつたと云ふ話がある、斯の如き舉動は屢あつた、又一年男爵の大禮服を新調して、神宮へ正式参拜のため、馬車の借用を申込んだ、司廳當局は容易に之れを許諾せなかつたが使用の前例を論議してその意の如く決行したとか傳ふ故に男は決意して大平無事の人材では無い、所謂亂世の英雄常道を墨守するは不得手、しかし臨機の處断に躊躇せざる智識才能は逆も長袖系の企及すべき所ではなかつた。所謂孔明をモ一三枚いかしたいで、時々男が在世ならばと嘆聲をもらす事件が發らぬでもない、男は一見事に無頓着の風だが、或る点に於ては、あまり微細に亘て、人格を論評せらるゝ事も有つた、併し學事の方面は、殊に注意を惰らずで、山田市内に高等以上の校舍無き、教育の幼稚時代に於て、ともかくも私立學校を吹上町善光寺の隣地に創設して、學科の向上を計つた、又三重縣衛生課長を拜するや、彼は神主出だから、衛生の方面は素人だと、下僚團の下馬評友人之れを注告すると、歸廳の途次市内の書林に就き、衛生に關するあらゆる著書を購入し歸寓間もなく各書店より持ち込んだ書籍は忽ち玄關に山をなした、一夜の中に要点を收め、明日登廳、下僚を一室に集め滔々と衛生論を演説し一同に舌を巻かしたと云ふ、奇才者の噂も遺てゐる。可惜晩年アルコール中毒のため、聊か精神に異狀を生ずる場合があつた、沖繩縣知事談の如き儘に其一と云ふ者もある男章彦氏襲爵東京に移住されたが近年卒去嗣子宣彦氏は有望の質と云ふ事だから、近き將來に於て家運の回復を期待して止まざる次第である。

九十三 山吹祝言

德川將軍家の御師は内宮は山本大夫、外宮は春木大夫である。山本は僅二二百石、春木は八百石、外に別収入が有つたといふ事だから先づ千石だと傳ふるが當時の相場なのである。斯の如く両宮御師石高の相違は、不審千万であるが此れには大に理由がある、寛文年間迄、内宮方の御祈禱師は、慶光院で邸内に神樂所もあり御祈禱の御祓をも幕府に献進し、春木大夫方にも德川氏の神樂殿ともいふべき、壯大な建屋物が有つて、正

五九月には德川將軍家の御神樂を奏行山田奉行所も参列した、寛文以前は慶光院と春木大夫とが相對持して德川幕府の御祈禱を執行したのである、然るに寛文中僧尼の關係を停止されたから慶光院尼の近親なる、山本采女末慶を推薦して、之れに代らした、併し逆も春木大夫と同等の収入及待遇を受くる事は不可能であつた、何故かといふに春木大夫は、德川氏初代の頃より、特別の縁故がある家だ、その内容を探てみれば同家の優遇は始祖舊恩の報酬的である延亨元丙寅年御朱印改之際、秋元攝津守本多紀伊守等へ提出した、春木家徳川朱印由緒書に

一廣忠様(德川廣忠家康公の實父)勢州え入御被爲成春木氏政光方に三ヶ年御入被遊候、御滞留之内、政光三州え罷越、御留主之御衆中と、被遂御相談、駿州え罷下、左文字太刀一腰、松陰之茶壺一ヶ、今川義元え指上之機嫌を窺ひ、廣忠様と御和睦之事申調、廣忠様三州え還御被爲成候其州義光秋廣御刀ニ腰朱柄之御鎗政光拜領仕候、權現様(德川家康公)御事茂御幼君之御時勢州え入御被爲遊一ヶ年程春木大夫。方に被成、御座候、且又政光世倅七郎三郎を、或時權現様三郎五郎と、名を被爲下其より春木大夫家代々幼少之名を干今三郎五郎と付來候如此節目を以從御先祖様被爲下置候御道具御墨付等所持仕候處、百三十

一ヶ年以前自火出來火急ニ付不殘燒失仕候云々
 とある廣忠公が潜伏の事實は、天文四年十二月父清康森山の營に於て秘せらるゝや、立て後嗣となる時に年甫めて十歳、阿部定吉之れを補佐す、世良由信定嘗て長親に寵あり、百方蠱惑して、國政を擅にし遂に廣忠を除きて、自立せんとす、群臣大に嫌疑す、是に於て宿臣酒井正親石川清兼大久保忠俊等相議して、安部定り吉をして廣忠を奉じて伊勢に奔らしめ神戸に寓す、又山田に往て春木大夫に頼る云云野史に見えてゐる、家康公入勢の件は他の史乘に徴する所は無いが、或は秘して傳へざるものであらう、斯の如き裏面の關係より御祈禱師の名義を以て殊遇せしは尤も見安き点である、德川末期騎兵隊の一群が、春木大夫に到着して何故か師職の大家を調査した事が有つた、騎兵の大隊長アラビヤ産の駿馬に跨り、劔を捧げた儘、其門を越えても差支なきは、春木大夫と福島大夫のみで、三日市も龍もだめとの話を傳聞した事がある、此の一つを以て、春

木大夫邸宅の洪大壯觀なるは考察に餘りありである。春木大夫隼人徳光氏は外宮權禰宜で漢學の素養もあり漢詩は長する所、茶道は千家裏流で一がどの茶人と云はれ温厚の性質でそこから見ても大家の主たるに辱ぢざる、人格者で有つた。先年その配偶者を見めんとしてか、幸に愛知縣某豪族に適當の女性あるを聞き、密に家來より照會に及んだ。先方は大歓迎で早速嫁御寮撰定の事に進行、家來の長老黒瀬某が此の大任を負て、目的地に赴き先づ適任者の内見を要求した、先方に於て夫々準備を盡し、使者廣瀬を、接見の間に招し重役人出迎へて遠來の勞を慰し美酒佳肴を以て侍女等交々酒盃を勧めた、然るに廣瀬老は性來の下戸で、酒ときては大閉口の體を、見て取つた重臣、侍女等に目して、壓制的に尙ほ盃を強いた。廣瀬今は座するに堪へず、拙者は元來酒は大嫌である折角の御好意を拜味して、大醉致した、此の上は、主人春木大夫よりの使命を果して、歸勢復命を急ぎたい、何卒嫁御寮に接見を乞申出した、重臣謀事既に成れりと微笑しつつ、侍女に手を執らせて、大廣間の中央に誘ふた。すると二間を隔てた彼處の上段に主人公は正座、其の左右に息女兩人が、同色の振袖で侍座してゐる、廣瀬は一禮して嫁御寮の候補は左か右かと凝視すれども、百目蠟燭の火光もたりを照らし、醉眼朦朧として、迎も慎重に使命を果す事は不可能である。其時侍座の重臣、大聲に最早御對面も相濟、千秋萬歳目出度奉存、此の上は速に結納の御式を執行仕らん、何れも御退座あらせられよと言上の聲未だ終らざるに、上段の襖はヒシヤリと閉ぢられた。廣瀬は愈々益々醉態其極に達し、扣所に運ばれて、結納式は彼等の方寸に因て執行され明日早々歸勢したのである。蓋し二人の息女姉と妹との權衡はひごひ嫁御寮の候補は何れ共それと、一目の下に早決されぬよつこの、謀議に出たものだと、當時井戸側議會に上つたと云ふ噂で有る。

結婚式の當夜多くの侍女士卒に護せられて新婦人の乗輿は、空々たる勢で、春木大夫邸に練り込むた、然るに春木の主人公が結婚式に先づ新歸を一見せねば祝言不服と宣言した。於是家來其他の關係者も辭するに言なく密に扣所の襖の透間より望見の事に取斗つた。透見の主人公忽ち首を横に振り、使者廣瀬が杜撰の罪を責めた。廣瀬止むを得ず大醉使命を奉せざりし事の始終を告白し一同にその處分を乞ふたのである。事態頗る

面倒となり、當夜結婚の儀は不可能の域に進むた。家來の中某は智者の評ある人物、忽ち一計を案し此儘にて事行はれずんば、兩家の恥辱不名譽、千歳の笑柄たらん、只表面上の祝言をと事情を具して主人を説伏した。老生の實母は、神地の古實家福村履正の長女處女時代より禮法儀式に志し小笠流を習得し、中年時代出京して、京家の作法を傳修し、仲間の婚儀には屢典禮者を勤めた。春木家の家來は夙に之れを知る所から、某密に拙家に来り露骨に右の内情を訴へ、一時の急策を乞ふた、母云く結婚は人類の大禮苟も之れを執行すべきでは無い、併し事是に至つては如何とも爲す事能はずである、古武士が出陣に際し、性慾の關係をはなれ、万一戦死の場合を慮て、夫婦契約の祝言の盃事がある。俗に山吹祝言といふ、蓋し其花有て其實なきの意であらう。承る所によれば隣家今夕の儀も相似たる所だから、密に此品を三三九度の祝酒の中に、混入して祝典をあげられよと、紙に一品を包て授けた。當夜の儀式は完全に執行されたのである。

其後何等の消息もなく、半年餘の日時を經過した、すると一日例の關係者の一人が參て、實は種々曲折のため、一同痛心に堪へずして、半歳餘の今日に至りました、處が豈に圖んや、結婚當時の状態とは天地の相違傳聞する所では、奥様は名古屋滋岡とか植松とかいふ國學者の門人で、尤も國文に長せられ、和歌にも堪能且つ秀才の女性、故に現狀に在ては主人が詩作に對しては、忽ち作歌を以て之れに和し、琴瑟相和して、偕老の契全からん事必然と信じます。然れば先般御教示を煩はして執行の山吹祝言、其儘では、他日の難事を懼れ一同協議の末、御解除の秘法もあらば、今一度御示教を願たいと哀願した、母は微笑し素よかく無くては叶はぬ次第、兎角青年時代は、何方でも嫁の撰定法が、容貌第一で、動もすれば人格は度外現される事もあるそなた、貴家の主人公はかゝる皮相をすて、眞實の境域に進達せられたは、頗る敬服の次第、御家のため慶賀に堪へざる所である、曩に申し陳へた山吹祝言の一條は、全く一時の方便、決して左様なる虚禮が小笠原にも京家にも有らう筈は無い、安心し給へ、其際祝酒に混合せられよとして、差上げた一包は少量の白砂糖で此れは徳本が毒婦を教誡した、故智に倣た譯なのである、依て此儘にされたとて毫も不吉の發るべき心配は無い、鶴龜鶴龜と祝ふて關係者の一人を送り出した、後果して二男を出生し長昭光家を嗣ぎ、二男

重光龍氏を襲い、家運益々隆興なるべきに、東照大権現の餘光漸く失せ、八百石の御來印狀は古券同様、加之長次男共に死亡し、家系將に全滅に近からんとす、徳川大將軍家の御祈禱師、八百石取の大旦那の末路、豈に誰が〇〇の涙に咽ばざらんやである、岩淵町の春木少將を春木大夫の後嗣と誤信せる者が多い、大夫家と少將とは從來の關係も異なりで、全く別系である

九十四 憤慨談

多氣郡津田村三疋田の神職中西彈正弘繩老は、元外宮別宮風宮物忌職山田前野町(豊川町)の大夫家で有つた、足代弘訓翁の遺弟として國學を修め、殊に言語學は得意で、多年寛居社藏書保管の任に當り、献身的の動作は迎も壯者も及ぶべからざる所だと、一部の人間は感嘆した位である。されど老は頗る感情家であつたといふ累年の知己朋友と雖も、一朝其の意志に違へば忽ち反目し愈々進んでは法庭を煩さんとした、此れが老の長所將又短所で爲めに憤彈正の異名を取つたので有るをうな、或人老は壯年時代より剛愎で嘗て人言を容れない、一夜朋友數輩と古市麻吉樓に宴を張つた、酒酣にして公は平素より何物にも懼れず、又何人にも屈せざる英雄であるが此く大膽なる公でも、此の大ドンブリ、へ左巻は不可能だらうと數輩一口に發議した、するところの言末だ終らざるに、承知したよくこそ御覽あれと立ちあがり、忽ち之れを實行した、爾來フン彈正の異名が高く成つたと傳つてゐる、併しそれは全く虚談である一派の人間が彈を惡むのあまり是に出でた虚談で決して事實では無いと、亡父は常に辨護してゐた事を記憶してゐる、だが彈公の平素の行動より論斷すれば、右等の如き細事は朝飯前の仕事で毫もその意に介せざる所だらうと信するのである、先年足代翁の建碑設立(現在の碑とは異なり)計畫に際し、其の篆額を三條實美公に請願して下附された、無幾して公が神宮參拜のとき尾上町の十五樓に投宿、中西彈へ通知が有つた彈は一品を携帯して拜謁を乞ひ先、づ篆額御揮毫の禮詞を述乃べて風呂敷より岡本製山田塗の重箱を取出し、ワザト蓋を開いたまゝ御前に奉呈した但し其の中には下等製の赤福餅が充實してゐる、條公此れが伊勢の名物の赤福餅かしか、し指紋の顯れて有

餘りに殺風景ジャーン、彈正スカサズ恐乍ら食物の總ては指頭に據て作らるるを、體よく之れを製しあげて自然の如く外觀を装のかと存じとする、指頭の働きをからねば如何なる珍菓の製造も不可能で、赤福餅に指紋を残す所が即ち伊勢子正直の實驗と、公を相手に伊勢子正直の講釋を始め侍臣等を驚かした事がある。此れが所謂フンのふんたる所以で場合に依ては、王侯にも屈せざる天賦の勇氣奇才を、發揮した点である。

明治改革の後三疋田に退隱、村社に奉仕し村夫子となり、桑の屋老先生と、教子の尊敬をうけ歌學を教授し著書數部、何れも熱心なる作製品髓に生命がある、就中明治四十年七月の作に廿餘ヶ條の弊害を列舉痛論した、中西弘繩憤慨談と題せる一冊が有る。現代の思想に照せば二三錯鏝の感なき能はずであるが、兎も角も彼れが熱烈なる至誠の溢ふる、所夫の神宮の將來を憂へ且つは郷土の現状を憤つた、一貫の議論、毫も私なき点に於ては豈に敬服せざらんやである。

その憤慨談中尤も痛切に感じたは、八幡山午砲の件、岡本町山田病院死屍不始末の件、宮川内處刑の件である。しかし八幡山午砲を批難する前に於て論じたいは、岡本向山で府兵等が鐵砲の稽古、其の跡に竈を築て神宮諸祭典に使用の諸種の土器を製造し、御鎮座以降歴史に富める、多氣郡宇仁郷から調進の手造土器を廢止しされた事だ、即ち神宮明治祭式の圖様に掲げた祭器は向山製の轆轤細工白色のものなので、自然形状の異なる点もある、(數年の後復宇仁製の手造となる)蓋し鐵砲場は頗る亂雜を極め、明言すべからざる不潔の事件も有つたと云ふ、噂の起つた場處なのである。此れ計りでは不得要領だが憚る所があるから止めて置く。

次に山田病院死屍の不始末は、決えて不始末では無い。此等が當時の理想で無神主義者橋本某といふ小學教員が、尾部社(尾上町無格社近年中松原神社に合祀)が祟ると云ふ話を聞いて神などが文明の社會に在るものではない、迷信覺醒のためだと宣言して、一日社殿の上から小便を仕かけた忽ち大熱を發し母親がお断りの參拜に出かけた、此他にも類似事件も有つたようだが、當局者や文明熱に犯された連中は橋本は活發じやとか、勇士じやとか内密に禮讚してゐたそなた。併し本件は市内の高評で却て中級以下の人間は彼れが暴舉を彈劾して苟も神都の住民しかも教鞭を把て子弟教育の重任ある小學教員が斯くの如き無妄の行動をと叫んだが以上は

恬として怪まざる点が慥かに世態を立證してゐるではないか。靈明なる神祇に對し奉て、教員その者が、右の如きだから、人間の死屍に對して犬猫の取扱ひは當然である。岡本町山田病院の後方なる塚の中に、半腐敗の死屍が投入して數日大陽に曝て有つた、解剖のためだとの事だが、老生の目撃した死屍の數でも一二では無い、當時病院と豊宮崎文庫とは、塚を隔つる計り大きく云へば腐爛の死人が中垣となる譯なのであるから外宮宮城とは頗る近接している。實に恐懼に堪へざる次第であつた。抑も我神都病院の創設は明治元年十一月宮後町西河原會所に度會府假醫學館並病院を設置され。同二年正月醫學館病院に於て醫學開講患者施藥券を發行し、同六年四月岡本町舊御師松本大夫家を改修して、山田病院を開設し、上記の如き不始末を演じた決して病院當局の責任では無い、明治改革數年に涉る世態の實寫である。勿驚二年廢寺の結果元禪臨濟宗中山寺の住職還俗坊の中山勇が前田光明寺の西隣勢田川東岸に屠牛場を建設し若牛金三十兩内外、切賣は百目五匁と主人公に化け、内宮舊禰宜荒木田神主某がペンキユリの西洋店前田屠牛場の牛肉をその店頭につり下げて、牛肉屋の早替り、人字して牛八と云ふた、殺生を戒め慈悲を力説した、昨夕の和尚さんが今朝は屠牛場のお頭様不淨を誡め被に勤めた謹請再拜專問の禰宜ごのが肉屋の且那とは、イヤノ、變化も亦甚しきである。序ながら將來のために實見談の一つとして掲げて置く。

次に處刑の件は徳川幕府時代の制度として、宇治谷坂牛谷の牢舎に入獄の罪人は、同處坂上附近の地に於て又山田拜田の牢舎に投する者は、ホトス川の刑場にて執行したのである。然るに山田奉行廢止せられ、度會府設置以後は宮川下渡附近に地域を區劃して、死刑を處斷し答罪は各町のしかも行通者群集の地を撰定して之れを行ふたのである。老生の目撃したは、古市劇場前と筋向橋等で有つた。宇治の大宮近くでも惣門と宇治橋前とで執行したと聞てゐる。是に至つては支那の蠻風を攘斥する譯にはゆかぬ、答罪に就て診談がある、田中町(本町)に力自慢の寅公と云ふが有つた、賭博犯で入獄し筋向橋群集中に於て、答罪に處せられた。平素より負嫌ひの寅公、血に染つた大尻を其儘此れ見よがしに、兩足に力を入れてシヨコをふんだ。臨檢の官吏大に怒り、上を輕んずる不届者と、忽ち御眼玉を頂戴して再び入獄の身となり、數日の後前回同様の答數を受けた

ある人の落首

竹で寅尻が紅葉に、しかられた

蓋し答罪とは、罪人を大地に匍匐せしめ竹の大彫で尻を撃くのである。その罪の輕重に因て答數が増減する故に答罪の重き者に至つては往々腰を抜かして歩行不可能に歸し、又は糞尿を洩す醜體もあると云ふ噂だ。老生が實見では刑の執行者は、箆を振りあげ上下する毎に一二つと大聲を發して、刑人の尻を亂打する、受刑者は悲鳴をあげてその苦痛に堪へがたきを哀訴するものゝ如くで、動もすれば群衆の面部手足にも、尻の生血がこぼれる事もある。とても昭和の現代には見るべからざる一種の奇劇で、曾我廼家も退却する程であつた。上に列擧の如きは、明治初年の大改革の結果が、方向違に轉化して、是に至つたので有らう、宮川刑場の頃は、老生も宮崎語學校の一學生で、受持の先生から精神鍛練勇氣増進とかの爲めとの宣言で、處刑日には必ず引牽せられ、二三回は首足處を異にする慘狀を實見し、晝辨當をゼロにした事も有つた、かゝる状況だから、學校附近の泥中に死屍が投げ込んで有つたことも、之れを忌嫌する振りをもしない譯だ、中西彈老が憤慨談を起草されたも、至極御尤なる次第である、而して彈老は九十五歳の長壽をたもち大正五年一月八日忍土を去つた。

九十五 神都の家格

徳川時代は、家格即ち門地を主とし、人物を従とした、故に門地なき輩は、たとひ如何なる智能者でも、容易に門地登庸の關門を、破る事は至難であつた。そこで門地家柄は無形の財産、天賦の權能とも云ふべき斯界の人々が既得の幸福、三百年來泰平の恩恵と、謠つたのも無理ではなからう。殊に我神都は神宮御鎮座の靈地、神世ながらの門地制度、云ひ替れば系統國で、政治も宗教も悉く之れに據て支配された。去る明治四年の一大改革は、神都の宿弊を一掃し、開明の新天地に向上せしめられたには、相違無いが、又一面には一新開明の意義を誤解して、徒に古例舊物を破壊するに努力した形跡が明瞭である、近年をろろ其の回復を計

畫するに似たる事實をも目撃する、一笑せざるを得ずである。或る一部の誤解者は明治維新以後に於ては、總て門地は廢止資格は無用、此等は舊名稱にとゞまるものと、早計に判断する。維新後門地主義の登庸法は亡びたが、之れと同時に門地資格を一切廢止された譯はない。平易に云はば家を限り族を選んで、役人等を任命する舊制度が改新して、人物本位に成つた迄なのである、若しも萬世一系統御の國體國の民衆にして、門地系統を尊重せざるに至つては、其れこそ危険性なる主義者なれ、ご排却せねばならぬ。たしか福澤先生の文明論かに、菅公は藤原氏の門地に抗して、筑紫に左遷、楠公は足利氏の名族に敵して失敗をくられたとあるが實に卓見である。

却説神都舊來の資格を談するは、時代錯誤と罵倒する者蓋し尠しとせずである、だが維新以前に關する事實に就て、大關係あるは云ふ迄もなく、資格不調査なる考古家は、恰も案内記で東京通に及第せる者の如くである。橋村氏の對問私言は、種別及權限其他も公平の見方だから、此れを基礎として聊か卑見を叙ぶる事とした。

資格を先つ七等に別ち、第一等を河邊大宮司家、第二等を兩宮正員禰宜家、(一に神宮家と云ふ) 第三等を宇治年寄山田三方、第四等を各町年寄、第五等を平師職(一に平職と云ふ) 第六等を殿原、第七等を中間とし尙此の以外に新規の格がある、其一は大宮司家の役人、其二は山田羽書取締役である。

第一等 河邊大宮司家

神宮大宮司は、世襲の官職では無い。近世河邊家が代々宮司に拜任したから、土着世襲神宮家と、一樣の如くなるも根本的相違の資格で、熱田出雲等各社宮司の如く、神宮のお頭で無い。混同の見解を避けたい。伊勢の大宮司は神祇官の京官兼職である。

一山田奉行所直支配ではあるが、訴訟等の時も代理出頭して之れに當る、概ね公卿式で、その配偶者を御臺と敬稱する。

一家領九十石餘、是は宮司の職役料だが、世襲の如く成つた結果、自然河邊家の所得の如く成つた。

一擅家は無い、大宮司は國司に准じて、交替の官人だから、普通神官の如く、祭祀祈禱を執行する本職で無い、大神宮領地の政務を掌る職掌だから擅家に配札する事は默許されぬ。然るに明治改革後は、純然たる神宮神官と變じた、その職制に明記してある。

一配下は無い、山田奉行より諸達令ある時は、代理をして之れを受けおく、その役人家來等は居町の年寄の支配に屬し、一身上の進退は宮司家の關せざる所である。

一宗旨は定めない、唯一神道だから無論寺請又は僧侶の引導は受けぬ、京官には宗旨の制度はあるようだが、伊勢大宮司の役柄に對して、特別の取扱があつたのだらう。又埋葬には神領の人夫之れを役し、穢人に委ねず葬送には輦を用ゐる。墓前には、黒木の鳥居を立てる。

一土地一切の課役はない(課役の事は下に云ふ)

第三等 正員禰宜家

正員禰宜家は、所謂神宮家で、古今家數の増減はあるが。明治維新當時の家柄は、内宮は藤波、藪田、中川澤田(荒木田と改稱)佐八、井面、世木、外宮は松木、宮後、檜垣、久志本、河崎、佐久目等で、同名の家が何戸もある。而して何れも同等の資格者で、社會にいふ本支家柄とは問題が異つてゐる。然る所以は内宮は正統の荒木田神主家、外宮は正統の度會神王家で、同一の氏族だから、各居住地を家號した迄なのである。故に朝廷に對しては、内宮禰宜は荒木田神主某、外宮禰宜は度會神主某で、藤波某とか松木某とかはいはぬ。尤も徳川幕府には、神宮家の者も權禰宜は家號で通用した、又禰宜の配偶者は一禰宜は御臺、二禰宜以下は御方と稱する。

一山田奉行所直支配たる事、すべて大宮司の如くである。併し其身權禰宜たる期間は、訴訟ある毎に一禰宜名代附添、自から役所に出頭する。

一定規の家領はない、併し神領朱印地高の收納所得は、職役に由て多少はあるが、個人私有の如くなる神領がある。此れは都合上神宮家相互間に讓與し、政府も默許し維新後公債を下附された。各家の持高は左

の如くである(明治三年現在)又此の以外に私の祈禱方面から得る、大小名等よりの寄附物や金穀の收入はある。

内 宮

一大高四拾貳石壹斗五升三合三勺

現米拾參石九升九合貳勺

一大高五拾七石六斗三升壹合七勺八才

現米貳拾七石七斗三合壹勺

一大高七石四斗五升三合七勺

現米貳石八升八合三勺

一大高貳百五拾七石四斗六升六合

現米八拾五石七斗貳升壹合八勺

一大高四拾七石三斗貳升六合

現米拾參石九斗五升七合壹勺

一大高貳拾四石八斗九升四合

現米八石壹斗九升五合參勺

一大高拾貳石九斗八升九合貳勺

現米四石貳斗五升六合七勺

一大高四拾四石九升七合五勺

現米拾九石貳斗八升貳合貳勺

一大高拾六石七斗四合

現米五石三斗壹升九合貳勺

藤 波 一 禰 宜 (氏朝)

井 面 二 禰 宜 (守堅)

蘭 田 三 禰 宜 (守宣)

藤 八 波 四 禰 宜 (氏命)

蘭 田 五 禰 宜 (守胤)

澤 田 六 禰 宜 (泰綱)

佐 八 八 禰 宜 (定綱)

蘭 田 十 禰 宜 (守賀)

世 木 清 淵

一大高五拾四石九斗三升貳合四勺

現米拾六石八斗八升七合八勺

一大高貳拾參石七斗貳升三合七勺

現米六石七斗三合八勺

一大高貳拾三石七斗五合四勺

現米七石五斗六升六勺

一大高六拾石三升四合九勺

現米貳拾參石八斗八升五合四勺

外 宮

一大高四拾貳石五斗三升七合

右收納高之内庄屋給番給引去

全收納高(以下同之)

一大高百七拾九石壹斗七升八合五勺

現米五拾壹石壹斗貳升四合壹勺

一大高拾六石三斗九升五合

現米四石八斗

一大高三百拾壹石壹斗七升七合七勺

現米九拾五石七斗四升七合六勺二才八糸

一大高七拾貳石貳斗五升五合四勺

現米貳拾貳石八斗九升壹合壹勺

井 面 直 太 郎

中 川 故 鞆 負

絶家ニ付當時井面直太郎預リ

藤 波 益 麿

中 川 故 河 内 家

久 志 本 二 禰 宜 (常伴)

松 木 四 禰 宜 (偉彦)

檜 垣 五 禰 宜 (貞賢)

宮 後 六 禰 宜 (朝昌)

檜 垣 七 禰 宜 (貞吉)

一大高拾壹石

現米三石七升八勺貳才

檜垣八禰宜(常位)

一大高百石八斗七升參合四勺

現米參拾壹石壹斗五升參合五勺八才

久志本十禰宜(常幸)

一大高七石

現米壹石九斗四升七合八勺四才

松木仙彦

一大高七石八升

現米貳石五斗壹升九合四勺

河崎延世

一大高八升五勺

現米貳升四合

檜垣故隼人家

以上

一師職を兼ねて擅家もある、正禰宜には職田等の収入はあるが、僅少にして衣食を支ふる譯にはゆかぬ。況んや無収入の重代權官に於てをやである。故に中古私の祈禱配札を始め別途の所得を計らんが爲め、一般大夫家と同一の行動に出た。兩宮禰宜家として師擅の先達は佐八家であるらしい。併し正禰宜は禁河の制が有つて、勅許を受けねば、猥りに神領外に旅行は出来ないから、逆も普通大夫家の如く、主人自から擅地に出張して充分の活動は不可能である。此れが神宮家師擅の薄き一因である。

一配下はない、奉行所よりの諸達令は、一禰宜名代之れを受けて、正禰宜及重代家へ傳進する、宮中使用の諸役人又は家來はその居住地の年寄の支配に屬する事、大宮司家の如く、一身上にかかる進權は有せぬ。

一宗旨はない、唯一神道で、寺請は勿論僧侶の引導は受けぬ、葬儀は早懸式で埋葬は神領の人夫之れを役して、穢民には委ねず、一禰宜は輦を用る、墓前には鳥居を立つる、二禰宜以下は輿で鳥居は憚る。

一課役はない、宮司家と同様に、町内の組には入らぬ、殆んど別種の生活又禰宜となれば、鐵漿で齒を黒

染め、頭髮は月代を剃らず惣髮、宮中に在つは冠したに結ぶ。

第二等 三方年寄家

三方とは、過去時代山田十二郷を三分して支配した名稱で、上之郷を須原方、中之郷を坂方、下之郷を岩淵方と唱へ、此の上中下の三方の大年寄が地方政事用集台の場處を、三方會台所といふたのである。三方大年寄とは異なる性質ではない。故に徳川幕府の朱印狀には、三方を指して外宮年寄共と宛ててある。宇治大年寄は、宇治二郷年寄とも稱し、年寄會台所を設置して、郷内の政事を執つた。然してその資格者は兩宮同一でない、慶長八年伏見城に於て、徳川公より朱印狀交付の際、山田三方は廿四人出頭した、此れが例となり廿四軒に決して爾來増減はみない、宇治年寄は、支配區のふなるに拘はらず一時は其數五十餘軒で有つたが、漸々減少して寛保三年には五十四軒、安永六年には四十壹軒、元治二年には三十八軒、慶應二年には三十二軒と成つた。但し山田三方も宇治年寄も出座と不座がある、出座とは會台所へ出勤の現役者不座とは休職者を云ふ、一例をあぐれば寛保三年の吟味帳に、年寄五十四軒の中現役が十二名、不座が四十二名見えてある。

一山田奉行所直支配である、訴訟等にて出庭の時は、會台所の當番一人付添ひ、居住の町年寄を率て、役所の法庭に出る。

一家領はない、しかし春木家は、徳川將軍の御師として八百石上部越中家は五百石、豊臣氏の御師たりし知行の遺存と傳ふ、福嶋伊豆は五十石、織田氏以來の由緒によると云ふ、岩淵五郎右衛門は、元暦の昔扇の的で有名那須與一宗高が、神恩報謝の爲めに献した、下野國那須永錢貳百貫文の地の所得を傳領してゐる。右は何れも徳川將軍代替に、老中より御判物を下付する例である。(御朱印狀とは別なり)内宮方面にも、山本大夫の貳百石、其他にも尙ほこの種類があるであらう。

一師職大夫にて擅家を有する、此中内宮地下權禰宜家でも、山田居住の輩、師職の部分は外宮方師職に屬し、職務とは別途となる。師職は私の祈禱配札を専務として、此の方面に努力し、所得に據て大家屋

二口銀拾九貫七拾五匁、是を六拾目相場にして代金三百七拾兩參歩と十匁六分六厘四毛余
右 四ケ 度

金千貳百七拾壹兩一步拾匁六分六厘六毛
羽書にて一ヶ月五拾參匁四分六厘六毛

十二ケ月

六百四拾壹匁五分九厘貳毛(常明寺門前町は此外)

又役料はあまりなさそだが、役用は相應にある。寛政改革以前は、土地法度の裁判権もあつたが、以後は奉行所へ剝奪された結果、差引残つた師職中檀家の争論紛議の下調査やら、水火の事變に際して、防衛人夫等の指揮監督、又は變死者檢使の立會、處刑場へ出張、(刑場入口迄)拜田村牢舎修築等の臨檢役である。但し三方中にも春木大夫は徳川將軍御師の廉を以て、右の如き不淨雜機には關係せしめずとの沙汰、依て平素の役務にも出座しない特別扱である。

第四等 各町年寄

各町年寄は、家格の上からは同一だが、身分に至つては、自から各種に亘る。兩宮地下權禰宜を拜命して、從五位以上叙爵の輩もあれば、無位の神職もあり、又は無職無位で、商法を營んでゐる兼商人も混合して、その色別が頗る複雑だから古家新家の分別を立てて、その等差が示してある。

一三方の配下ではあるが、訴訟の時は、山田奉行所へ直達する、同列の者一名付添て出庭、一家領はない、但し松尾志摩は百五十石の朱印狀受領、此の内現米三石三斗を、内宮へ同三石を外宮へ獻進する、又新年寄丹藏與大夫は五十石拜領、その由緒は詳ならずと傳ふ。
一師職にして檀家はある、三方と異なる所は無い。故に師檀の事に關しては、何等干渉を受けないから活動次第に。檀家の多き者は十萬乃至廿萬軒少き家は貳參萬軒に足らず、收入の相違生活状態の異なる事、三方家と敢て異なる所はない。

一宗旨あり、僧侶の寺請引導等を受くる事、すべて三方の如くである。文久三年御沙汰に依て。宗旨帳丈は除かれた家もある。

一課役あり、三方の下に述べたるが如くである。凡そ町年寄は自分居住の町内を支配し、町毎に集會所を設け、町代を置き町内の上申下達より公私の役務に従事し、三方が三方會台所に於けるが如く、會所に出勤して居住民の身分、宗門の改め、人別帳の編製、訴訟事件又は御用召狀に接しては、奉行所へ出頭し、水火の事變、横死者の臨檢、處刑場の立會、概ね三方役人の如くである。全町會台所の費額町代の支給額は、町の大小に依て一定でない。

第五等 平師職

平師職とは、平民師職の意義で、一家格を立つべき資格者でない。殿原の中檀家を有する者をいふ名稱で、普通の大夫は乃ち此の類である。仍て神宮家は檀家に對しても某神主と呼で大夫とは云はぬ。此れで差別が嚴然と立てる譯だ。

一町年寄の支配に屬し、万事その下知に従ふ。訴訟事件には一應年寄の取調を受けて、取次に預る、而してその會所に出頭するには、組合一人付添、會所の庭上に平伏する。

一家領はない、然れ共微賤より起て資産家又は地主となる者が多い。

一檀家はある、此の黨内には主人自から擅廻配札に従事する者、又は商法家の戸主もある。
一主人請はある、主人請とは神宮家三方家大年寄は獨立で、主人はないが、此の黨には主人有り、その扶持を得て、家族を養育する者もある、此等は全く家來だから、餘義ない譯である。

一十人組がある、十人組とは町家一般に十軒を一組とし、組頭一人を置き、組内の事務を處理せしむ平師職は此の組内に加しななければならぬ、故に組内の出席には、吾家來と同列で、同權理と義務がある。
一宗旨はある、且那寺の請狀に預り、町家と同じく人別帳に記載、毎年宗門改の際は、町年寄の臨檢を受け、寺僧の請狀を、年寄會所へ提出する。

一課役はある、(課役の件は、三方の條に記せり)
 一在町の諸番を勤む、諸番とは各町境界の門番を始め夜中町内の巡視し、大鼓番、拍子木番、火用心番、立番、の諸役、又は宮川出水の人夫道路、普請の人夫の類を云ふ、又年寄公務出勤の節は供役を命せらるる事もある、之れに伴ふ臨時の課番もある。因に云ふ、神都は特別の制度で、縦い法眼、法橋の醫師檢校句當四度の盲人、又は修驗者に至る迄、師職の家來となり、十人組に加入して、諸番人夫等の役割を受けねばならぬ。若し本人能はざる時は代人を要求する。

第六等 殿原

殿原とは師職の擅廻手代諸職人商業人の内で、苗字ある輩をいふのである。此の殿原より平師職を嗣ぎ新年寄ともなり、稀には六位に昇る者もある。又神樂役人として師職の家に出張し太神樂等の奏行に従事する樂員がある。此の輩は概ね皆殿原であるから、平師職若しくは新年寄に昇格する者もある。前に叙べた法眼法橋の醫師檢校句當四度の盲人、又は修驗者の徒も、皆殿原の列なのである。蓋し殿原は本職を受け宮掌大内人に補し、素襖を着、常に肩衣を着用する事を得。

第七等 仲間

中間とは諸職人商人農夫より日雇稼する者の内、苗字なき輩を云ふのである。該町の年寄に出願して、殿原に加列する者が多い、但し仲間には上下着用を許されぬ。

新格

大宮 司家役人 貳軒 (三日市と小田)

宮司家役人は、宮司の兩政所で、元來岩淵町年寄家であつたが、寛文年中山田奉行所へ出頭して、家格を改められたのである。

一年寄の支配を受け、訴訟等の際は年寄に據て出庭する。
 一家領はない。

一檀家あり配札もする。

一主人並に十人組はない、若し該家無住にして、宮司家役人を勤務せざる場合には、町年寄より主人を選定し、十人組合に加入を要求する。

一宗旨は定めぬ、毎年八月宮司家より、山田奉行所へ吉利支丹に、あらざる旨の證文を提出する。
 一課役はあるが、住所地の諸番は除かる。

羽書取締役六軒

羽書取締役は、寛政二年の改革に依て、新設の山田羽書に關する一切の勘定方とも云ふべき、一種の新格である。その初任者は、元白米但馬家來中島町惠川半九郎、元榎倉右近家來浦口町古森善右衛門、元久保倉要人家來河崎町永野與兵衛、元龍外記家來河崎町野村太次兵衛、元野村太郎兵衛家來河崎町村井與四郎、元益谷内藏家來船江町伊藤與四兵衛の六人なのである。

一山田奉行直支配の形式で、確然たる支配は示されてないようだ。訴訟の場合には、町年寄を経由せず、同輩即ち羽書取締役付添で、山田奉行所に出庭し、又公達は居住町の年寄より、本人に達する、公席は三方の次座町年寄上位に列する。

一役料は二人扶持、
 一課役はあるが、主人十人組はない。
 一宗旨はある、寺請證文は、町年寄へ提出する。

家格は大略右の如くであるが、此れに次て神宮部内の等級をも、一言しておきたい。如何とならば、三方以下の輩には叙爵(從五位以上をいふ)者もあるが無位もある。されど宮外に在ては有位無官等は無差別で、單に三方とか大年寄とかの名稱を利用して、或る場合には神宮長官をも凌駕した事件もあつた。(内宮方には尠く、外宮方に多い)既に明治四年の改革に當て、三方大年寄家は、有位無位を論せず、悉く神宮家權禰宜家叙爵者と、同一の士族に加列された。その當時ある有力者の手加減だと、窃に不平を鳴らした者も尠くなか

つたと、云ふ噂だから、將來參考のため、神宮内等級の概要を掲記しておくも断して無用とはいへぬ。之れに依れば假令三方大年寄の權威者でも、長官即ち一禰宜の支配を受けて、その命令の下に働かねばならぬ事になる。

- 一 正禰宜廿人(内宮十人、外宮十人)
- 一 重代權禰宜無定員(正禰宜の子弟、禰宜の候補者)
- 一 非重代權禰宜(一に地下權禰宜といふ、古今増減あり無定員)
- 一 本宮附職役人
- 一 別宮附職役人

正禰宜は闕員ある毎に、重代權禰宜より推薦し、勅許を仰で就任する。位階は從二位を極位して位記を賜はる。一禰宜に昇進すれば長官と稱し御伯様と呼び、宮務一切の總轄權を有する。又重代權禰宜は禰宜に副從して神務其他に従事し、正四位を極位とす。地下權禰宜は物忌兼帶者の外は、大祭以外には神務に従事せず大祭とてもその大半は參列にとどまる。位階はすべて重代權禰宜の如くだが、此輩は功勞ある者も禰宜に昇進する資格は絶對不可能である。

併し此の權禰宜に限り内外兩宮間に相違点がある。外宮に於ては上述の如く叙爵以上の者に限定されてあるが、内宮は六位の内人等もある。元來權禰宜は奏授の職でなく全く祭主の判任で、正禰宜との差別は甚しい。その當時の六位は、現今の六位の如くでない。祭主へ委任のものだから之れを永宣旨と稱して、夫の吉田家の位記と同資格のものである。故に本宮附職役人及別宮附職役人にも、正六位を帶する事が出来る。此の如き性質だから、従前は從五位以上を叙爵と稱し、現今制度の從六位勳六等以上に相當する待遇を與へられたのである。明治四年神宮改革に六位以下は神宮傳奏を經由した奏授の位階でないから、諸藩の卒族と見なし、士族に加列の榮を得なかつたのであらう。本宮附職役人別宮附職役人の職制等は、煩はしきに付き省略しおてく。

九十六 楊柳の光

楊柳の光といへば觀音の靈驗談か、幽靈の怪話か、浮世には遠い信向者の心理に感ずる、例の迷信の紹介と一蹴するだらうが、此の楊柳の光明は万古に輝き渉る生きた光明である。それは何物かといふに、正編九十三に銀屏風の題を掲げた、勤王の義士備前藩藤本津之助眞金雅號鐵石又は鐵寒士を以て著名なる、大和天の辻で文久三年九月十五日倒幕の志を達せず、千歳の恨を吞んで忠死の大偉人が、南畫かきの假面に大志を蔽て神都に滞在し、その去るに臨んで、堤世古松坂屋の送別宴に、怪物畫大失敗記事の正誤を兼ね、尙ほ一層興味ある鐵石先生が愛國敬神の思想を窺知すべき尊き事實談である。先年先生來田の始末には據るべき記録もなく詳細を知る古老もない、故に關係深き奥山金陵氏の男現中書又は故橋村大藏正環兩氏の外亡父にも質したが、亡父の云く、鐵石は一志の拾壹屋に宿泊し、宮後町の伯父(檜垣二神主貞董)の家で、金陵醫と同席し、其の送別宴にも松坂屋に宮川渡場迄も伯父に從て送り、別を告げたが、十六歳の時、だから何の感もない、只記憶に存する点は、黒色の羽織を着てゐられたと木訥の人格者で背丈は常人より短き方、併し瘦形ではなかつた事だけだと云々。今より考へてみると、眉峰氏も正環氏も亡父よりは歳下だから、固より故意ではなからうが、銀屏風と銀の衝立との相違を傳へられは尤である。又右銀屏風の文中に安政四年四月と記したは、安政六年の三月若しくは四月と改めねばならぬ事になる。如何となれば百物語刊行の後、ある動機に由て、過去七十餘年の昔、怪物畫の揚柳衝立の現物を發見し、之れに對へば一言の申譯もない。衝立は普通の品とは風雅に製せられ、その丈け三尺横巾二尺二寸揚柳の下に墨竹がありその右方に

已未安政六年四月十一日山田諸彦爲余(鐵石先生)開祖宴此亭(松坂屋)醉來興來草々寫之鐵寒士眞金書

と墨色、鮮明にして忠膽義氣自から紙背に徹し、忽ちゾーとする感が起る。實に近き將來に國寶たるべき、神都復得べからざる無上の貴重品である。同時に先生が送別宴に列席の姓名書もあらはれたから、左に掲載する。

鐵石先生祖筵出席人名

- | | | | |
|-----------|-------------------------|------|-------------|
| 中島町 | 江川半九郎閑雲 | 二俣町 | 益左京沼南 |
| 二俣町 | 橋村大藏橋陰 | 浦口町 | 尾崎平馬竹處 |
| 浦口町 | 尾崎式部星村 | 浦口町 | 古森内記葛山 |
| 筋向橋 | 橋本宰記香圃 | 上之久保 | 青山泰亮鹿城 |
| 八日市場 | 中北善助芥庵 | 一志町 | 孫福修理楓陰 |
| 下之久保 | 松田將曹適齋 | 下之久保 | 松田縫殿雪柯 |
| 宮後町 | 東刑部棕林 | 宮後町 | 東一學桂林 |
| 宮後町 | 松田兵衛葵亨 | 宮後町 | 松田伊織秋池 |
| 宮後町 | 幸田因幡雙浦 | 宮後町 | 檜垣二神主竹窓(貞董) |
| 田中町 | 松木六神主松年(偉彦) | 田中町 | 田中司馬成章 |
| 吹上町 | 杉原角平柳灣 | 吹上町 | 奥山中書金陵 |
| 吹上町 | 奥山鯛五郎眉峰 | 吹上町 | 足代大史如意 |
| 古市町 | 服部得三小瓶 | | |
| 河崎町寓 | 高木開泉(他處人) | 妙見町寓 | 檜林昌建愚溪(他處人) |
| 外ニ表具師三名列席 | | | |
| 岡本町清可堂 | 八日市場町南晴堂、外宮前館墨林室(吉川清川郎) | | |

此の祖筵出席の人名中に、高田氏の見えぬは不審千萬であるが、何か萬止むを得ざる事情突發の爲めならんと推測する。又斯の如く三十名の有志者が先生の別宴を張つたとすれば、正編に縷迷した怪物書を以て排斥されたとの事實は、なさそうながよく調査すれば列席者の大半は無邪氣の少年だから、恐らくは先生の出發

を飾らんとして、有志者一策を講じ近親の青年を誘導したのではなからうか、前記亡父の言を参照すれば此の疑問が起る。それはそれとして先生に利害關係はないが、之れを熟視して忽ち神經を刺戟しヒヤリとした。それは他境人の列席である、木間泉は全く南派の畫人一てんばりで他には何も無い、後津藩主に召出されて仕事し、和泉守に憚て文仙と改名した、位の謙遜家だたら安心であるか、今一人の檜林昌健は談義僧の還俗各地方に遊寓し酔でも蕩蕩でも喰へる男で無い、既に上編勅書一件中に中心人物として妙見町後家の一件から神宮や三方に裏切名人の策略家、所謂注意人物である事をほのめかしておいた。檜林その人である。若一怪畫の一遊歴者ならずと、目星をつけたなら同志嵩春齋君と共に、鉄窓の下に憤死し、正義の鬼ならしめんも、蓋し圖るべからずである。危険千萬であつた。事是に至らずして南畫の一遊歴者として宮川を越えられたは果して先生の幸か、神都有志者の福か、怪畫人の怪なる所以亦知るべきである。

借右衝立の所有主が、隣町下之久保寺田縫之助醫伯で、所謂燈臺もどくらがりであつた。是亦怪の一つに計上する。醫伯は奢侈の嚴禁勤儉力行を家憲とし敢て世評を顧みず、多年其職務に努力し夙に助産婦養成所を開設し婦人科に盡し、家庭に於ては子弟の教育に巨萬の私財を擲て、仕あげに仕あげた石門高樓博士學士御揃の寺田醫院何と云ふても大成効には何人も頭があがらぬ。老生は知人だから此れ以上は云はぬ。既に定評がある。加之寺田醫伯の居處は書道の大家松田雪河翁の地所、家屋は改造されたが、尙ほ庭樹の半は遺存してゐる。此の雪柯翁は鐵石先生の送別にも親子づれに列席され、怪畫揚柳一件の失敗に際し、奥山金陵氏等と尻拭ひをした幹部連だ。奇縁も奇縁で翁が舊宅舊地を購入して、右の貴重品が現れ土藏の主となつてあるは愈々以て揚柳赫赫の光明を仰がざるを得ずである。夫の松坂屋の零落に伴ひ揚柳は轉して雪柯齋に移つたが、雪柯齋亦事情有て、南島の一門人の手に歸し後又京都商人の購ふ事に話がまごまり、將に勢地を去らんとしたのである。是時伯は吾神都の由緒ある又と得がたき貴重品、争で京都人の手に渡すべきかと、大奮發云ふか任に若干の黄金を投して、引き取られたとの噂である、伯の平素守る所の主義から推測してみると。此の購入は決して骨董的でも風流的でも無い偉人の筆蹟を尊重すると、共に神都に歴史ある神品を失ふ事を、遺憾に感

せられた、偉人崇拜と愛郷心との結晶で、即ち多年節儉の大金が惜げもなく懐中からころけ出たのであらう。無用を節略して、有用に使用するといふは、是である。してみると黄金も持主次第でひかる譯になる。又鐵石先生が滯田中、先帥御巫清直翁の學派に就て不満を抱き、奥山金陵氏に托して手紙をのこされたと曾てある人より耳にした、甚だ意外なる事だ、恐らくば爲めにする所有ての中傷ではなからうかと、立證を搜索して、百物語に加へんとの豫定であつた、然るに圖らずも左の書翰を一見して、鐵石先生が先帥に對して頗る敬意を拂ひその示教を仰がれた事實をたしかめたから公開する。詳細御通讀を願ひたい、尙本書は相續者御巫清直氏が秘藏されてゐるから疑問あらば同氏へ御照會を乞ふ。

書翰之寫

去年春參

宮之節伺ひ候處、御來客とかにて不得拜晤候、其後江川氏と同道、御門前を過候時倉卒得御一面候、但僕舊來甚吾朝之學不振を遺憾に存、御示教も得度、御質問とも存候所遺恨に候、春秋之盟僞之張本、証據を論は訟を引也、不識不知則に順ふこそ、眞の神意に候へ共、今の世として異端争起候時に候へは、勿躰なく事ながら奉同道義は外ッ宮の祭神、古來紛々定かたく候、憚入候得共御示教奉願候、天の岩戸とやら唱候者は古塚のよし御神官等參られ候事禁られ候よし、左候は素より穢と申難候へとも諸國參宮人も被禁度事にあらずや、伺度事多端候へとも先如此に御座候、僕か微忠を御憐御示教所祈候、餘在後信草々

六月一日多賀

眞金拜

追々向暑に候御深愛專一奉存候

狀袋表

御巫清直大人侍史
托奥山氏

藤本津之助

同裏

六月一日

御幸町三條上ル

九十七 勸進比丘尼

比丘尼と尼は同意義で、佛教大辭典に、アマ出家の女子、梵語にて比丘尼、比丘の語は、男女に通じ、尼の音に女性を示す和語にアマと訓するは、梵語の阿摩(即ち母の義)の言を取る、又比丘尼俗に尼僧をいふとある、さすれば尼よりは、比丘尼が本言となる譯だ。我神都には、寺尼、勸進比丘尼、屁負比丘尼といふがあつた。寺尼は淨業を修めて、一寺菴の主たり従たる女性、勸進比丘尼は紀州熊野山の寄附行爲で、各地方を巡歴するもの、屁負比丘尼は宮川夜話草や故實郷談に、神境古風俗の一として、享保頃迄は上流婦人の外出には、必らず尼僧が供先に立つ、それは若一途上に於て、夫人が失敬した場合には、只今の一發は妾でござると、其の耻辱を肩て身代となる、即ち屁負比丘尼名稱の起原だとの釋明がある。古代の風習としては、皆無とも斷言しかぬるが、餘りに骨稽に過ぐる感がある。老生の推測では勸進比丘尼と、屁肩丘比丘尼とは、同系統のもので、過去時代には勸進比丘尼等は擅に宮城迄も進入して、勸進を強ひ、或は上流の家庭にも入込んで婦人の秘密事件に干與し、その出入にも從伴したものらしい。延寶年中滿彦長官が、新路裏坂を開修せざる以前は岩戸の裏坂の邊に熊野比丘尼、或は幣を振て參宮人の投錢を請求した、依之幣振坂と云ひしを、後には轉してヘフリ坂と呼ぶ事と成つた、但し裏坂を開きしは、山の腰を開作されしより三十餘年の後である。此時より比丘尼は宮中退去を命せられたとある。是處のみならず、朝熊岳及磯部地方迄も、比丘尼が活動の事實は、丹前能といふ草子に、

淺間山(朝熊山)福一萬虚空藏殿を登れば、比丘尼あやをり色ある女が、前後に集ひまき錢を願へばひんに同前○中略二見へ降る追分の茶屋へ參り下向をみて、大阪のたれさま、江戸權七様こころ得て、京のござなた河内、はりま、長崎のと、國國をさしてちかへぬはごこに目印有やと、大笑ひして云々、彼のシマサン

コンサンは、此れより出たるなり。

夫の伊豫ぶしに、二見ヶ浦には朝熊山鸚鵡石、磯部比丘尼が、太太神樂に、これなもし、投げさんせと、謠ふてゐる。之れを證すべきである、斯の如く勸進比丘尼の黨類が、各處に出役する時代だから、恐らくば上流の家庭にも關係を結び、臨期に夫々役を勤めたものであらう。ヘフリ坂の事例より推せば、屁尻は、幣員で、御幣を員んで、婦人に從伴したものが、將又幣は、土産物の意で、婦人の幣物を員んで、先行せしか、何れにしても、屁尻の解釋は附會を免かれぬ。

屁尻比丘尼の件は此位にして勸進比丘尼の外観内容を語つてみたい。彼等は各處に假居して寺院の參詣僧侶の說法聽聞の自由、即ち外出を得ざる、深窓の中に籠居し、社會と没交渉なる婦女に、地獄極樂又は六道の繪卷物を開示し、之れを説明し、又は無常觀の唱歌を謠て、佛教感化に努力するが目的である。艶道通鑑に朝ぼらけより、黄昏まで、所さだめでまごひ歩行、日向臭歌、比丘尼のありさま、昔は脇挾し文小巻物入で、地獄の繪説し、血の池の穢をいませ、不産女の哀を泣す業をし、年籠の戻りに烏牛王配りて熊野權現の事觸めきたりしが云云

とあり。一婦人が比丘尼の繪説を聽て泣伏せる圖が、近世奇跡考に殘口之記を引て示してある。比丘尼の側なるが熊野の牛王を納めてある畫で彼等が毎年熊野山へ參詣し、年籠の行を修め拜受し來た、所謂熊野山の牛である。是れが勸進比丘尼の生命なのであるらしい。然るに世の推移に伴てか比、丘尼の變化甚しく遂に淫風に傾きて、私娼を專業とし、唄比丘尼、比丘尼舟、賣比丘尼、丸妊あそび女、尼站等の綽名を流し社會より擯斥ざるゝに至つた。熊野權現の御威光もとんだ處迄さし込んだには恐れ入る。

東海道名所記小田原の條に
比丘尼一二人出來て歌をうたふ云云、繪どきをしらす、歌をかんようどす、みごりの眉細くうすげしやう齒は雪より白く、手足に胭脂をさし、紋をこそつけねど、たんから染、せんざい茶、黄から茶云云、白うらふかせ、黒き帯にこしをかけ、裾けたんて長く、黒きぼうしにて、頭をあちにつゝみたれば、その行狀

はおやま風になりひた、すら傾城白拍子になりたり。

又人倫訓蒙圖彙にも

歌比丘は、もとは清淨の立派にて、熊野を信じて、諸方に勸進しけるが、いつしか衣を略して、齒をみがき、頭をしさいに包みて、小歌を便に色を賣なり、巧齡歴たるを、御寮と號し、夫に山伏を持、女童の弟子あまたとりてしたつるなり、都鄙に有り、都は建仁寺町藥師の圖子に傳る、皆是末世の誤なり、

又紫一本赤坂の條に、

うら傳馬町へ出たるに、下町めつた町から、來る比丘尼、風流に出立て云云、様子を聞ば、めつた町より數多來る、比丘尼の中にも、永玄、おひめ、おまつ、長傳と申が、爰もとで名取りにて候、あげやは仁兵衛、安兵衛と、申すがきれいに候、今の小袖かたびらを、宿つき着とぬぎすて、あかしちゞみ、絹ちゞみ、白さらし、うこん染にもみの袖にうらえりかけ、黒しゆす、茶しゆす、幅廣帶、黒羽重の投頭巾、又はばうしで包むも有、小比丘尼供につれ、是に酌をとらせ、市川流の夜もすがら、もしは草の大事ぶし云々、加之好色徒然草には、源太郎と云ふ小米屋の息子が、比丘尼と情死の沙汰や、武江年表には、寛保の初年江戸八官町に於て、櫻田邊の武士、比丘尼と情死し、之れに因て寛保三年閏四月、勸進比丘尼の中宿停止、且つ比丘尼の町内へ出稼禁止の一件がある。艶道通鑑には比丘尼二人が板橋に立て、僧侶の袖を引留むる圖迄が載せてある。上に引ける證左は、京都江戸に小田原各地の狀況であるが、就中江戸比丘尼が一時の勢力は、公娼を凌駕したと云ふ事だ。先哲叢談、林鳳岡先生傳中に、嘗て貴人に詣して、守るべき一言を請はる。先生曰く、唯比丘を節せよ、此時市街比丘尼の淫を賣る有り。故に俚言好色を指て、比丘好と謂ふとある、推して知るべきである。

我神都勸進比丘尼が、近世の風俗は、山田古風の雜誌に

此者(比丘尼)は五尺の手拭にて頭を包み、銀のビラビラのいろ留をさし、又手ぬぐひ、夜晝にも取事なく、たとひ御大名御通行にも、取らぬ例なり、春は宮川町茶屋町繩手に於て、むしろの風除を作り、紅白紛に

て顔をつくり、妻折り笠をかむり、右の手に金にて作りたる、ヒラノのものを振り、左の手に白扇子を持ち、旅人を見かけ呼留、詞ランシンエーゆかさんせ、嶋さん、紺さん、ゆかさんと呼ぶ。

横地長重氏の伊勢參宮春の賑には、附圖もあり。

此町、(中河原)はづれの道脇に勸進尼と稱したるいともあやしき姿にて、尼顔へほうかむり、面の化粧もいと白く、妻折笠にはで姿、金糸銀糸の縫襟を、幾へも重ね掛たるは、娘姿と見えにけり、參宮人に錢を請ふて渡世したる者にぞある。

文にある如く比丘尼が妻折笠を被るは、ナト異様だが、勸進のため行旅の躰で。江戸眞砂にも頭巾は黒縮緬加賀笠云々、文化三年印行膝栗毛に、二人の比丘尼が菅笠を被て、歩行の圖もある。蓋し加賀笠と菅笠とは同物で、加賀國より産出の菅を以て、製作する故であるといふ事だ。加賀が此笠の本場だから、何地の菅にても加賀笠といふ事と見える。又右古風の雑話の文や春の賑の圖に、比丘尼が其手に持てる、金作のヒラヒラとあるは、編木子又は拍板又は鼓板と(ビンザサラ)稱する器は夷樂の器であるが、我國に傳來してよりは田樂法師の使用する一種の樂器で、長五寸幅三寸程なる、薄き板を數十枚合せ、絲にて一端を綴ち、一端を動くやうにし、兩手にて引張り、相打ちて鳴すものである。東都歳時記に、三月十七日淺草三社祭禮に田樂がある、前驅槍十筋次拍板(ビンザサラ)三人云々世に拍板の祭といふとある、比丘尼等はそのビンザサラの形丈を金屬製にして、振動の便宜に供した。寶永二年板行伊勢太神宮御利生記には、間の山のお杉お玉が木製の拍板(ビンザサラ)を両手で鳴らしむる圖がある。文化二年印行膝栗毛の比丘尼の繪にも、ヤハリ木製の器を弄しむる。然れば金屬に轉作せしは、其れ以後の事で天保元年浪花憲章戯作いせ路記には

びく尼とてあやしのあまのごときもの並み手をふるへばチリンチリンとなる。

あやしの尼のものを乞を見て

尼に似て、衣をもきず、僧でなく、廻向するの、歌うたふのか

女僧連道路一如撞又如彈、非念佛非唱似經又似嘆

と當時の實況を謠ひチリンチリンとあるはビンザサラの製造が早く既に金屬と成つて、維新前のもと同物たる事が立證される。

老生が幼年時代大晦日没より年初、中道にて目撃した處は、右春乃賑の記文と大差はないが、比丘尼の服装は年増は無地、其他は悉く縞物で何れも頸より頭陀袋様のものを胸部に懸け、金製のビンザサラを打ち振てオーンシンエーと連唱しつゝ、參宮人の手を引き襟もとを捕へて、撒錢を要求する、恰も徳川時代客屋の妓夫に異なるなしであつた。白米滿國の續臆乘に、元祿十一年七月十二日付、三方會合所より明日より勸進比丘尼歌を謠ひ、勸進に出る義無用と差止の達書を、町年寄が傳達してゐる事實がある。又久佐具沙之記には勸進比丘尼唱歌として

この世ばかりと思ふがまよ、永き來世で猶しける

と記してあるが、其頃既に古様は廢して、都々一風の俗調と變じた事が判明する。後には上の唱歌もお止めで唯オンシンエーのてんばりて手腕を振つたものとみえる。

儲この山田比丘尼は岡本町と岩淵町松木とに、親比丘尼が本陣を構へ貧民の子女を貰受けて、之れを養育し受持區域を定め、子比丘尼を引率して、米麥の喜捨を乞ひ、毎年一度代表者として、熊野山へ參詣し、牛王を受け来る、之れを年籠の淨業と稱してゐた。併しながら彼等が内容を穿てば矢張私娼の臭氣は免かれ得ずである。聞く所によれば、岡本町小田橋附近に底入と字する、小料理店が比丘尼宿で、參宮道者と否とを問はず、手當次第に食ひ込んで一宵の春を粥鬪く魔屈だとの噂さだ。實に奇なり珍なりである。又彼等は如何なる場合にも頭の手拭はとらぬ、若し之れを脱して同合会すれば、則ちそれが夫婦契約で、血判誓紙と同等の効力を有するそうなる。彌々表面結婚式をあぐる際には、髮置代と稱して、親比丘尼に若干金を出して許諾を得るが、仲間の内規だといふ事であつた。維新の後改革と共に廢止して今は昔語の一つとなつたのである。因に云ふ、牛王は、熊野權現の呪符でかの鳥の牛王と尊信する、熊野山靈鳥點を用ゐる符字である。和漢三方圖繪や、國語大辭典に、詳解があり、且つ神道名目類聚抄卷三には、その圖様迄が掲げてある。

十七日會とは讀で字の如く毎月十七日に神儒佛三道の權威者を招聘して講義を聴き、神宮尊敬國體感念の修養に勤むる質素堅實なる談合會で有る。當時ある一派は毛虫毛虫と之れを忌み嫌ふたが、その忌み嫌はるゝ所が乃ち本會の價値でありと云はねばならぬ。凡そ會合はその會主又は統領の意志が表明され會の進行と退歩とは全く主幹者の如何に由るものと信せらるゝ。

抑も本會は市内一之木大岩氏の宅を會場として、戶主芳逸氏がおん大で去る明治九年の創設、同三十三年十七日會と公稱を發表したのだといふ事だが、會員はは大概地方の有志家で、一時の勢力は實に當るべからずであつた。然るに大岩氏雲隱の後は電光も消滅して、十七日會の話をする者も無いように成つた。此の一事を以ても芳逸氏の人物即ち精神の一途で、浮世に五十余年の生命を托した譯がわかる。

そこで偉人芳逸氏は、如何なる來歴かと調査の歩を進めて見たい氏は嘉永三年五月二日尾張國知多郡中之郷内海村の出産で、醫師大岩芳輔氏の長男母は樋口氏よみ子、年十二單身故山を出でて中京の漢醫村瀬の門に入り、醫學を修めた。時恰も徳川の末期に属し、海内騷然尊王攘夷熱盛んに、遂に倒幕維新の天地となり、尋て人材登庸の道も亦開けた。於是氏は時勢に鑑み、醫學の餘暇には和漢泰西の政治宗教に關する諸書を研究しその方面に新智識を求めんと、數年螢雪の勞を積ん、だ不幸なる哉一家離散の厄に遭遇し、遂に芳輔夫妻山田に移住する事となり、學資送付の道は絶えた。氏も此れには抗する力なく中京を辭去度會郡豐濱村に轉じ醫業を以て生活を支えた時に年十九の壯年だが深く日蓮師を信じ、法華題目を以て、安心立命を求めんと、日夜念誦し、國家の爲め何か一大事業を計畫せんと誓ふた。然るに居住の豐濱の地は、製鹽には適當の場處、此の地理を利用して産業を起さんと山田舊御師豐田白米等と結び、三州西尾の舊士人秋山某を招き、土路の海邊に洪大なる鹽田を開作し、大半成るに及んで、一朝洪水のため破壊し忽ち大損夫、折角の苦心も水泡に歸し被、害者よりは苦情百出さすがの大岩氏も此れには閉口したといふ事だ。

一夜外宮附近一面の大池となり、壹疋の靈龜が神宮大麻をくわえ水中に浮び出た。是は不思議と凝視するに正殿御屋根の千木鬱蒼たる老杉の間に輝き、一筋の神光身に照徹す、アラ有難や尊しやと伏拜すれば、中天より一羽の白鶴降り來て一聲高く鳴いたと見て一霄の夢は破れた。氏は忽ち衾を蹴て起上り身を清め、東方に向ひ禮拜數度、他日時を得ば一身を犠牲にして、神宮御城の陋巷に近接せる不淨不潔を排除し奉らんと、神前に誓を立てた。時に年二十三。爾後神地擴張の一事は須臾も忘れなかつたが、かゝる大事業は同志の援助に由らざるば、成功を奏せずと自覺し、窃に其の時機の到達を俟ちつつあつた。明治八年父芳輔氏の病死を機として山田一之木町に移住し、父の業を續ぎ、數年ならずして相當の資産を作り上げ、一家の經濟頗る豊なるに至つたといふ。

維新大改革の結果舊御師家は概に數百年の慣習を頼みて、尙ほ桃源泰平の夢醒覺せず、之れに伴て市民も亦活動力に乏しく、日一日と疲弊し、動もすれば粥口に窮する子女も亦尠しとせずである。氏は此の慘狀を視て屢々私財を投じ、尙ほ進て市民の有志村井恒藏氏と握手し、彼等の生業に充てんの目的を以て、機業を起さんと東上し、各工場と視察したが、基本財産の關係上、鉛筆製造の有利なるを感じ、歸郷後松葉佐右衛門世古口善右衛門、同淳一氏等と協議し、製造場を開き子女に練習せしめたが、多年安逸に馴れた所謂長袖系流の堪ゆべきにあらねば、短時日にして廢業。その損失も亦莫大であつた。

於是氏は産業は斷念し、專一神宮の擁護に盡精せんと誓ふた。その然る所以は明治維新以來歐化主義に感染して、神國の大道を無視し、恐多くも皇室の尊嚴を冒し又は神宮奉仕の典禮も亦有司者に放念の結果屢々に不敬事件の突發を見る、固より皇室なり神宮なりの御事は、猥りに卑賤者の容喙すべからざる所ではあるが現勢恬として坐視するに忍びざる件々がある、いざ一身を犠牲として立つべきは今だと決意の臍をかためた。しかし考一考すればかゝる重大事件は單身能く爲し得べき所ならず宜しく同志と結んで他日の成功を期せんと、乃ち村井恒藏、松葉佐右衛門、杉村讓一郎氏等を説き、明治九年同志會合所を創設した即ち十七日會の起原である。

爾來十餘年間創立者各位は、熱心に有志を勧誘し、堅固なる純正の敬神團を作りあげ、同二十三年命名式をあげた。おん大の大岩氏の得意思ふべきだが、一面には本業の醫師は自然をこのけとなり、収入の道社絶、一家の生計に大打撃をきたした。されど氏は一顧だもせずして益々献身の活動を繼續し、毫も屈する色は見えなかつたといふ。

ある夜同業大湊町山中雀十氏と、長峯某亭に會飲の後二見浦に清遊し、明月に乗して歸路古市方面に廻り車を捨て、大五輪山に一休した。時會ま月は中天に登て一点の雲なく、天地寂寞として、心鏡自から皎々たりだ。氏以爲く恐れながら神慮も此くこそあらめ汚穢を一掃して、清淨無垢の境界に處する、即ち佛の眞如である、一時も早く之れを决行して大神宮を安し奉らんと、先年感得靈夢の一件を追懐し、神域擴張の理想勃然として起り、白鶴の鳴聲が蒼天に響き亘る感じがした。此れが抑も神苑會創業の前象であるをうた。無幾して再び山中氏と會合し神苑會設立の計畫を談し、又有志吉川清三郎氏に賛成を求め、尋て古市町太田小三郎氏を訪問して、事の顛末を告げた。太田氏即時に快諾して一臂の力を添へんと盟ひ、且曰はく、曾て本縣石井知事に會見の際、談偶ま神域擴張の事に及んだ事は有つたが、其の當時未だ時機にあらずとて、話は外へそれた。君が熱心の舌を振て、知事を力説せば、必らず企圖の如くなるべし、善は急げと即夜知事邸を叩き賛同を求めたが意外の好結果、此心強い知事を背景に地方有志者を東西に募り、家事一切を擲て奔走數年間の久しきに涉つた、時人目して神苑狂と嘲笑し、財政は益す困難に陥た、此の苦境に處して泰然たる氏が心事は實に察知するに餘りありである。

然而して第一の目的たる神地擴張の議は漸く熟したが、第二の目的倉田山公園の議は、頗る廣大に過ぐるの異議起りて事業更に進行せず、爲めに躊躇の色が見えた。氏は熱誠以て舌を爛して四方に遊説し、同二十二年二月東上會務の進捗に盡し、滯京四ヶ月間にして歸郷、幸哉當時元神宮少宮司浦田長民氏度會郡長として、有志賛成者の勧誘、寄附金募集、神苑地買入、民家撤却等に幹施努力された。

是時神苑會は有栖川宮殿下を總裁に奉戴し、宮内省及皇太后陛下皇后宮陛下の御下賜金を始め、各宮殿下より

も多大の御下賜があり、又全國の富豪資産家よりも獻全を申出で、基礎堅實となり着々土木の功も實現するに及んだのである。事茲に至つては功蹟を争ふが社會の常態人情の通患で、毎事幹部に紛議起り頗る穩當ならぬ處置がある。正直一徹名利の外に生息する氏としては、一時も猶豫する能はず、今や神苑會の事業も成功に近し此際潔く辭退し、尙ほ盡すべきに盡し勉むべきに勉めんと、明治廿一年八月廿七日病と稱し辭任、家居悠悠水野氏に據て參禪修養し、十七日會々主として専ら會務に精勵、益す發展の策を講じた。然るに同二十二年兩宮式年御遷宮の後、二十四年正殿以下古材處分に就て、不敬事件が突發したのである。

抑も神宮御遷宮後、古殿に御使用木は從來關係神社に下附、正禰宜に頒賜の例規であつた。然るを、改革後は造神宮使廳の管理に屬し、使廳出張員が處分法を失したのか、民間に拂下げ、甚しきは湯屋のたき物に迄使用するとの密告に、愕然たる大岩氏始め會員、之れに對してその不敬を憤慨し、巨額の私財を投して古材を買取り、大八車に満載して、宮川堤上に燒棄てたといふ一件。之れに伴て一の奇蹟があらはれた。時恰も二十四年二月廿二日午前十時より、會員宮後町坂井竹松氏門前に曳き据た、五輛の大八車に注連を張り、神宮古材と黒書せる大札を建て、會員有志等前後を護衛して、宮川に向ひ、燒却地の選定中會員吉川清三郎氏の側に、皇大神宮大麻が一躰降下した。此れ神慮なりと一決して是處に全部燒却し、午後三時萬歳を三唱して引きあげたといふ話だ。尙ほ詳細の事實は十七日會古材燒棄日記にある。

然し乍ら古材一件は、果して二十二年神宮御造營に就て破却せられた、古材なるや、將又舊禰宜時代に於て、師職家等に下付したるものが混入して、大騒ぎを仕出したのが老生には連斷する勇氣はないが、本件に就て十七日會主大岩氏と、東神宮禰宜との問答の筆記を一覽すると、東禰宜が答辭に究した形跡も一二は現然だ、加之各新聞紙上に有志の投書、造神宮側の辯明、又は正誤、再三再四相互間にもみにもんだようだ。第三者の觀察としては正邪曲直の、何れにあるや否は容易に判明し難い。唯十七日會が古材燒却、世論の囂々たる折柄從來の例規を破て、兩宮古材を神域内に於て燒却された一事は、慥に疑を將來に遺された一因であらう。同四十二年の際は事茲に出ずして、各神社に頒賜されたは、適當の處置である。二十四年宮川燒却の前後十七日會

員有志が、熱誠にはともかくも敬服する。

古材一件の後数年間平穩無事で、十七日會の奮起活動を見なかつたが、同二十二年五月二十三日、皇大神宮正殿御災變があつた、蓋し此の火災は、宮城内神宮參集所より發して、隣接せる神宮司廳を全焼し、竟に御正殿御屋根に飛火したのである。右の御災變に就て十七日會員が、豫て司廳を宮外に移轉し、火災を豫防し奉らんと時の宮司鹿嶋氏に力説するも應せず、又政府當局に建言書を提出して、その不可を論ずる、亦容れられず、大岩のお大を始め、涙を吞みつつあつたから、此度の御大事に付、こゝこそ奮起し、建言の要目は

第一 神宮現今の制度を革正し一の獨立官衙たらしめ及終身官の制度を設くる事

第二 神宮司廳を宮域外に建設する事

第三 神宮警衛を嚴重にすべき事

第四 兩神宮神樂殿を宮域外に移すべき事

第五 宮域接近地を清淨ならしめ及延焼の虞を除くべき事

之れを携へて東上し、當局又は貴顯の門を叩き、素志の貫徹を期した。御災變當時老生は在官中で、彼等とは没交渉だから、本件に關する記事の有無は、固より保證の限りでない。十七日會記録に據て、單に同會が神宮の御爲め國家の爲めに盡した、潔白の精神と赫赫たる遺功とを將來に傳へて、後進者の猛省を促かさんとするに他ならずである。

大岩氏は右東上の際、既に尿道痛に罹てゐたが、重大事件打ち棄ておかれず、縦や病勢増進して一命終るも素より辭する所ならずと、蹶然立てその衝に當り、歸郷後立つ事能はず、赤十字山田病院長執刀の下に腹部切開の大手術を受けたが、好結果を見ずして重態に陥た。近親遺言を求むれば一笑し、

假の世を、借りて通るは、世の習、貸したる人や、さを迷ふらん、

この一首を口吟し將に瞑せんとする一刹那、三重縣會議長村井恒藏氏車を下て、病室にかけつけ、君悦び玉へ、御幸道路の議案は満場一致で可決したぞ、可決可決と叫んだ。氏は僅に兩眼を開き「よし」と答へたまふ哀れ

此世の永訣を告げた。時明治三十九年十二月二十一日春秋五十有七、法名は膽巖院斷崖芳逸居士、堂々たる十七日會も殉死の形跡と成つた。氏逝て五年、明治四十四年三月十八日嗣子大岩象次郎氏に對し、

故芳逸殿木會事業に付功勞

不鮮

總裁威仁親王殿下御満足に被思

召茲に臺命を奉し銀盃一個を

贈進す

明治四十四年三月十八日

神苑會頭子爵花房義質

大岩象次郎殿

斯く恩賜が有り、又神苑會史に聊か所載はあるようだが、或關係者の告白によれば、實は其記録は〇〇氏の功勞を多くかゝげ有之、大人の御事甚だ少く、誠に遺憾に存じ候、〇中略 實は同會の事實は、大人の創意に出で、又家事を顧みず一身を犠牲にして、東上非常の御盡力、(誠に失禮ながら、御家職は、是が爲に衰へ、以後御輓回の運びに至らざりし事を、私どもは御志に敬服仕候)、然るに、他〇〇〇〇〇等の諸君も、一樣に見らるるは残念の至りと存じ候、元來該事業は、明治十三四年頃、大人が理想的に、岩戸山より宮崎、八幡山、世儀寺山、向山、尾上山、倉出山等を、大公園となし、舊諸侯の祖先の銅像を据え、參宮道者の足を止め、歴史の材料を、此所にて見られ、隨ひて國體の淵源を、神都に於て研究し侍る事とし、其資源は大名華族をはじめとして、募集せんと、當時誰一人心に浮ぶものになき折柄、此の事を考案せられたるを、當時志勢同盟會の演說會に、私が右大人の考案を演說したるが、現實になりたるものに候、第一回に大人の東上中、副嶋種臣、佐野常民、鳥尾得庵、吉川顯正、鳳雪爪、其他宮内官民有力者に御奔走相成し功績、實に多大、彼の〇〇氏が、元より因みある人々に就きて盡力したると、其の難易の相違若干で、斯くして地盤を堅

められたる後に、〇〇氏が出掛たるものにして、私は全く大人ありて、該會の起りしものと存し居候事に候云云、」老生は本件にも直接の關係を避け、通常寄附者の一人宜敷御頼申式でゐたから、素より内部の事情等を知り得べきではないが、無遠慮に之れを評せば、大岩芳逸氏なかりせば、神苑會は決して生れない。又太田小三郎氏なかりせばや産れても健全なる彼等は不可能で、短命に終らねばならぬからダメだ。凡そ社會の事物は創業に長すると修成に長すると両者有て、始て大成する。神苑會も亦然りであらう。して見れば創設の勞に至ては、太田氏は大岩氏には及ばぬが、修成の功に於ては、大岩氏は太田氏に勢一步を譲らぬならぬ。併し社會は大岩氏が多大の舊功を遼東の家視して、決して永遠に葬りはせぬ。老生も寄附者の一人だ。左に敬神教育資料第十號(大正十一年十二月發行)の記事を轉載しておく。十七日會が大岩氏の小傳化して脱線のようにだが、此れは上述の如き、切ても切れぬ關係上仕方がない。

大石芳逸翁の彰德碑成る

大石芳逸翁は宇治山田市一之木町に醫を業とし、敬神尊王の至誠に富んだ温厚なる篤行家であつた。殊に神苑會の創設に就ては、非常に其心を盡し、市井の間神苑のおぢさん(神苑狂人の誤聞歟)と呼稱さるる迄、其事業の創始進展に熱誠を示したのであつた。明治三十九年冬五十七歳で永逝したが、市郡の知己有志は翁の遺徳をしのんで、倉田山公園徴古館入口に彰德碑を建設した。本月十七日其除幕式を行ひ、池田印刷局長を始め官民有志者百數十名參列し、先づ神式祭奠を行ひ、翁の三女竹内芳子夫人の編せる「おもかげ」七巻を獻進し、發企人總代寺田縫之助氏より擧式の挨拶を爲し、次で祝辭演説あり、池田印刷局長發企人を代表して所感を述べ、當主大岩象次郎氏の謝辭あつて式を閉ぢたが、頗る盛式であつた。碑は樞密院議長從二位勳一等子爵清浦奎吾氏の篆額、元神宮大宮司正二位勳二等子爵三室戸和光氏の撰である。選文左の如し

翁姓大岩名芳逸生干尾張移住于伊勢、爲人質實通達事理篤信報本反始之道、夙慨由西歐思想之東漸、皇道之將陵夷、常懷挽回之志、逢人講說不休、其崇敬神宮極深若夫神宮式典復古之建議神

苑徴古館之創設、當見其意之所存焉、

君素不喜名利一人稱其功勞而猶不自知者也、君逝十三年于茲、有志者思其遺績、乃刻石以傳不朽、

銘曰

崇祖敬神 維精雜純 視其所志 即知其人

嗟如翁者 不負皇民

大正九年四月

久志本常幸書

九十九 伊勢上人

文部省の教科書編纂主任かであつた、故文學士平出鏗次郎氏が先年學校掛圖用に、皇大神宮御正面を謹寫せん、と、畫家(中村不折氏と記憶す)を從へて、本市中之切町水月樓に滞在の際、一夕神宮其他の件に就て質問を受けた事であつた。其の中最も皮肉の問がゴデーである。我中古佛敎信向熱が強度に達した結果宗旨違ひの各國名社にも別當寺が創建され、僧侶が主權を執り禰宜や祝は、その下僚として、彼が制を仰ぎ、甚しきは別當寺の住僧は、恰も該社の祭主の如く、神官神職は後に從て、神事を修し法樂を奏する神祠が多かつた。伊勢大神宮の如きも、別當寺は即ち宇治慶光院で、代々の尼公伊勢上人は、大宮司禰宜等の上位に立ち所謂社僧で祀典に列したのであらう。然信する所以のものは、伊勢兩宮は古來僧尼を忌み憚て、神前に近接する事をさへ禁制され、殊に徳川時代には、公然常人と區別して、僧尼の拜所を別地に設置し、内宮は御前の河流を隔て、外宮も小川の外より拜禮せしめた。俗に之れを正面の拜處又は坊主宮と唱へたと聞てゐる。其當時民衆は玉串御門前迄も進入して、神拜を許可さるゝに反し、僧尼に對しては右の如く冷遇極りなきを、獨り慶光院尼公に至ては、仄に聞く所では恐くも皇大神宮御遷宮の御當夜、伊勢上人の資格を以て、紫衣七條の袈裟、八ッ藤の差異の正裝で、役者近習等を從へて、堂々と内院に伺候し、古殿前に於て參拜した(外宮には例なし)のである。之れに依て明和年中神宮と紛議を生し、京都に持出して、内院拜を禁止され、たちまち

慶光院の敗に歸した。處が慶光院上人、京家の御沙汰には承服せず、更よ江戸寺社奉行所に訴へて裁決を乞ふたのである。評定所は神宮使と上人使とを召出して、種々審問の結果、京都の御沙汰を取消し、從來の如く内院拜を差許し、見事慶光院の勝訴と成つた一件は、有名なものである。此れ則慶光院は神宮の別當寺代々の上人は神宮のお頭として、ある時代迄は、神廷にも列し祭儀にも關與した、縁故の全滅せざる点であらう。然るに徳川中期排佛論が勃起し爲に、敬遠せんとしたが、到底之れを遠げ得る事は不可能に終つたのである。貴下の見解如何と忽ち兩腋から汗を流させた懷舊談がある。慶光院上人寺は明治二年遂に廢寺俗家宮橋氏となり、僧俗既にその種別を異してゐるが、舊來神都名物の一つで伊勢上人寺の由來に就ては、頗る興味ある紫衣の裏表もなきにしもあらずなだから。かの平出氏に話した以外の事實をも加へて語つてみよう。併し當るも八卦、當らぬも八卦だから、老生の考按が果して正當なるや、將又見當違なるや、神ならぬ身の正しき裁判は、迎も不能と豫め斷ておく。

宇治浦田町神護山慶光院は、禪臨濟宗無本寺の尼寺で、その住職を伊勢上人、いせ内宮上人、宇治上人、遷宮上人などと稱し、寺をも上人寺と云ふた。然して此の廣大なる寺院には本尊釋迦佛はあるが、本堂は無い。元文五年神社寺院改帳に、方丈、客殿、庫裏、護摩堂、辨財天、神樂殿、天神社、鎮守等を列記し、境内東西五十六間、南北四十六間餘とある、その壯嚴さすかは、御上人様の居室に慶光院の稱號を賜つたも、道理千萬と、何人も感受する。尙ほ怪むべきは、右の如く邸内に神樂殿を建設して、神樂を奏行するやら、御祈禱の御札や大麻を獻上するやら、天下將軍の御祈禱は申す迄もなく、貴顯の祈願にも御祈禱札を差上げ、且つ江戸には靈岸島四日市町拜領屋敷三十間四面九百坪、其中に九十坪餘の神明宮勸請處が有り、幕府の代參年中例規の備物、恰も伊勢神宮の出張所の如くである。初め代官町の屋敷を賜はり、將軍の古殿を拜領して、公儀の神明宮を是に奉遷した、然るに、明暦三年の類火に焼亡して、靈岸島に替地を下されたと慶光院由來に見えてある。加之京都には御幸町達摩村に二ヶ所、一は裏口四間一尺、裏口十四間五尺五寸、一は裏口七間二尺三寸、裏行十四間三寸、又大阪には、農人橋二丁目松屋町に二ヶ所、東側は間口三十間、奥行二十間六百坪、西側

は間口九間半、奥行二十間百九十坪の拜領屋敷がある。所得の起原は織田豊臣兩家へも祈禱大麻並熨斗匏等を贈呈し、殊に徳川家康公が關ヶ原在陣に際し、御祈禱の一万度御被大麻熨斗匏等を奉呈して、勝利を祈願した、果して徳川氏の利運に歸したから、慶長十九年六月磯村之内百石を、先規の如く下置との朱印狀を、周清上人へ下附された。二代秀忠公男子なきにより、誕生御祈禱の台命を受け、三代家光公出生依之益す歸向信仰を高め寛永十年十二月磯村之内百石は以前の如く、更に同村に於て貳百石増加、都合三百石の朱印狀を與へられ、同廿年四月に至り磯村之内百九石、慶光院隱居領として新に寄附すとの朱印狀を加へたから、四代家綱公は寛文六年五月に其の子細を記し、磯村の内百石は舊領、同所貳百石は、寛永十年十二月十三日新加、此外同村に於て百九石は、隱居領として、寛永二十一年四月五日寄附、都合四百九石は全く收納永代相違有るべからずと、保證の朱印狀を、慶光院宛に下した。又内宮神宮よりも、神領の中百石を割て贈呈してゐる。其故は藺田守良神主の寺院考慶光院の條下に、

神領百石を收納する事は、天正年中神領の御朱印を神宮より申願ひし時、此院主周養尼の勞功ありしかば五十石を此寺(慶光院)に寄附し、後慶長年中御改により、九百石の打出高を、神宮に賜ひし時も、周清尼の勞ありしかば、五十石を寄附したる由、元祿沙汰文に記せり、其餘八十石の神領米は、買得なるべし、此百八十石は、神領五ヶ村の内、多氣郡なる上野村にあり、

とある。其外紀州家の先代源頼宣朝臣より、寛永十二年九月廿八日、安藝郡久知野村之内高百石を御供田として寄附狀を、伊勢内宮慶光院宛に送附した。右の次第を以てみれば、平出氏の所見も無理だと言下に跳付る譯にはゆかぬ。人間奇話全集に、伊勢内宮の社僧慶光院云と記したも、斷して不的當とは云はれぬ事實である。慶光院尼公は徳川氏に先つて、前述織田豊臣氏にも恩命を蒙り就中豊臣氏は最も親昵で有つたらしい。宮川夜話草參卷に

此尼(周養上人)東武に於て、比類なきさまは、秀吉公より繼て、神君(家康)へも、陪從し奉り云云、とあり、又神宮故實口傳には、左の如き古老の談が掲げてある。

古老云、慶光院周譽(周養の誤記)上人、大閤公へ御祓を申されしに、大閤秀吉出陣之節、川端にて祓を水へ風にて流入れしを、乾したまふ、大閤見玉ひて、目出度物某も受納申ぬと、受納し侍りけるに、思様に吉事有り、慶光院出頭之基となり玉ふ、其後家康公御治世之刻も、吉事と申玉ひ祓を捧たまふ、賢き人にて將軍之御心にかなひ玉ふと也、

文意頗る解し難き点はあるが、周養尼は智識の人で、豊公及徳川將軍の信任を得、佛教式神徳の宣傳者たる、社僧主義に勉められた形跡が、充分みえてゐる。尤も豊大閤は居常比丘尼の愛護者で、太神宮神異記上巻に豊公時代に、宮川以内の檢地使を遣はされた。神宮及關係者は頻に容赦を願ふたが、聞入れは無い。彌々決行に迫つた時、豊公は高藏主といふ比丘尼の膝を枕にして、轉寢の夢中に、白衣の神人が現出して、吾は伊勢太神宮の御使である。神地に檢竿を入れんとするは、全く神明を恐れざる、不敬の所爲である。若し飽迄も不敬を改めぬとならば、其方の生命を取るべしと、氷の如き靈劍を、胸もとにさしつけられたと見て、夢は醒めた。さすがの豊公も身体に汗水を流し、忽ち伊勢の檢地使を召還した。關係者は其の禮幣として、黄金百枚を献上したが、これをも納受されなかつたと、出口延佳神主は書記してゐる。神異談は神異として、只注意すべきは、比丘尼の膝枕一件だ、何やら抹香以外に、白湯文字の香氣が、忍ばるる譯である。豊公と比丘尼の交情は何れも濃厚で有つたとの傳へもあるそうなる。偕慶光院伊勢上人の事歴沿革を語らんとするに先て、世代の概要を列挙してみよう。(世代に就ては、古人の疑問はあるが、此れは別問題とて、今はしばらく系譜の示す所に據る、)

- 第一心鐘守悦文明十五年七月五日寂
- 第二寶山智珪天文十五年七月五日寂
- 第三行屋清順、慶光院開基永祿九年四月三日寂
- 第四千榮周養慶長十六年四月廿六日寂
- 第五明隱周清慶安元年九月二日寂
- 第六玉谷周寶寛永十七年三月三日寂
- 第七天室周長慶安五年四月十日寂
- 第八松嶽周貞延寶四年八月廿四日寂
- 第九安山周榮貞享三年六月十一日寂
- 第十梅峯周香寶曆五年六月廿四日寂

第十一法巖周與寶曆九年八月五日寂

第十二麗巖周億安永九年三月十三日寂

第十三光榮周恭寛政五年五月十五日參府後記せず 第十四桂巖周昌慶應二年六月六日寂
の十四代が、伊勢上人寺歴代である。しかし上人號は、清順尼か最初で、その以前守悦上人と宛名のある、飛鳥井雅俊卿の書面はあるが、此れは尼公を尊稱した迄で、公然たる勅許の上人號でない。それは兎も角も守悦、清順、周養の三尼は、宇治大橋の造架、外宮永祿正遷宮、皇大神宮假殿遷宮等の造營資金を奉加し功勞多大なるに依て、去る明治三十八年十一月明治大帝神宮御親謁の砌、贈位賜金の恩典に浴し、赫々たる偉勳は、三重縣編纂先賢遺芳に載せて萬古に輝いてゐる。

右の三尼が衣鉢淨業の身を以て、斯の如き大土木を容易に完成せしめられた、動機如何と研究を進めてみると、初代の守悦尼、二代の智珪尼、三代の清順尼の出發点は、悉く紀州熊野山の勸進、即ち三山の寄進行爲を目的として、奉加に盡すが業務であつたらしい。故に慶光院の系譜には、守悦尼は飛鳥家より入院、文明元年七月十八日寂とばかりで、終焉の地を記さない、蘭田家舊記には、官家の息女十八歳尼となり、紀州に勤め、後伊勢内宮辨天堂の穀屋に勤め、熊野に歸り遷化、宇治昔語にも文明年中の人で、其始は何國の出産の尼か慥かならず、紀伊國熊野より來る人と申すとある。二代智珪尼は、系譜にも漠然と堂上より入院とし、天文十五年七月七日遷化とばかりである。是亦蘭田家舊記には、熊野の出産で、最後は熊野へ歸り死すとある。三代清順尼は蘭田家舊記には、紀州熊野入鹿の人とし、守良神主の寺院考には、此尼は山本右馬之助の妹で、紀伊國人、濃州に居住、天文十六年五月一日繪旨に、紀伊國清順上人の名宛がある。按ふに斯時由ありて、給はつたと記し、宮川夜話草に一説を掲げて、清順は熊野の比丘尼なりと云ひしが、今云ふ才寮の類なるにやと云ふてゐる。慶光院舊記卷一には、三代清順上人は、江州山本左京進源義里の息女で、二代智珪上人の弟子となる、四代周養上人は、當所山幡氏の女で、清順上人の弟子也、又永祿六癸亥年外宮正遷宮九月廿三日、願人比丘尼清順上人、紀州ユルカ、(南牟婁郡入鹿村か) 竹内伊賀衆多没姫也といふ、一説を附記してある。此れは守悦尼の誤傳で、清順尼は近江國淺井郡山本家の出生、紀州熊野より來田し、守悦尼の前例を

襲ひ宇治大橋の造替の心願を發し、諸國を勸進して、之れを遂行し、進んで一百有餘年中絶の、大神宮正遷宮の本願たらん事を誓ひ、勸進奉加を以て、御造營料募集を申込んだ、處が内宮長官は僧尼の勸進に依て、御造宮は未曾有の大事件だ、遂に決する能はずであつた。於是清順尼の決心は益々堅固となり、竟に方向を轉じて、外宮正遷宮の本願を企て、當時山田岡本町寶藏庵に居住、尾張の僧侶を使者として、外宮方に交渉し、再三往來の結果、長官松木備彦を動かしたはしたが、禰宜等協議の末、僧尼勸進の力を以て、御造宮奉仕したと有ては世評は更なり、將來をも慮る所があるから、内實は兎も角も、別に表面の擔任者を、立て、もらひ度との議決、上人之れを尊重して守悦尼以來縁故ある、山田西河原足代七郎右衛門弘興に奔走せしめ、禰宜等の手に據て上奏御卷裁下を受け、永祿外宮の正遷宮は、盛大に行はれたのである。

依之足代七郎右衛門の功勞を嘉し給ひ、破格の御沙汰を以て、度會姓權禰宜に補し、從五位下に叙せられ、子孫世々榮爵を辱うする事となつた。永祿記に、

就太神宮正遷宮之儀、禁裏御奉加之事、勅裁如此、准執負尉功、貳萬疋被付之由被仰下之旨、中山大納言殿御奉行所候也、仍執達如件

五月 十日

慶光院

左衛門尉判

是は慶光院上人、不思議なる事執行之條、禁裏より貳百疋御奉加有、返々奇特の由、御沙汰有、とある、未曾有と云へば如何にも未曾有で、由來神廷に忌み嫌はれた、僧尼の勸進に造宮の御料を受け、禁裏を大且那視して、貳萬疋の御奉加を頂戴したのである。一面より論ずれば、例の新規異例とも云へば、云はるるが又一面から觀察すれば、古來私幣をも禁斷の大神宮と、神孫神子たる日本國民と、接觸すべき動機の開發者と見れば、永祿臨機の所置は、即ち敬神尊皇心の結晶然らしむる所、實に伊勢上人たる慶光院尼が、盡さるべき當然の義務として敢て差支はなからう。第四代周養尼は、山本家の女で、清順尼の弟子である。此の尼公も頗る付の上人で、師僧清順尼の後を繼ぎ、遺傳性なる勸進奉加の方法を以て、屢々御造宮の献金

に努力せられたは、代々感服に堪へざる次第と、永劫に禮讚せねばならぬ。事蹟集に、

周養上人自守悦三世

元龜二年より諸國勸進、天正三年三月内宮假殿遷宮、同十一年六月より勸進、同十三年十月内外正遷宮、とある、右文中天正十三年御遷宮の件は就ては、藺田守宣翁が、神宮引付を引證して、寺院考の辯駁がある、一讀が願い度、しかし上人が正遷宮に際し、内外の衝に當ての活動は、明らかである。有名なる天正遷宮兩宮前後争論の事の如き、若し周養尼なかりせば、内宮方の敗訴に歸するは萬々明白である。

周養尼は次で五代周清尼がある。山田河井家の女で周養尼の姪だといふ、山本家の猶子と爲て入院し、慶長五年に上人となつた。此の尼公亦前代に劣らぬエラ物で、徳川幕府の信任益々厚く、天正の例により、每遷宮御造料の朱印狀は慶光院上人へ、下付さるる定めと成つた。事是に至ては、宮司も長官も、厭が應でも、尼公の膝下に低頭せざるを得ずである。三代將軍家光公の慶光院に對する厚遇は、前例を破てゐる。舊所領百石を二百石に増加し、別途に隱居料の名義を以て、百九石を寄附し、永世所領たるべき朱印狀を下付された。蓋し此の優遇の裏面には、怪事が潜てゐるようである。

第六 男 色

徳川家光(三代將軍)の男色と侍妾、個人的の史實證明として、異説日本史から、左の一節を抜記する。徳川家光は、初め専ら美少年のみを寵して、女色に泥まざる男なりしが斯ては、荒々しきのみにて、何時までも趣味なき人たらんとて、例の乳母春日局の計らひにて、其侍妾たるべき女を求め、由緒正しき好齡の美人を探りたる所、餘程風變りなるを探り當てたり、其は六條三位有純の女にて。伊勢内宮の社僧慶光院の住職たる、十六歳の比丘尼なり、此寺は代々尼僧を住職とし、堂上方の女にあらざれば、其他位に昇ること能はざる、高き資格を有せりといふ、而かも此エライ尼寺の住職たる、若き比丘尼が、將軍のお妾と變化した譯は、十六歳の時、江戸に下りて將軍に目見得したる時、美少年好きにて、女嫌ひの豪傑なる將軍の眼

に、其變りたる尼装ひの美貌が、殊の外際立ちて映したる様子なれば、無論女などが、御目見得する時には、必ず家光のそばにオッカさん然と、顔張る春日局が、敏くも見て取て、獨りうなづき、遠廻して家光の氣を引きたる上、内意を其比丘尼に傳へ、その儘江戸に留置きて、還俗せしめ、阿萬の方と名を改めて、美少年と見換さすべき、玩具に進めたるなり、是實に滑稽の極は、悲惨の極に近く、徳川氏が皇室を侮蔑し、大廟を汚辱する、横暴の態度は、かかる些末事に依ても、亦窺ふに足るべきにあらずや、(外骨氏者、奇想風想の内より)

果してかゝる事實が立證されては、三代將軍に至て慶光院のすべてが向上して、遂に尼御所ともなり、又は大神宮の別當寺を形作り上人即ち社僧の如く、内外の威勢を集めた、紫衣に表裏ゆる埋田の悉くが、エキヌ光線式に忽ち見定めらるる事に成る。然るに慶光院の系譜歴代の中に嘗て此の如きお妾沙汰は、秋毫も見えぬ。且つ代數の中にも此尼公は除かれてある。於是園田氏が寺の世系大に疑ふべき点ありといはれたは道理千萬と背受する。そこで右の一件の虚實が、愈々研究したくなり、此の好奇心に驅られて、精密に慶光院の舊記や、事蹟集等を調査してみると、豫想に反して、右と大同少異の同事件がある。舊記第二卷、

正徳元卯年十一月

永光院殿家光公之御部屋、六條宰相有純之女、勢州内宮之社僧、慶光院比丘尼之弟子と成て、慶光院住職也、繼目之御禮として、關東下向之處、容色美麗なる故、御留被置還俗して御愛妾となり、阿万の方と號後梅の局と號す、第六條藤原某被召出爲高家一號戸田中務大輔忠豐、中條山城守信法之父、左京信澄も同弟也、葬小石川無量院

とあり、末に右之書は江戸上野本寺之御法號記に有之處文政二己卯年六月晦日周恭上人、極内々にて被借請在番井上源左衛門寫之、又求馬寫之、但周恭上人修覆願に、臨時參府中と、出所迄が儘に記してある、有力の文書、彼の事件も此れで疑問はない、ヨメタヨメタ、よくヨメタ御尤千万と獨言を漏した。或人右の愛妾一件を論して、苟も一旦佛道に入て得度式を受けた、大寺の住尼、しかも紫衣の上人が、假令將軍の命令

と雖も、釋迦の金言を楯に、反對に周施人の春日局を、訓誡せねばならぬ譯だ。然るに忽ち一も二もなく彼が意に盲從して、愛玩物となり、清淨なる其身を犠牲に供した。無神經も程があると、罵詈をきはめた。老生其は、議論一てんばりて、真相を了解せざる無粹の言だ。所謂色は思案の外で、神聖犯すべからざる、齊内親王の御上にさへ、伊勢物語の一節や、木柴垣草紙の一卷が、遺存して、その昔を物語てゐるでは無いか、殊に此の尼公は、年僅に十六の蕾の花、高壓的春日局の所置に對して、反抗はなり難い。又一面には、寺門一家の利害得失に聯關すると、諷諭されては、眞逆頭を横による譯にはゆかね。紫衣と振袖の早替は、御尤千萬と、辯護に勤めた事がある。

徳川氏の中に及んで、神道勃發して、佛教排斥の氣運に屬し大神宮御造替に僧尼の關係は不都合なり、この、動議竟に勝利を占め、寛文御遷宮に際して、斷乎たる所置を施し、徳川幕府は御造宮料朱印狀を、直接神宮に下付する事となつた。但しその代償の意味が、慶光院後見の山本采女末慶を、内宮地下權禰宜に補し伊勢國三重郡生桑村に、二百石の所領地を與へ、徳川氏の御師として、外宮春木大夫に准する資格者を作らしめたのである。外宮寛文遷宮記の開卷に、

抑正遷宮儀式古代之例置而不論、天正以降奉_二台命_一以成_二造營事_一者出_二於慶光院手_一、慶光院者關基清順上人、以_二造宮_一有_二勳勞_一、其餘烈不_二墜_一、拜_二謁代々大樹_一而賜_二造宮之朱印_一者也、然造宮之儀僧侶承_二旨依_一爲_二非禮_一、有_二直自_一神宮_一宜_二言上_一之公命_一、以_二故兩宮神宮使_一(内宮使井内膳外宮使松木主計)詣_二東武_一蒙_二得嚴旨_一、因_二襲舊貫_一而經_二營之_一、使_二自_一神宮_一言_二上東武_一者始_二于今般_一也、且自後比_二及_一式年_一有_二早可_一令_二聞_一達于公庭_一之命_一是、國家泰平之瑞徵、神事興復之先兆乎、寧可_二不_一慶幸_一哉と、大物忌黑瀨益弘神主は、欣々然として得意の筆を振てゐる。實に彼等大神宮祠官としては、永年間中心不快を感じつゝ、あつたのだから、時期の到來を悦したも、至極尤である。併しながら尙ほ神佛混合を徹底的に匡正は、不可能に終つたものか、御祓大麻献上なり、御祈禱の一部、神樂殿の存立、御遷宮御扉木奉曳の事の如きは、依然として明治初年迄遺存し、尙御扉木奉曳耳は永世の例規となつて、神忠上人が過去の偉勳を語てゐる。明治十七年二月舊慶光院

後見浦田長民以下四名より、時の神宮祭主久邇宮朝彥親王殿下に捧呈した、宮橋家永續之義に付、嘆願書があるその中に、

又別に一社殿あり、(慶光院々内)大神宮を奉祠し、代々の上人國家安穩、寶作長久を奉祈せよ所あり、此殿に於て古代は地方神官相集り、神樂を奏し、其湯立に用ひし古鼎一ツ、天正九年の作にして、今猶存せり、維新廢寺の際、辨天堂は佛式を改め、此殿に合して市杵島姫命を祀り、國家大平の祈禱を修し、明治二年其大麻を、宮内省に献し、又度會縣神社調帳には、之を神明宮と掲げ云云

と見えたるは、乃ち院内の實況を訴ふる者である。

話は後へ戻るが、寛文遷宮以來、造宮御料朱印狀の事に就ては、既記の如く神宮に直接下付の制度に改正されたるが爲め、神廷の事件には干與する權能を失して勢力自から地に墜ち、過去の慶光院とは財政上も異なる点が見える。第十三代周恭尼の時代即ち文化十一年、本寺破損修理資金の名を以て、富興行允許を受け、同四年の冬江戸に於て、富突を執行して三千餘兩の所得があつた。先是十二年修葺に着手し、土木半途に及んで尼公江戸府に滞在中僧慈昭院と、姦通事件發覺し、後見泉越中舍經山本城之介未固の名を以て、寺社奉行所へ出訴したのである。其後事情有て、天保二年八月原告を召出し翌月山本城之助出府迄は、寺院考にあれ共、其結末は不明である。爾後益々經濟豊ならざりしか、嘉永の初年山田奉行役所金の、借用年賦證書の寫が、舊記第五卷に掲げてある、金四百八十匁右は光慶院必至難澁に付、御用捨年割濟拜借奉願云云の一節その當時の窮況察するに餘りありである。

明治維新の氣運漸く熟し、神領廢寺廢佛の説盛んに、第十四代周昌尼は、心痛苦悶の裡に病没された。實に慶應二年六月六日と傳ふ。翌三年十一月十日慶光院を、向後宮橋と改稱の口上書が、外宮公文所常用録に記してある点より推測するに、此時寺院の方は依然慶光院として維持し、第十五代上人候補者として、已に入院の幼子を宮橋と改稱し、僧俗の分界を明かにして、上人寺の存立を堅固ならしめたものでは無からうかと、敢て憶測を逞ふるのである。然るに不審なるは、宇治山田市役所保存除籍簿に前戸主慶光院周昌上人、西京王族

伏見一品宮家邦玉女亡附第改稱宮橋とある。宮橋と改稱の口上書は上述の如く、慶應三年十一月十日で、最終上人周昌尼の死亡は慶應二年六月六日と、慶光院事蹟集に明記してある。してみれば口上書の誤とせねばならぬが、常用録は外宮宮廳でしかも其使者が差出した名札に、慶光院改稱宮橋内井上齋一郎と、墨書してある處から、誤記と撥付るも無法である。

明治維新廢佛廢寺の實行となり、同二年正月、神領内一百九ヶ寺廢止、本寺も其一に加へられ、開基清順上人以降三百有餘年朝野の尊敬を輯めた、伊勢上人寺の法燈將に全滅せんとするに臨み、曩に慶應元年十二月第十五代上人の候補として入院された、大炊御門家信二女孁子があり、宮橋と改稱士族に加列し、明治五年二月十三日三重縣士族安濃津西町土居聲牙三男參三郎を婿養子とし、同八年七月十二日長男茂樹出生といふお目出度。其後に於ける同家相續の次第は既に市民周知の事だから喋々陳辯の必要もなからう。唯怪むべきは右孁子の出生日に就ては除籍簿には、安政元年二月十一日とし、現戸籍には、嘉永六年六月十八日とある、嘉永六年とすれば、入院の慶應元年は十三歳、安政元年とすれば、十二歳の少女だから、何れにしても童形の儘明治維新と成り、廢寺の後結婚夫宮橋參三郎死亡に付戸主となり、明治三十五年十二月十五日の裁判に依り、同月廿二日元の寺號慶光院に復舊、戸籍の變更を申請したのである。

百 伊勢おかけ

伊勢おかけは、一におかけ參ぬけ參ともいふ。其意義は大神宮の御神徳に感動して、伊勢神宮に群參するのである。併しぬけ參の解釋が、學者側と通俗連とが一致せない。通俗に唱ふる所では、ぬけ參は概ね御蔭參りの際で、ある者が神異に感觸して、親權者若しくは監督者の許諾を得ないで、自由勝手に抜出て伊勢參宮をするのだから、即ち抜け參りだ。又學者側の論する所は、元來伊勢大神宮は、天子の御祖宗で民衆の進入すべき御場處柄でない。故に古來私の幣物をも奉獻の禁令がある。強て之れを斷行せば、流罪に處せらるる事となる。然れば神宮參詣のすべてが、抜參の性質で、内密に御宮の域内を踏むのだ、古代の制は此の如

くである。拔參の稱は即ちその遺物である云云。谷川士清公の和訓栞、ぬけまわりの解に、參宮に限り拔參と稱する事は、延喜式に、凡王臣以下不得輒供大神宮幣帛、皇后皇太子若有應供者奏聞せよと見え、又式及儀式帳に若欺て幣帛を進る人は流罪に准すといひ、諸雜事記に冷泉院安和二年の太政官符に、自非公家御祈禱之外輒不可致臣下之祈禱といへれば、古へは今のごとく、庶民に至るまで、參詣はならざりしより、いひ出せる詞なるべし。

と、記してある。先師御巫清直翁は尙ほ一層皮肉で凡て古記に參宮人とあるを、今世雜踏して來る、伊勢參宮の道者と唱ふる者とするは、大失誤である。然るを臣民の拜宮する事實として、神宮諸雜事記、承平四年九月御祭に、雷電鳴騷で大雨如沃、參宮人千萬不論貴賤、恐畏迷心神退、出宮中とある、又中右記、永久三年二月三日公卿勅使の條に、鳥居外參宮人々馬牽立屋一字可作加云云、寶治二年遷宮記に、今度參宮之貴賤不知幾千萬、遙超于承安建久安貞之由、古老人申之、又文永二年遷宮記にも、今度御遷宮之間、貴賤不知幾千萬などある參宮人とは、勅使以下齋宮寮の官人、其餘宮司禰宜内人物忌及神官の妻子、神郡神戸の人夫等、當祭供奉見參の入等を概稱したる呼名である。ざるを千萬の道者が、雜踏參拜すと見らるべきか、儀式解の著者、中川經雅卿は、已を利せんとして。漫に無益の辨論を注された、信從するに足らずと、其著神宮私幣考辨に(本文節略)滔々と辨論が載せてある。先師の説は、おかげ以外即ち通常の參宮人さへも、古書にある參宮人とは全く別種觀だから、谷川翁の拔參説に、贊同は必然である。老生の所見は、學者側の議論も一理はあるか、さりとて參宮人のすべてを、單に神廷に關係の官人等と、認識するは、事實に於てドーカ、如何にも古來神宮には、私幣禁止の法文はあるが、果して實際行はれた、頗る疑問の点が多いようである。故に拔參宮の意義としては、通俗の唱ふる所が、反て穩當かと思ふのである。

偕伊勢おかけ參の歴史に就て、谷川翁は寛明日記に據て、慶安三年を最初とし(足代翁も同説)寶永二年を次とし、其の春の童謡

いぎや春駒、引きつれて、今まゐる、伊勢まゐり

と謠ひ、其後六十餘年明和八年起につといはれたが、嬉遊笑覽の著者松庭信節は、奇異雜談にある、文明年中の神異談を引證として、拔參の件を述べ、かかる俗説も古くよりあつたとすれば、慶安以前に發つたものだらうと、不賛成を表し、又拔參善惡教訓鑑には、往古天正のまへに京都より、大ぬけ參り云々と記して、正確なるおかけ創始時代は何れも示してゐないようである。然るに南方紀傳(一云三南朝紀傳)に、左の記事がある、登亥嘉吉三年三月二日五穀ふる、世人凶事なり云々、同十七日江州柿御園○庄地脇新坊と云もの十七人伴ひ伊勢へ參宮、外宮の間にて天狗に逢、行かたをしらず、伊勢は天下の宗廟なり、天下の物怪と云と也、恐らくは是れが伊勢おかけの濫觴かと推定する。五穀が一寸不合理と感ずるが、石崎文雅の郷談、明和八年おかけ參記事の末に、支那の例證をあげて、

文海披抄云、兩粟兩麥兩金兩毛兩血異矣、其尤甚者漢成帝末年、宮中兩蒼鹿一殺而食之、其味甚美、王莽時宮中兩五銖錢、墜地悉爲龜、魏文帝時、安陽殿前兩朱李八枚、啖之數日不思食、河間王子元家、兩小兒八九枚、墜地皆長六七寸、張仲舒在廣天、兩羅籠甚多、晉劉聰時、平陽兩肉廣二十七步、明弘治庚戌三月、慶陽兩石無數、皆作人言聽之歷々可辨、

斯の如き支那に類例も多々ありだから、五穀の降下を、神異靈驗なりと信し、山伏連が伊勢參宮を企てたものらしい。同時代藤波氏經卿神事記にも、皇代記、年代記にも、何等徴する所がない。引付の方は嘉吉元年より同三年迄欠本だから、致方は無いが、察する所、おかけ參の形式が僅に十七人の少數で、慶安以後の如く大群勢で無いから、神宮の方でも日記や引附に、記載し又は口碑にも傳へなかつた譯なのであらう。試に御蔭參と、普通の參拜者を、區別すれば、嘉吉二年はおかけ參に屬する方で、創始の年代と推定するも、決して無理ではない。慶安度のおかけ參は、寛明日記の他、具體的記事はないようだが、寶永以後は、各神異記、又は諸書中にも散見して、詳細を盡してゐるから遺る所はない。神異記に據れば、寶永度の參宮の群集は、三百七十五萬九千人、明和度は四百四十一萬九千餘人、文政度は二百二十八萬二千二百人、實に驚くばかりの大群である。右の中小數の文政御影參雜記(野間園彦家扣)にさへ野間家施行粥の高が六十石、施行宿の人數が

二千百六十五人、内譯千七百八十一人が、妙見町出店（尾上町）三百八十四人が、野間家より借入西出にての止宿とある。井阪徳辰氏雜纂第十九にも、吾郷町在よりの施行法云々として、明和八年四月廿一日、白米三十五俵、一人前握飯一ツ宛、伊勢山田一志久保町、同月廿五日白米五十俵、宮後町を初筆に、馬六百疋、駕輿六百挺、山田町々、三萬人、但廿日間一夜千五百施行宿、御師淡路家、（大世古龍大夫）尙ほ神異記には、草鞋笠杖の類施行の高も、計上してある。

おかけは、天變地妖の凶兆で、輒ち神明が愼を社會に示さるゝ、不言不測の神教だと、學者は大に警戒を加へ、民衆は頗る恐怖したものである。足代弘訓翁の如きも、おかけ參が凶兆といふ見解で、其著御蔭參雜載に慶安三年御蔭參前後災變の事、寶永二年御蔭參前後災變の事、明和八年御蔭參前後災變の事と、部分的にその事實を列擧して、反省を催してある。慶應三年の御蔭參前後も、査調すれば、意外なる事件突發であつた。殊に我神都としては、明治四年の大改革は、未曾有の厄歳で、一時は糊口に究する者も鮮くなかつた。比例を取てみれば、古人の觀察が毫も的中せぬ譯でも無い。然し斯く計上すれば、何時も凶災は逃れぬ、所謂此れが浮世なのである。

前記慶安度は、慶安三庚寅年三月四日、今年江戸中の賣人共、大神宮へ拔參と云ふ事をはやらし云々と、寛明日記に掲げ、寶永度は、京都から起ると文政神異記序文や、百一日記等よ見え、明和度は、明和八年卯四月八日山城宇治郷より始て、御蔭參りと唱て、參宮多しと、井阪氏雜纂及拔參善惡教訓鑑には、今年明和八年卯の春御神徳の事ありしとて、丹後國よりおびたしく參り始めと記し、明和續後神異記序文はことし明和八のとしに、あたり、いつかたよりか起りけん、おかけまゐりてふこといきて云々とある。何れが正説とも保證はしがたい。文政度は文政神異記春木煥光の序文に、おかけ參り自阿波國一始一同千寶永故事とあり、御蔭見聽集にも閏三月朔日より阿波國徳島御城下にて、色々の様々の御奇瑞多く、其中にも劔御被天降候事、所々とある、徳島より發つた事實は明らかである。慶應三年の伊勢おかけは、堀口氏の慶應御影見聞記に、慶應三丁卯年八月中旬より、尾州參州遠州の三國、太一兩大神宮並諸國神々、又はぬさ又秋葉御被又は、藥師如來杯の御

札、天より御下り云々、古今雜誌には、慶應三丁卯九月初旬之頃、遠州へ兩大神宮御被降臨有之候由に而七八斗一群之道者、おかけ之幟を立、參宮致し來る、是を初として、遠州尾州追々云々とある、見聞録には慶應三卯年八月中旬頃より、伊勢國村々へ不思議に、兩宮の御被始其他社寺の守札等が、家々へ降り云々、下山保福隨筆には、西京より降初めし由云々とあるが、此れは異説で信用するに足らぬ。その當時老生が噂を耳にしたも、尾張より發て、參河に及んだとの事であつた。然しながら、慶應度のおかけは、前例に反して、他縣下の群集を、勸迎接待した、客觀的でなく、二三の參宮團員を見るや、忽ち之れに雷同し、後には神都山田地方が中心と化り、他縣より來集のおかけ團も、一驚するばかりに熱狂したのであつた。慶應三年は老生漸く十歳のおボーチャンだが實地の目撃は机上の空論と同一視する譯にはゆかぬ。多年其の真相を研究的に發表を念じたが、御蔭に關係參考書としては老生の賤學では久保田俊詮雜誌、堀口芳兵衛筆記慶應見聞記、田中町書留、山本氏諸事書留牒、見聞録、下山保福隨筆等で、其他は亡父の手扣、奥田庄吉氏の談話の書取である。併し右は悉くその當時現存人の實記で、疑問の点は秋毫も無いが、只各方面の記事だから、御被降の日限又は降下の場處か前後して、多少相違は免れぬ。その異なる所が或は真相かも知れん、各書何れも一致して書立ててゐるは、市中はエジヤナイカ、エジヤナイカで大騒ぎ、ソラ御降と云へば、忽ち酒樽をうち拔き、通行の男女をも捕へて茶碗をさしつけ、酒振舞の大活動、已に飢餓に及んだ、乞食も、滿腹して路傍に醉臥するに至つた。連日連夜何でもエジヤナイカで舞踊三昧に一ヶ月餘を、無我夢中の狂態一件である。老生の記憶に存する所も大差は無い。御被大麻が降下すれば、ソラ御降、シヤと、大家は玄關、小家は表座敷に注連繩を張り、御被大麻を奉安し、神酒御供鏡餅等を奠供し、門戸に忌竹を建て、臺提灯若しくは神燈を出し、幕又は戸帳を張り幟旗をも立て、祝酒を門前又は軒下に裾え、前陳の如く飲酒の強制執行が、大流行、各方面よりお降と聞きつけ、一群去されは一團來り、男子は女装、婦人は男装、大夫も家來も、冷酒に大根漬一視同仁の待遇振り、三味線、大鼓、笛、鼓、鳴物の有らん限り、おかけジヤ、エジヤナイカ、紙ハレ何でもエジヤ、ナイカの一てんばり、家から家軒から軒へ、躍り込の跳ね込み、夫婦の別も主従の禮も。此の暗黒世界には、聞く耳も無

れば、聞ず人も無い、息子息女の道樂も、自然放任主義となる譯だ。是に至てはお陰は人間悪でない、全く天狗ごの悪戯仕事と、幽界の靈物に托して、馬鹿踊をやりぬいたカドーカ、とかく常世神祭時代が偲ばれた。加之降下の山田各町内は、種々の行装で、両宮へ御禮の参拜をなし、歸路は道囉子盛んに、恰も御木曳の如くであつた。少しく自畫自讚の氣味だが、全市に高評を博したは、田中中世古町(本町)の卷狩、それは春木大夫が中心となり、同家の名馬立浪に、盛装を施し、馬丁庄松が、大將の裝束金色の立烏帽子、大大刀を帶し、右大將源頼朝公に扮して、月毛に跨り、二百餘人の武將兵卒、其他猪狸狐鹿鬼等一百餘頭、合計参百五十餘の大軍勢、富士の卷狩の假裝大行列である。老生も少年ながら一役を課せられ、御所の五郎丸、具足に身を堅め、刀を杖ついで、大將軍の馬前に立つた、浮世しらすの親の脛かぢり、若武者が愉快なる心持は、今尙は往時を偲ふ一因となつてゐる。慶應御影見聞記に、田中町の富士の卷狩は、其筋から差止められたとあるが、何等の故障なく、決行の實況は、既記の如くである。加之其の以後も尙は第二回の御禮参に、御殿女中道中の大行列をも催し、御駕脇の腰本役を申附けられ、友人故河崎延望氏とは、同年の關係上、堅結の帯大振袖で五郎丸とは正反對、終日迷惑を感じたが、此催も頗る盛觀であつたとの噂を聞いた。見聞記の誤聞は、蓋し左の口達を、田中町の事とのみに、解したであらう。其はコトである。市中の雜踏其極に達し山出奉行は十一月三日役員を各町會所に派遣して左の如く口達せしめた。

此頃御祓等降下候に附而者、兩宮參詣者、當然之儀に候得共町在共、家業を打捨て、酒宴相催し、中に者、金鼓之類相用ひ、大造騒立候向茂有之哉之儀相聞、御時節柄如何之事に附、右舛之儀者、銘々相慎可申、勿論火用心入念可申事

市内の雜觀御禮参の景況は、各町概ね前陳の次第と、大差は無い。但し宇治各町は靜謐で儉約主義が高評であつた。テト復雜に亘るようだが、將來参考の爲め、降下の順序及降下品の種類等に就き、各記録に載する所、及口碑に存する所を抄出掲記して議君の明裁を仰ぎ度、先づ山田新町住久保田俊詮雜誌には、

慶應三年十月上旬、中島町堤へ御祓降、申候、其後高柳町御店裏へ降、又西河原今世古酢屋表、又同月十九日

新道南の角の内裏、同日、河崎里中吉田屋の家へ、金大黒二体惠比壽一体、○中略 同月二十日頃、田中角屋へ金の鯛一ツ降、同町岩田屋へ外宮本宮の御祓、二十一日朝、一志本勘と島長隣へ御祓、同時當町萬屋へ外宮本宮御祓一体、兩三日前に、一志町飛鳥殿へ幣一ツ、他町に日々降、廿一日鍛冶屋垣外後野、後家の内へ金蛭子降、同月古市油屋へ大石降、屋根より祓少も動き不申、大に困入、同月下旬、御祓當町井村善五郎おんめ、六兵衛、三島屋、問屋四郎兵衛、油安貳分貳ツ、柳世古より下表新町、一軒も御降なく、十月二十八日夜、廿人斗申合問屋店にて、日待仕申候、其夜三島屋へ出雲大社御祓御降有之、二十九日朝五時問宮の裏へ箱祓御降、十一月十日、谷兵部殿神を偽り、入窄相成神罰と存候事、同月下旬に至り、御祓御降有之、大家は二百兩三百兩と申振舞有之、尤文錢、當百錢、二分金、一朱金、大黒像、神佛共に降申候とあり、次に内宮領中村庄世古堀口芳兵衛、慶應御影見聞記には、(芳兵衛はおかけの當時古市備前屋小三郎方に奉公する旨文中に見ゆ)

十月(慶應三年)始而宮川上渡之堤へ、豐受皇大神宮の御祓御下り、又田中町へ御祓御下夫より、小田川崎、船江、古市、宇治へ、追々日々に御下り有之候、亦川崎町中北と云内へは、金大黒、蛭子都合三對、御下り船江町問屋といふ家へは、江戸金龍山淺草寺十一面觀音壹寸八分の像と、御婆の御札一枚、永樂通寶十三文又川崎南里中すし甚といふ家へは、西宮小判貳枚御降、十月廿七日の夜、備前屋へも外宮御祓御下り又杉本屋彦十郎方へも、水天家御祓御下、爰に山田曾禰町矢津兵部といふ、御師あり、此家には十月中旬より、同月廿八日迄、神々御集り居られ候様子、廿八日、神々御出立に付、彼矢津の且那、惡心になり、尤廿八日迄神々日々神樂様、いたされ候に付、参拜人、日々あり、夫に付且那イツナにて、神々神樂といつはり、賽もつ、神樂金を奪いとり候處、御公儀様より、御吟味に相成窄舍仰附られ候と聞く、又常明寺中西といふ家へ、御祓度々御下りあり、十一月上旬、米、大豆、小豆、或は鹽等まで降、妙見町橋爪孫七といふ家へは、貳貫目斗りの石に、山神と書附これあり、家様々降り、同町茶碗屋隱居、松阪屋兩家には、壹歩銀ふる、又當村中村は十一月六日始而坂口友右衛門といふ家、天照皇大神宮御祓御下り有り、同日、私方(堀口芳

兵衛へは、豊受皇大神宮御祓、納屋南表に御下り有之候、上村甚五郎といふ家へは、内宮御祓御下り有之、又一郎左衛門方へも、御下り、廿五日、河原清右衛門方へ、内宮御祓御下り、又同日に、川原東卯介方へ、大神宮御祓下り、木下右衛門方へ、秋葉御札、上村圓助方大黒蛭子、二日に都合三對降り、中世古市五郎、上村孫右衛門兩家へ、同日に大神宮御祓御下、(本文節略)

と述べ次に見聞録には、慶應二卯年八月中旬頃より、伊勢國村々へ不思議に兩宮の御祓始、其他社寺の守札等が、家々へ一降り、御祓が授かつたといふて、貴賤の差別なく、家相應に祝として、酒肴を出し、振舞へる事、言語に盡しがた、富家にては百兩二百兩位の振舞にて、男女老分差別なく、はやり歌を謡ひ、「エジヤナイカ」と云ひはやし、大勢集り踊るやら、當村は男女老人の別ち無く、多人數打連れて、家々へ踊りあがり、「エジヤナイカ」と謡ひはやし、賑やか事、言語に述べ難く、當國はいふに不及、隣國よりも、幟等持、兩宮へ御蔭参りに來る事、夥數、當國村々は、衣飾揃、其外色々のかざり物、幟等にて、追々參宮に來る事、前代未聞の事なり、此時何れよか、左の歌を作り出し謡へり。

- 一 正直に、神のまつりをするは子孫繁昌すれば、エジヤナイカ
- 二 にぎやかに、御蔭参りが、始まりて、日に正直の、祓エジヤナイカ
- 三 さりとては、おそろしき年、うちわすれ、神の御蔭で踊りやエジヤナイカ
- 四 しまつする人もお蔭で、此度は、つい天保を投げりやエジヤナイカ
- 五 御本宮、あゆみを運べ、此度は、末も繁昌、すればエジヤナイカ
- 六 老人も、嬬も子供も、皆踊れ、繁昌くと、うたやエジヤナイカ
- 七 七福の、神にまじはるお多福の、〇〇〇紙を、はるもエシヤナイカ
- 八 はじまりも、終りもしらぬ、此度の、おかけ踊は、是もエジヤナイカ
- 九 國々へ、あま降ります、御祓は御代も治る、しるしエジヤナイカ

十分の、五穀のみもの、卯年も、越えて目出度、辰もエジヤナイカ
二下々へ、祓ふらるゝ、御蔭やら、一合四勺も、わすれエジヤナイカ
三御利生は、みんな頭に、戴きて、踊れば辰の、春もエジヤナイカ
慶應三年十一月十二月楠部村に降りし祓、

- 御麻一本 大黒天像一躰 水天宮御守三枚
- 内宮御劔祓五躰 内宮御守二枚 外宮劔祓三躰
- 外宮御守 一躰 朝熊岳御祓一枚 あたご山御守一躰
- 津島牛頭天王御守一躰 日參御祓大麻一躰 御田扇一本
- 同古市久世戸へ降
- 外宮御本宮御劔先一躰 伊雜宮劔祓一躰 内宮御守 一躰
- 外宮御守 一躰 御田扇一本

次に松下村人古今雜誌には

神領内に於ては、十月十九日(慶應三年)初而、川崎里中大橋前某家へ大黒鋼像二躰、蛭子銅像一躰、降來有之、○中略是を初として、川崎、船江、山田宇治町在へ追々大神宮御祓、其外諸社御札、御守、諸佛木像、種々之物降來、○中略降臨有之家々、土足にて踊込、終日終夜群集、騷亂言語同斷之人氣、金錢者如砂、酒者如水、其失墜散財、豪家に而者、金百兩、金百五十兩、中邊に而、五十兩、三十兩、乃至二十兩、拾兩之金子、費ざるはなし、凡降來之神佛は、

- 兩太神宮劔先御祓並豆祓 猿田彦劔先
- 磯部太神宮御祓 土宮風宮御祓
- 出雲大社御札守 鹿嶋太神宮御札守
- 川上八幡宮御祓 金毘羅山御札守

秋葉山御札

山上御札

山田町在産土神札

牛頭天王御札

津島天王御札

妙見宮御守

毘沙門銅像

善光寺本尊御影

淺草觀音銅像

觀世音御影

釋迦如來銅像

大黒天木又銅像

蛭子木之銅像

地藏尊御影

金之玉

玄米、大豆、小豆、

貳分金、壹分銀、壹朱銀、羽書、小錢、祭大判、扇子、草財布、餅、山之神石、石

此外諸神諸佛諸品、其數不知、

山田曾禰町、谷兵部へ兩宮御祓降來、夫より追々、諸社御札守等降來、諸神之宿なりと云ひふらし、後には諸方より、神樂を頼來、金拾兩、或は五兩、七八兩つつ持參にて、神樂を打、神樂之座敷へ米錢等降來、其外さまの不思議ありける、終に御公儀より、御吟味に相成、拵事之由及露見、右兵部父子並代官岡本町益井重兵衛共、入穿被仰付候事、(時彦云ふ、本件は、當時高評で、何れの記録も一致してゐる、落首がある。へい振て、くさい飯食ふ益井重兵衛、振つたものだ。)

常明寺門前町、中西四郎右衛門方へ、兩宮御祓降來、夫より毎日諸社御札等降來、凡五拾枚斗りも降來、後には壺之内の松木より、錢米など降來候に附、主人に於て不審無之、是も谷兵部、御召捕之後者、相止み申候事、山田鍛冶屋垣外へ、祭大判貳枚、又革之財布、扇子拵降來候事、妙見町橋爪へ、山神之石降候、古市町油屋清右衛門へ、石降候、宇治山口友右衛門へ、大石降、屋根損し候、岡本町内不殘、軒別に地藏之御影小札降候、内宮宮中へ、玄米降候、常明寺門前町へ、羽書降候、船江築地へ、藁七五三繩に御供米と書たる札附、米、大豆、小豆、降候、同[同]間宮へ、觀音銅像同影御札、是は淺草寺と記し有之に

附、淺草之觀音、飛來由いひはしや、參詣夥敷、賽錢日に多く、猶金子寄附も有之、○中略十一月四日、當村(松下村)坂口源大夫へ、外宮劍先御祓降來、尤降候家者、門に竹を立て、七五三繩を張、三方へ御祓を据え、鏡餅、御神酒を備へ候事、山田も同斷、酒者伊丹壹樽打拔、村中へ振舞、赤飯村中へ賦り、蒔錢祝ひ候事、此節宇治河原源兵衛、土藏之金子減候に附、相改封し置候處、何之間に歎段々相減し候事、度々に候事、此節山田上之久保町、拓植喜大夫方座敷へ、金銀、米、追々降來、金子は拾九兩餘も降候、同書ま在方へ御祓等降下の事實をも、掲げたれど、前記に大略を示したれば蛇足とみて之を除く。此他參考すべきは、河崎町里中故奥田庄吉氏が、其父在世中傳聞の實話である。おかけ年の前年、慶應二年の秋、庄兵衛老人が鹿海川へ魚釣の歸路、大空より一物直下して、懷中に入れた。此れはと見れば、神宮の御劍先であつた。庄兵衛老は、家内に語て、不遠六十年目のおかけが始まるが、今から口外してはならぬと戒め、降下の御祓を家に祭つた。然るに翌三年初冬より、御祓降下の大騒ぎで、各町へも追々降下が有つた。庄吉氏いふ、私家にも度々御降で、御祓や御札が、大切に神棚に奉齋してあります。斯の通りだと、扉を披て、先つ出したは、奉祈念秋葉三尺坊守護所とある、木版墨摺の守札、次が津島牛頭天王一之大夫と、墨摺の幣束の如き物一本、次に觀音を上部の中央に、大黒毘沙門、童子二人を各左右に、曳馬車等を下部に畫がける、黒摺の靈札(寺號院號なし)次は半紙の外包に水引をかけ、慶應三年十一月二日御下候と墨書せる一封、中には劔祓二体、一は大神宮外宮御本宮、一は天照皇大神宮御本宮とある、維新前兩本宮神前に於て、授與の劔先大麻である。庄吉氏尙ほ云ふ、此の二体が御降の時、通行人の實話に、天空より三四枚の神札が降下し、向ひと拙宅の軒に二体つつ別れ、軒端の柱に附着せられたとの事である。右庄吉氏も昨年七十餘で死亡した。老生其頃の居住地は田中町(本町)で、比隣は概ね神主又は大夫家であつた。民家と同時に御祓大麻等が降下し、酒振舞や、馬鹿踊には、先登第一の猛者に附從した。吾近隣に降下の分は神宮御祓大麻等で、佛寺の關係や、金銀雜穀等は見えなかつた。天狗ごのも家柄を考へた、粹の計略といふ者もある。老生宅は春木大夫に降下の翌日、同家が祝宴の最中午前十時頃座敷の方にトーンと物の響き、ソラ御降と馳附て見ると内庭の高

屏の見越の松の凹處に、外宮御本宮の御劔先が、直立してあつた。其後兩三日を経て午後一時頃大玄關の方で異な物音がすると玄關正面の大瓦に、内宮御本宮の御劔先が、直立して前日降下の如くであつた。凡そ御祓降下の際には、空中にキラキラ白色の物が動揺し、或は一所に集り或は各所に散し、又は忽ち雲間より出沒し變化自在で、之れを望見する者、誰か神異を感嘆せざるらんである。おかけ騒動の頃、實母と小俣村雜宮神社に參拜せんと、宮川の渡舟場に赴いた。すると集合の男女が、今に御降下、空中を指し待受けてゐる。御祓大麻かと思ふ計りの物体が、キラキラ空中に飛行して不思議を示してゐた。乃て乗船河中に到る頃、虚空よりその一体が直下して將に船中に墜落せんとす、乗合の參宮者、吾も吾もと、手を伸す。御祓は頭上一二尺の處から、外へズート逸て一丁目ばかり向の河原の石積の上に立つたのである。參詣の歸路人の話に、又一体が東岸に降下し、社の樹木の枝の間に立つたと、聞いた。何れも實見談である。

從來刊行の神異記には、神宮御祓大麻とか一萬度の事實はあるが、佛寺の靈符や、金銀穀物等降下の件は、皆無のように思はるゝ。してみれば慶應年間のおかけに限て、此の如く異種の物品迄が、降下したかといふに、神異記の裏面には、師職大夫が、大麻配布の宣傳が含まれる。よしや史實は神佛混同の降下でも、故意に其の分部を除去して、神道一筋に云ひなしたのであるまいか。嘉吉年中御蔭參の發端が既に穀物で御祓大麻神札神符では無い。大に考慮すべき点だと信ずる。

亡父はおかけの當時、コーいふ研究をしてゐました。御祓大麻神札神符の類の降下に就て、現物を調査するに悉く新製の御品では無く、古色の附着せる舊物が多い。中には一旦折れたを直した、形跡の顯然たる物もある。ソコで其の出所を搜らんと腐心した結果、目的を達した。外宮々域禰宜齋館に赴く、土手の原道より入て右側に大桶がある。洞には各家が神棚、其他に奉安の、神宮御祓を始め、信向の靈符神札を、年末の大掃除、又は家越し等には、必らず此の洞に投入する、依て納桶の名が高い。おかけ騒動の開始迄は、洞中より餘てゐた、品々が、何の間に歟減少して、月餘に殆んど盡さんとするに至つた。故に降下と稱する御祓、其他は、洞中の古物で何物かが、之れを利用したと睨んだ。幕夜窓に洞中數体の御祓の裏へ、印をつけ

たとは、知るや知らずや、印付の御祓が、某所へ降天たと騒ぎ立てた、滑稽談もあると迷信を戒飭された。併し亡父もコレ迄の研究で、何物が之れを投じたか、明言は不可能らしかつた。老生の考察では納桶の一件や宇治河原源兵衛方で、土藏の金員減少の事實を、綜合すれば、佛家に關係の靈符偶像の類の降下亦即桶式に由るので、之れを利用するものは果して天狗の妖か、狐狸の怪か、人類の巧みか、尙ほ研究の餘地は充分であらう。今は慶應おかけの事實を列擧して、百物語の妖怪談に代へておく。

附 録

州
經

神都古今百物語附録

正編第四十六ウケン編の立志談は、喜早氏の圍爐閑談、山口氏の記事文等に據て述べたのだが、雲州松江侯へ仕官後の事に至ては、懷橘談をその母に贈り、又本朝列女傳を宮崎文庫に奉納した以外の消息を知る由なく、且又弘忠の子孫現存の有無も不明である。仍て中心竊に搜索の時機を俟ちつゝあつた。先年松江の舊士族坪内某が、神宮主典に拜命して赴任したから、直ちに馳て黒澤家は現在か否を質問した。坪内氏黒澤家は松江に二軒ある。その一は高祿だが、其一は薄祿で有つた。併しそれが貴問の家がご一かどの答である。してみると今尚ほ松江には偉人の祀を絶たざる歟と、此れのみは安心したが、そうなるに愈々彼地に向て實地調査がしたく成つたのである。大正八年七月九日暑中休暇を利用して、先づ丹後國中郡真奈井神社其他の舊蹟を踏査し、十九日道を曲て出雲大社に參拜し、その夕松江市驛前大黒屋支店に着し、翌朝黒澤家に關するすべての搜索を、曾て山田赤十字病院藥局に勤務し、多年歌道で交際ある、大阪府下の人藥劑師中田光枝子が該市殿町玉川堂藥舖に在住を幸に、車を飛して同家に赴き豫て依頼の黒澤一件を聞けば、各方面に問合せましたが、未だ手かゝりなしとの答へ。然らば明朝は出發すべし、尚ほ本件の搜索を依頼すと別れた。翌二十日早天中田女子來て、昨夜或る人の談話に由て、弘忠大人の墓所を知りましたら御教導申上げん、今日御滞在をこの勧誘を力に、喫飯草々同行して萬樹寺に到り、黒澤家と稱する墓域に赴いた、數基の石塔はあるが、悉く最近のもので、弘忠の名は見えぬ、寺僧に其由を問はんとするに不在、小僧出て云く當寺檀家の黒澤は、弘忠といふ人は過去帳に無い、恐らくは今一軒の黒澤本家ならんと、然らばその墓所は何町何寺歟と反問すれば知らずと寺内に馳せ入つた。寺を辭して松江城趾に到り、天主閣に古代武具の陳列を一見し同所藩主を祭祀する松江神社に謁し、祠前の大建碑を仰き見るに、その文中に弘忠の事蹟がある。此れではと心強く感じ社前數歩大松樹下に茶見世が二三軒ある、其一なる清風亭に一休し茶菓に元氣を回復し、フツ茶店主人の一室を望めば、萬葉集略解やら國書歌書の虫干をしてゐる。若しも手懸を得ば幸ならんと、中田氏を紹介して黒

澤家の一件を問はしめたのである。幸哉此の茶店の老人は舊藩士で陶器松江焼の名器の事より説き起し松江侯を補佐せし黒澤先代弘忠が忠誠の事蹟をも、明瞭に話してくれた、且云ふ弘忠家の相續者は黒澤鉄太郎と云ひ、當松江市病院の事務員だから、必らず貴下の來訪を勸迎せん速に訪問せられよと教へた。乃て城趾を下て中田氏の寓所即ち玉水堂より病院に照會し、快諾を得て店員と病院に同行、黒澤氏と接見した、氏は頗る温厚の人欣欣然として老生の來訪を迎へられ、當院長は貴下と同國の出生で、伊勢に傳ふる祖先弘忠の事蹟として、曾て喜早氏の圍爐閑談の記事山口起業氏の文章を惠まれ所持してゐる、拙家に傳來の遺品等をも、高覽を願いたい同行をと催かされた、鉄太郎氏の家宅は、病院より數町隔ちたる南田町一二四ノ六である。同家に存する遺物の中甲冑騎馬の圖長文の自書讀、其の末文に皇朝紀元秋八月朝、山陰道雲陽庄晚生石齋安忠云々とある一幅が尤も精神を籠めたものらしい。同時鉄太郎氏の談に

- 一 黒澤家は代々三衛門と稱し、藩祿付五百石、七百石、千石
- 一 過去帳に、弘忠の名はあるが、位牌は無い、
- 一 弘忠の退隱せし別莊の卷石山は、郡部八東山法吉村字菅田、當市より東北の方二十町ばかり、
- 一 舊來墓所は同處にあつたが、明治維新後移轉して、禪臨濟宗天輪寺のある法吉村の内字國屋、是より三十丁を隔つ、墓碑は自然石に、黒澤石齋墓と刻してある、
- 一 過去帳には、延寶六戊午正月石齋弘忠居士とある、系圖には節香堂石齋と記してある、
- 一 弘忠仕官の時代は、當市北堀といふ處に居住した
- 一 弘忠著作の原書は、本朝列女傳の他は、散失したものか、所藏せぬ、列女傳は現今市の教育會に托して、保存してゐる、
- 一 弘忠の妻は大河原氏で弘忠が三十五歳の時即ち正保三年七月江戸で結婚したらしい、
- 一 弘忠の履歷を息男於兔丸が編録した、安氏家嚴年譜一卷があると、本棚より出して示され、先代の事歴は悉く此れに載記してある、併し一夕の仕事には不可能だから、不日一本を繕寫して貴下に贈呈せ

んと口約、

口約に違はず該月廿六日、全部を淨寫して郵送された。殊に恐縮に堪へざるは、卷尾なる左の文である。蓋し本件の好果は全く中田女史が厚意の結晶で、深く同氏に感謝する次第である。

大正八年八月二十日三重縣宇治山田市宇宮後町二二神宮禰宜松木時彦君遙來訪被探究祖先事蹟一 九代孫 黒澤鉄太郎(當時島根縣立松江病院書記奉職)所藏、騰寫安氏家嚴年譜一以贈松木時彦大人一

大正八年八月廿六日

黒澤 鐵太郎 誌

到着早々再三通讀して、ウンケン稿の記事と對照して見ると、立志の來歴は、伊勢の傳説が確實で、松江侯仕官後の事歴は、年譜が詳細を盡してゐる。其の異なる一端をあげれば、年譜に據れば寛永六年三月廿四日(十八歳)潜出勢隅遠遊武陽改姓名曰安倍姓黒澤氏とある、此れでは既に成功の人間が、江戸地に出奔して、安倍氏を冒した事になるのみならず、立身出世の経路が甚だ曖昧で却て偉人の立志苦心を葬り去り且つ生家が貧困の状況等は、嘗て一言も語らない所から推測すると、所謂ヒイキの引倒しになりはすまいかその半面の悲境談、は立心後面目に關するとの見解から、故意に之れを除去して記せざりしものか、將又該地にかゝる事實の傳はらざりしか、此の点には疑問を免れないように思ふ。故に弘忠の傳記に就ては、前半面を伊勢にとり、後半面を雲州にとらば頗る完全であらう。併し著作に至つては仕官後だから、年譜の如くと信ずる、仍てその部分の抄出して左に掲げておく。

慶長十七年七月廿日生於勢州度會郡一姓源氏其父諱弘宣號三兩一母源氏有女

寛永九年 二十一歳 玉瓦詩囊一卷成

同十二年 二十四歳 石竹叢一卷成

同十三年 二十五歳 寛永日録若干卷起筆

同十四年 二十六歳 歌格蜜藏馬經一卷成

同十五年 二十七歳 人馬無勞集十二卷正字馬經一卷成

同十六年 二十八歳 外濱金屑集一卷成
 同十七年 二十九歳 日知非稿二十九卷相驥鑑十三卷同或問一卷成
 同十八年 三十歳 神器傳授圖說四卷成
 同十九年 三十一歳 就道正語一卷成
 正保四年 三十六歳 驪黃物色圖說三卷成
 慶安元年 三十七歳 戲作河豚居士傳一卷友故録一卷成
 同四年 四十歳 茶事記一卷成醫談一卷成
 承應二年 四十二歳 先朝御狩談一卷懷橘談二卷成
 明暦元年 四十四歳 本朝古今列女傳十卷成
 万治二年 五十一歳 和歌權輿集二卷成
 寛文五年 五十四歳 依命撰詞林翹楚一卷
 同七年 五十六歳 蒙命編集雲國侯直政君年譜十月進之十一月蒙可輯録諸士録之命
 同十年 五十九歳 蘇倫和歌集十卷成
 延寶四年 六十五歳 秋七月乞骸骨隱居卷石山頃歲輯本朝事物權輿一百餘卷乃成
 同六年 正月十六日 於雲州卒、六十七歳
 正編第四十八道の大綱の下に叙べた、隠れたる勤王家山田大路三大夫親彦が。徳川幕府の末路にあり、志士と結んで大義名分を唱へ、入獄の身となり、その暴戾を憤り獄衣に血書して、決死を示した、文章和歌及御鳥居轉倒一件は、悉く親彦が敬神尊皇の至忠に出る所である。正編發刊の後、ある有志よりの請求があつたら、悉く之れを開示する。現品は松阪市殿町山田大路田鶴若氏所藏

乍恐御愁訴奉申上候

山田大路陸奥

奉戴仕

天朝一毫厘も野心を不存候處如何様之筋より御不審を相蒙候哉 五月下旬以來囚獄に就き、深く恐惶仕相愼罷在候 七月十八日八月十六日兩度、御尋も御座候へども、いまだ御疑相殘て歟、其後も御赦免之御沙汰も不被爲在、病軀長々之幽囚に不堪、此分に而者近日宛死可仕候幼稚之頃より父母之庭訓を受、平生之志國家之御爲に、無用無績之御民たらじと存候より、愚昧之分を不辨して、周旋仕候所、不得至當候て歟、却而應議を奉煩候而已に而、寸功も無きのみならず、無實之汚名を蒙、不義の御民と、世上に傳へられん事、遺憾千萬に候、臣親彦愚意に者、近年之形勢とかく衆議區々にて一定せず人々心々を行ひ候様子に候、右様にては衆力も別れて寡にひとしく候へ者、見すく外夷の奸策中に陥入られ候も、同前と存じ、扱如何にして是を一定し玉はんと慮り候も、忠雄之御家も一國一郡の御方に而は、海内を一心にする事、甚誠し難き所に候へ共、幕府は慶長以來御奉職に而御政事を執ひ玉ふ御事に候へ者、幕府之御所置だに確然相立候はは、海内を一心にして尊攘之實を得速かに國患を消除し、宸襟を安んじ奉るの道也と、固く存じ込み候ひし所、疑似之惑ひを生し候哉、方今所謂攘幕家壓幕家など聞へ候方より、黨幕家と歟諛幕家と歟疑惑しけん、そもく愚臣は伊勢の大宮に仕へまつる、御奴に候へ者、平生も

神と君との御恩頼にて、安身生息仕候御民に候、何れに黨し何れに媚ひて身を安んずべき、○辨を不期して明かなる事に候へども、人心同事面の如くにて、近世幕府の御嬌傲を憤り候、民心よりしては、神洲萬歳之御安泰を祈り思ふ、親彦等をも奸黨の國を賣り候者、同一様に思ひ違へて讒し候も可有之、心外此事に奉存候、此書御高覽被成下候御方様方、赤心之所在を乍恐御照察被成候て、速に御判談奉願上候、猶其上にも御不審晴不申候は、覺悟を相究申度候、乍恐御艸も木も我が大君の知し食させ玉ふ、大邦の御民と生れ、かけまくも畏き 皇大神に仕へまつる身をもて、淺ましき

御不審を蒙り、其冤を申開き候に由なくば、世に生きて甲斐なき身の上に候、殊に来る十六日十七日に我が
大宮の神嘗祭に候、其頃までに御不審之筋、申明らめがたく候はば、
皇大神宮へ生前の御暇乞申上、無_レ程高天原へ参り上りて今日の冤を訴へ奉り、忠義之神魂幽界より、乍_レ
恐大御世を護衛し奉るより外無_レ御座候、あはれ誠心貫達して、生あるうちに此冤を申明らめなば、辱き
涯みに候、多言いよ_レ罪多し、餘は御照察を奉_レ翼候誠惶誠恐謹言、

文久三年癸亥九月八日

飯高縣造兼飯高神戶司

臣飯高朝臣親彦上

思ふ事、思ふばかりは、得もいはぬ、心を汲て、知る人もがな、
人はいざ、神ぞ知らなむ、もろ袖に、そそぐ涙の、あかき心は、
御代のため、露の命は、をしまぬも、なき名にくちん、袖の悲しさ、
いかで_レ赤きころを
おばし汲ませ玉へと、かしこみ_レねぎまつりぬ、

武家

御傳奏御方様

御用御次取衆中宜御取成御披露奉_レ願候謹記
御調御用御掛御衆中様

内宮御鳥居顛倒事件に就て後藤吉之助より聴取書

本文御推恕早々御しらべ奉_レ願候謹問

親彦拜

維新の際、内宮の大鳥居一定の原因を認めず、突然倒れし事實あり、當時亡父親彦自宅にありしが、時恰

親彦四男山田大路田鶴若記す

も畏れ多くも住慣玉はりし、平安の禁闕を出てさせ玉ひ、
今上天皇陛下(明治天皇)初めて江戸に向て幸に玉ふ、空前の時機に際會して、此の不思議ありしを以て
、亡父大に奇異の感を起し、全く神變と信し、陛下の萬一を慮り、心惜く事能はず、幸に當時の祭主某來
りて山田の祭庭に在しを以て、此事を謀りし、此人元來遷都派配下の入にして、時機に便ならざる事故な
れば、言を左右に托して、神祇官への報告を急がず、仍て亡父の決心を以て、後藤吉之助を使者とし、京
都に急報に及ばたり、此事が災となり、亡父は閉門申附けられたりと云事を、亡母より耳にし居たり、
偕て適ま當時使者を勤めしと云ふ、後藤吉之助が、山田より尋ね來りし機會を得たるに付き、同人の談る
處を聴くに、毎年九月十六日は外宮の大祭にして、翌十七日は内宮の大祭日なり、式は夜間にして現今の八
時頃に行ふ、即ち京都より祭主が多數の從者を引率して、朝廷よりの神供を捧持し來るなり、當時祭主は
藤波教忠と云ひ、京都の石薬師門内に住める人なり、
御鳥居の倒れしは、丁度外宮祭典の擧式中に當る時刻にして、同夜は風なく靜穩なりしに、鳥居は内宮
の神前にある、通稱カンボクの鳥居と唱へ、二十一年目に建替る習慣にして、根本は少々朽ち居りしも知ら
ねども何れも一か_レへ以上の檜の大木を以て、御造營申上る鳥居なれば、之れが突然に倒ると云ふが如
きは、實に不可思議の事なりし、(時彦云ふ、御鳥居の件は、相違の点あれど、局外者の傳ふる所なれば、之
れを辯明せず其儘に掲げおく)自分(吉之助)が受取りし報告書は、神祇官宛にして取次は、神祇參與官地
下岩見守權田直助、師岡庄藏三名を記しあり、此人々は何れも且那(親彦)の懇意の人なり、該書状を受取
りしは、九月十八日晝過ぎ九ツ半位の刻限なりし、其時且那より御發遣は二十二日朝四ツ時と云ふに附、
遅くも廿一日の夕迄に着ねば、徒勞になる事を諭されたり、即刻出發、津市に入りしときは夜中なりし、
津傳馬所にて、御發遣は二十日の四ツ時に、相違なく御立なりと云ふを聞き、最早寸刻の猶豫もなりがた
く、夜八ツ時に津を發し、關驛にて天明となる、此地にても矢張り二十日御幸の噂なり、御發遣の先發と
も見る可き、荷物に出會ふ事屢々なり、行けば行くほど、愈益す多く人馬荷物に遭遇して、街道

頗る賑へり、是短き秋の日は、關より石部驛にて日没となる、此驛の笹屋と云ふ宿屋にて矢馬瀬迄人足四人の早駕を頼みマバセ渡場のに着きたるは、四ツ時頃にして、下絛の月は江心に印え、涼氣人に迫りて征衣濕ふ一舟を買ひ切りて、大津の石場といふ處に着きたるは、夜の九ツ時なりし、此邊一鉢に寝ず番なしあり、明日天子様は、三井寺に御宿なりと噂し居れり、是より足に芒鞋腰に一刀の輕装をなして、京都向て單身急行をなす、此時途上年老たる一人の士に逢ふ、美濃大垣藩にして、主用にて京都の堀川迄行くものなりといふ、仍て自分は伊勢の斯々のものにして、同じく荒神に迄行くものなりと、互に挨拶を〇して是より二人連れとなれり、然れども老士は頗る健脚にして疲勞せず、自分の脚にては同行甚だ難かりし、三條の大橋迄辛して來りしに漸く鷄鳴を聞けり、茲にて双方相別れて、自分が樹下岩見守の宅に着きたるときには、同家は未起きおらざりし、書狀を差出したるときに、岩見守は寢衣のままに、建言書を読み、之れは尤の次第なりと獨言を發せられたり、而して自分に對しては神祇官でも、數日來晝夜に亘り激論あり、遂に遷都派の勝に歸したる場合なれ共、兎も角差出す可しと承諾せらる、茲に於て自分は使命の一部を果して、山田大路の姻戚たる、勘解由小路家の家來カツラガカナメの家に行きて宿泊せり、此家は親彦旦那の供をして、久しく滞在しおろし事ある家なり、此家の主人公は祭主に供して、伊勢に來りおろし、留主中なりし、妻女は素より心易きことなれば、此度使者に來りし由來等、隔意なく物語りおろしに、當時若江殿の家に同棲せる女にして、嘗て婦人の身を以て朝廷へ獻白なごなせし、薰子と云ふ女傑あり、カツラギの細君とは知合の間柄なれば、偶然にも伊勢より云云の事にて、使者の來り滞在しおる事を同女に話したるを、動機として遂に一の太閤着を惹起せり、即ち薰子は若江殿に話し、若江殿は之を押小路に語り、遂に大原三位といふ人汗馬に鞭ちて、既に御發輩の後を追て、大津驛にて、神祇官其他要路の人々に面會して、一ブシジウを語り、御發輩を御引留め申さんとし、遂に一大論戰を起したり、然れ共車駕は遂に警駭の聲嚴かに、肅々として進行を續け玉はりしと云ふ、

伊勢大廟鳥居顛倒の話は、數日ならずして滿都の噂となり、湯屋に床屋に、到る處此話を以て充たされ、

時々自分に向て伊勢より來りおる使は、ドンナ人歎杯と問はるる滑稽ありし、此間誰いふとなく其使者を打ち斬り、刺客をし伊勢の山田大路も殺す可しと、云ふ事を耳にし、自分は暫時カツラギの家に潜む事となれり、此時近衛公より突然伊勢の使者に參邸の命あり、樹下岩見守にオタキの雜掌ヒキダ、ゲンジと云ふ、二人に連られて出頭したるに、邸内の取締は中々嚴重にて、取次に出て來りし、家人も甲の區域を通過すれば、茲に案内を辭して、乙の區域に入らず、更に乙丙と遞傳し遂に近衛公の坐りおらるゝ、次の間迄行きしに、近衛さまと、オタギ、さまとは話し中でありし、近衛公よりは鳥居の件につき、親しく其實況を聽取られたり、其時旦那(親彦)の建言書には、記しなき事なれ共(中略)委しく物語申上げたり、結局建言書の成行は、樹下石見守が神祇官に差出す迄に、不圖岩倉公に覽せしに、意外にも岩倉公が、預り置くの一言にて沒收となり、遂に龍頭蛇尾に終れり、然れ共本件は滿都の談柄となり、鳳輦を中途に沮む杯と云ふ如き、大事件を惹起さしめ、確かに一花咲かしたるに相違なければ(中略)歸國す可く、人々に諭されて滞在數日、世評の難を免れ、身首を全して歸宅せしは、自分に於て先以て幸福の方なりしも、遂に旦那(親彦)の御身には之れが爲に思掛けなくも閉居せられたり、閉門と云ふ、御不幸の到來する事となり、久しく前野の三大夫邸に閉居しられたり、閉門の解除は如何なる動機により、且つ何時なりしや、今記憶を缺くと雖、當時近衛公に於かせられては、本件は全く陛下の御安泰を祈りしものにて、其志誠忠なる者に對し、如何に遷都の議に障礙を與へんとしたりとて、之を罰すると云ふ如きは、甚しき不法の措置なりとて、一兩年間にも亘りて、此事を憤慨せられおろしと云ふ、

親彦旦那の逸事は、只此一件に止まらず、自分も供をして久しく京都に止まりし事あり、常にカツラギ、カナメの家に滞在し、家人と食を同しくし、質素節儉を守ると雖、國事の爲に私費を擲つ事、其額鮮少ならず、當時正義の人士には、隱然首領的に推されおられし一人なり、折を得て再た委しく申上る節あるべし、

二十世紀の今日より見れば實に夢想だも及はざる程、國論鼎沸して漫然攘夷を唱ふる者あり、公然佐

暮黨たるものあり、甚しきに至りては、茲に恐多くも陰かに〇〇を議する黨をさへ出すに至り、世の行末は如何なり行ぞや、前途全く暗黒にして、多少憂國の志あるものも、殆んど其適從する處に苦む折柄、且那(親彦)に於ては、全然皇室の御安泰を祈らせられ、寸時も御心を閑却せられし事なかりし、彼の〇〇説の今少し頭を擧げ來るが如き事ありしならば、一撃報國の決意を以て、常に京師に滞在せられたる事は、自分の疾く承知する所にして、斯る場合には此吉之助も、白刃の露たるを辭せざるの決心を有せしものなり、明治の歴史上維新の勤王家と、稱せられ、美名を負へる人々も、親しく其當時の舉動を知るもの、こは實に如何しき輩なきにあらず、之に反して其名世に露はれざるも、衷心皇室を尊重せし、正義の志士鮮なきにあらず、前者は世に所謂僥倖兒にして、後者は眞に不遇の士なり、思て茲に臻れば、誠に同情に堪へざるものあり、乍併幸に維新の大業成り、天日赫々として、蒼生直接の皇徳に浴する事、愈益す厚きを加へさせ給ふなれば、事實に於て〇〇〇〇する運の志士も、其目的を達したるものなり、亦以て瞑目す可き乎、要するに王政復古は、全く皇徳旺盛の致す所にして、決して世に所謂一二維新功臣輩の折衝によりて、成就したるものにあらず云々、終」

續編上卷五十五伊勢音頭の下に伊勢音頭即ち古市の踊を、歌垣の變化とし、寶延の頃、備前主人が考案に成つたと云ふ、神都名勝誌の考案を辨し、既に正編第九十九女丈夫千束屋利登女の傳中に、能狂言に代るに河崎音頭を以てし、その圖が寛政九年出版の伊勢參宮名所圖繪にあると、陳べておいたが、當時使用した踊の歌曲は、如何なるものと迄は云はなかつたから、或は現今の歌と大差なからんと想像もあり、且つ河崎音頭と古市踊とは何等無關係だと、名勝誌を辨護する者もあらうと推察する。それは御勝手次第だが、千束屋時代使用の音頭は夫の河崎音頭を、節おもしろく謠ふた迄で、全く河崎音頭の元祖奥山桃雲の作、身揚枕でその當時觀覽者に頒つた木板の摺物が遺存してゐて、左の如くである。但し現品は一志町出口齋吉氏の所有。

身揚枕

身あがりは、我につとめて、我まゝの、うたゝね枕、かんたんの、夢の榮華をうらかへて、うらみかすくく

ずのはの、ふはノ、遊ぶ、玉の緒は、うつら／＼と、うつつか夢か、くるわ忽ち、えん王の下やしきかと、思はれて、「おくの一間の、けん酒も、くはつ／＼と、きけばすさまじく、花車の名もよぶ臺所」おり伏の側さし足に、地獄巡りの、籠のうち、鳥はものかは、きぬ／＼の、別れにこぼす空涙、しづくつもりて、三津川「ふかい所へやり事の、むくひに我も、くびだけの、くめんひぎを、打まげて、内證たのむ、用き、の、はばにはかれしかたびらも「遂に流れの、水のあは、跡かたもなき、いつはりの、きせうの反古、あつめたら、しでの山でも、はりぬきに、なりかねまいと、おもひねの「夢に思はぬ人見れば、枕ならべしかほならで、見るめかぐはな、ねすの番「二つ枕でかはせご心、すまぬあかしね雲の帯、ゆめむすぶまも、なつの夜の、短かきあしの、一よさへ、あはぬ疑ひ、あるものを、百夜思ひのふしこめて、竹のねをほる、唐人は、かんごうさせし、大じんの、世をしのばるゝあみ笠の「中からでたる、身の末は、かけあんだごうに、てらさるゝ、「かうしの火ばち、炭がしら、ふすべらるゝは、やいたむくひか、せうねつのけふりくらべん、身のさんげ、「ふしとあさまに、こころをよせて、よしのたつ田は、ごうせうぞいの、心の中を、色に出て、かくしけしやうも、しやうはりの、鏡によれば、しらはけの、しはも白髪も、目の前に「あらはるゝまで、まぶの名は、さす事ならぬ、たいまいの、銀のかんざし、かうがひは、くれんのつらら厚氷、はりがつように、からるるも、尻のおもたい、報には「ごうのはかりに、かかる時、投出す足をしかられて、夢がさめれば、蚊屋のそと、廊のかはる、からくりの、しまひたいこの、繁昌は、千里もひひくへ

いせ 古市町

ちつ かや 久五郎

續編下卷八十八山田羽書に關する、書類の悉くを引證する事は難いが。地方通用銀札として永年間神領に行はれ、他藩銀札等の廢止期限にも、特例を得たいといふ歴史をも有する、我山田札の顛末は、後世に傳へ、考古家の資料に供すべきは吾曹の使命と覺悟した。故に長編を厭はず記述したが尙ほ遺洩を免れず、既に宇仁田羽書引換所の年代の如きも、歴代記に明記されてあるから之れに據らるべき、且つ寛政改正羽書の一條に就て

は、その内容を窺知すべき好料だから、重複を厭はず要点を抄出しておく。又野村氏が、市政役所へ提出の建白書は、攝社造營の敬神感念より發した、山田羽書摺増の請願に他ならぬ、神都市民の誇とすべき書面である。事行はれずと雖も其の志の存する所、實に敬服に堪へぬ。一考すれば古今思想の相違点亦甚しきである。神領歴代記下卷

寛政二戌十二月より言初、大湊長樂寺旅宿程遠に付、小林村保田佐次右衛門方と相成日々出席、一山田銀札惣引替、宇治山田兩會合相締仕法御改正被_レ仰出_レ爲_レ取調_レ御勘定青山宮内、男谷平藏、御普請役原田市郎次、關根市三郎罷越、三方共呼出追々調有_レ之、○中略

右は戌三月廿二日參府（奉行野一色氏）に而登城、若年寄京極備前守殿御宅え御越、内々書取を以御伺、支配所勢州山田に、往古より羽書與唱銀札摺立候、株之者四百四人有_レ之、一人前五十兩づつ摺立、三方會合之合印致し、金壹兩に六十四匁を以通用仕合、高貳萬貳百兩有_レ之處、前には七ヶ年目毎に新札に引替、古札切捨候處、いつとなく引替年延に相成行、近年損し羽書之分、年々切捨申由各摺立候節、御役所には先規より取扱不_レ致、會合に而取調合印仕候、右羽書宇治山田、松坂、津領、鳥羽領、桑名邊迄通用候得者、多分之人數に引當、溜り羽書等は有間敷候處、羽書之内、新札數多相見、不審に付若會合に而増札摺出し候儀難_レ斗、万一空札等有_レ之而は往々騒動に可_レ及存候旨、

同十六日

一京極より内々御勘定所え御下_レ而、同所御勝手方久世丹後守殿より内々懸合有_レ之尙又下札に而御答之趣、羽書株所持之者四百四人に而、壹人前金五十兩之株に而、右羽書元金は五十兩に當り候質地差出置候而、元金貸附等之義無_レ之、且神領銀札發端之儀、いつ頃より申事不_レ相知一段右質地證文は三方會合所に取置有_レ之由、

一新札引替候後、古札通用不_レ致、引替之月數相極置、年限有_レ之候得共、近例廿二三ヶ月限なり、右之外數ヶ所尋並答有_レ之

右より追々越中守殿え御内意、御勘定奉行御勝手方調合、懸合有_レ之、尤市中在町より、壹ヶ年に金壹千三百七十九兩余差出、會合諸事手重に取扱、御役所え罷出候諸願事、一旦會合に而糺之上、召連二重に相成、其上役人四人見習三人其外小使下役相抱、右給金等も集金に而取賄候事に付、諸懸り金多く一同難儀に付、此上會合入用過分に減申付、手輕に爲_レ取斗可_レ申旨、但此以前迄會合當番は、御役所え罷出候度は、陸尺四人或は六人、若黨貳人草履取合羽籠持等に而罷出、役人も權門駕籠に而貳枚肩、小役之者召連來候得共此以後三方共は步行、若黨、草履取壹人づつ、走來候役人は、御改正之節不用之者に、御勘定方立會之上被_レ申付、御用爲_レ伺、町年寄壹人づつ日々詰候處、堀田に而御用日前日に可_レ罷出_レ旨被_レ申渡_レ尙同御參府之砌、御内伺、御改正之節行違候儀、仕法御直し候節より、御用日前日毎、役人兩會合壹人づつ詰旨被_レ申渡、町々之義御免尤右同斷之節より三方御名代勤之節、長袴着、前々之通御免被_レ申渡、諸見分等にも立會候様、且公事訴訟有_レ之節、御用爲_レ承罷出下宿に扣居候、且諸呼出等其町村え、直差紙に而、呼出候處、何町誰々召連可_レ罷出_レ旨可_レ相達_レ旨、兩會合え差遣様に相成候、町村より届物之義者、品合有_レ之

十一月十五日

一御勘定所より、羽書紙用意之義、出銀町人之義、且石一件格別人組候義に候處、御用向重立取扱候、御組與力同心無_レ之事に付、御勘定方御普請役、可_レ被_レ遣、御沙汰に付、猶又懸合可_レ申旨申來、仍_レ之十六日夜中用入日付内密町人爲_レ調_レ出、則中島町惠川半九郎、浦口町古森善右衛門千兩づつ、河崎町野村太郎兵衛、村井與四郎、伊藤與四兵衛、永野與兵衛、五千五百兩、但與四兵衛は船江町也、内五百兩なり右一旦御役所え相納させ、直に相預一札取_レ之被_レ遣候、御仕法なり

一羽書仕立日積、御調之處、紙糊合廿人手間に而、晴天凡三十日、擗裁十五人手間に而、凡四十日、表判押五十人手間に而、凡四十五日、裏判押凡廿六日程之由、年行事申出、

一羽書紙惣員數書差出

三品合壹萬貳千貳百八拾五枚、染草、藍露、辨柄、雌黃、青、赤、黃、白紙合拾萬八千貳拾五枚、但

裁損し等有之候得者、少々増減有之

右仕立諸入用凡四百四拾兩程之由申出、

一羽書株 大組百參拾壹人、小組貳百七十三人、會合羽書三拾人、

一裏判は、三面大黒、此以前は壽老神なり、

十二月十六日

一足代玄齋初出勤三方不殘、御評席に御呼出、宇治年寄壹人附添、落椽江いつれも出、夫々被仰渡畢而、左之申渡、玄關前に並に置、

羽書株四百四人、是迄會合江差出置候、質地糺等も無之等閑に付、此度新札引替仕法御改正被仰出、右質地は銘々に差戻し、向後銀札爲手當、一ヶ年壹人に付金貳兩つ、當戌より來る未迄、十ヶ年積金上納被仰渡候條、年限中無滞可相納、然上は株式讓渡ものは、當戌年に候はば、積金廿兩、二ヶ年目は

十八兩と、追年金高を減し、正金相添其段會合所江申立候得者、直に株式可差戻候、且上納皆濟迄貳百人づつ、組合申付候間、未納之者有之は、一統分辦納可致旨證文被仰付、二月五月上納、

一出銀町人六人、金子五千五百兩納方被仰渡、則納候上直に御預ケ被遣請書差出、

但右六人野村太次兵衛、村井與四郎、惠川半九郎、古森善右衛門、永野與兵衛、伊藤與四兵衛、銀札取締役申付間、勤役中貳人扶持づ、被下置候旨書附被申渡、

一大世古町松葉次郎大夫、八日市場町坂周助、曾禰町谷對馬、一志久保町丸井勘解由、右銀札引替に附、年行事被申附之

一三方共羽書年行事共同取締役共え、羽書引替向後取斗方被仰渡、羽書調印之義者、是迄之通山田會合に而奉行用人組目附出席、三役一同に而取扱、判形は三役立會封印致し、御役所え差出可置、尤新札引替之義、戌十二月より、來る子九月まで、廿二ヶ月を限り候條、銀札所持之ものは、山田會合所え勝手に持參、相觸候段、尙未々迄委敷可申通旨、

一兩會合に都而町在より、公事出入、其外兩會合江申出糺之上、御役所え申立候仕來に而年々多分之諸入用金取集、願人共は二重に手間掛り、無益之費有之如何に付此度仕法御改正被仰出、以來何事によらず、會合え不拘直に御役所え可申出段、在町え申渡候條、其旨相心得尤會合諸入用減方被申附、諸事質素を守り、御用向手支無之様に可取斗旨左之通極る、

一金貳百兩 宇治會合一ヶ年入用

一金參百五十七兩余 山田會合一ヶ年入用

十一月十九日

一羽書引替會合に而者、不都合之旨、八日市場宇仁田仁兵衛方に而申附度、三役申出聞届懸札之義御達

會合出張羽書引替所

右に附會合諸入用之内より年々金五拾兩づ、差遣候事、

野村是門等 建白書

一今般舊弊御一洗之大改革被爲仰出、蒼生普く奉浴御恩澤候

一兩皇太神之攝社造營、從先年一折々及中絶候を、私祖父存生中、志し有之候輩四五人江申談、毎年兩三社宛造營仕來り候様、相互に出金仕候、右造營金相預ケ置、年々其利朱を受取、毎年攝社造營仕來り候處、造營金預ケ先キ、及大借利濕出方遲滞仕候に附、凡三拾年余り造營、又候中絶無勿體儀に奉存候得共、手當金失出所候に附而者造營之儀難及微力、心外等閑に罷成候、其段前大家司都盛卿察しに相預り、私江時々勘辨之附方義無之哉之段、相談等有之候得共、何分前顯之次第柄にて、乍殘念空敷過來り候義に御座候、然る處當今之御仁政、乍恐幸に右攝社造營再興、好時節と奉存、仍而此段伏而奉願上候、右御許容被爲成下候は、乍恐斯く茂仕候はと奉存、則其段左に奉申上候、

一山田羽書惣高を倍に相成候様、羽書取締役共え、爲百摺増被爲仰出、其内千兩者、攝社造營御手當に被爲成、右千兩を年五分利に而、可然人柄御撰み被爲遊、廻之方え爲仰附候は、毎年五拾兩宛之

利熾乎の出候故、右に而攝社兩三社宛、毎年造營無恙出來、向後儘に連綿可仕奉存候、但し羽書摺増候義者、表判不殘、三方會合所土藏に仕舞有之筈、右御許容に相成候上は、全く此節之處、裏判五六面新彫被爲仰附候迄に而、羽書摺増者、早速相整ひ可申奉存候事、

一羽書摺増、前通り千兩者、攝社造營御手當、其残りは當今身帶中分以下の者共に、月五分之利朱を以、御恩貸被爲仰出候は、身帶中分以下之者共、渡世仕易く相成猶更一同難有可奉仰御仁恩と、奉存候

但し身帶中分以下の族共者、諸仕入金に手支高利をも不厭、其上借用先きに進物品遣ひ、種々心配仕候ても、才覺融通不仕候は、渡世難出來、右等之類却而極難澁のものよりも、苦惱甚敷奉存候義者、共に不顯内間之難澁、數多の義に御座候、是等何卒御救被爲成遣候は、追々土地繁榮の基哉に奉存候

一羽書摺増被爲仰出候に附而者、羽書取締役相勤り候程之身帶柄之者共、御撰み被爲遊、人數都合拾四五人にも、増加被爲遊候は、摺増し羽書出方之散財振り、若し見込より多分に廻り返り候とも、取締役共拾四五人に、相成居候得者、引替等更に手支は有之間敷哉に、奉存候、

尙又右羽書摺増之儀、於當取締役共、自然嫌忌之意も難斗哉に奉存候得共、右等者些細之義、其餘羽書之事柄其役勤め來候、江川半九郎に御尋被爲遊候は、其節能相分り可申奉存候事

一攝社造營、從先年折々中絶等之譯、又再興出來等之儀者、大宮司家に、舊記も可有御座奉存候、依而大宮司家當役人共被爲召、御聞上ケ被爲遊は、是又其事柄能く相分り可申奉存候事、

一攝社造營再興心願通り、御許容被爲成下一候は、中後發願の亡祖父所一念も相貫き、并に愚父存生中、時々其義を申歎し居候所意、連に相徹し、私儀は勿論、多年之宿願成就仕、重々難有仕合に奉存候、別而私方は近來内間逼迫に相成候に附、所詮存生中之手段に、行届間敷哉と相歎し罷在得とも、當今時節到來仕候様奉存候、依而素願之趣、乍恐奉建白、誠惶謹言

野村 是 門印
同 際 助 印
明治元戊辰年十一月

市政御役所御中

別段奉歎願候、私儀當年八十七歳、際助儀漸九歳に相成申候、別而私儀は近來病身に罷成、畢竟存生仕罷在候迄之廢人回様に御座候、依而前本文申奉申上節合に附、若し御用等御座候而、被爲召候節者、乍恐事柄相辨候代人奉差上一度、重々恐を不願候奉申上方之段、老衰之頑愚と被爲思召、偏御宥恕之程奉仰上候、恐惶頓拜、

市役政所は、明治初年に、度會府内に設置し、二年十一月十七日附を以て、府判事元田五位、市政曹長世古格太郎、今日より山田會合所え致出張、假りに市政局を置き、市中諸事取扱候間、宇治山田町之願伺届等、都而當役所江可申附事との達書がある。野村兩人が提出したのは、即ち此の役所である。然して此の原書は度會廢縣の時、三重縣廳へ引繼ぎ同廳に保存の筈である。

續編下卷九十四憤慨談の中に、牛谷拜田牢屋の事を陳べておいたが、現今となつては其の遺跡さへ、不明に屬する觀がある。仍て左記を抄録して將來の參考に供する事とした。

牛谷牢之事

一男牢九尺四方(根太十一本、四寸角、敷板九枚、長九尺、幅一尺、厚八分、腰板八枚、六分板、)

一女牢九尺に六尺(根太七本角、敷板九枚、長六尺、幅一尺、厚八分、腰板八枚、厚六分板、)

拜田牢之事

一本牢 二間に一間半、一北新牢、一間四方、一南新牢、上同斷、

一女牢 一間に一間半

右者寶曆年中、水野甲州公時、檜垣判事、永牢之積に而、別に出來候、尤右判事後御免、私用不明、

右外圍矢來、北側五間、西側六間、南側七間一尺、東側五間、但内は高屏有之、建坪西五間、北三間、敷地坪數四十坪三分三厘三、内建坪十四坪、

山田奉行は、神領奉行又は伊勢山田町奉行などと稱し、地方政治の監督官だから、神宮御遷宮奉行をも兼任し、當時は神宮警衛の任務をも帯び、外國船舶の取締を掌つた。故に全編に亘て奉行所の沿革には關係多大である。仍てその大要を記載しておく。詳細の事實は、山田奉行所扣、神領歴代記、神都春秋、奉行襲任記、二宮年表等にある。

山田奉行所設置の原因は、先師の神封通考に、

明德應永の頃に及で、宇治山田居住の神民の中に、權勢ある者黨與して、古來支配せし刀禰の政に隨はず、永享嘉吉の頃、遂に刀禰方を亡ぼして、部内の政務を議し、大事は管領の國司に批判を請ひて決せり、其黨を年寄と稱す、大半神宮の職掌を役す者なれば、神役人とも謂へり、(但し宇治にしては、六郷年寄と云ひ、山田にしては、三方年寄と云ふ、六郷とは岩井田、岡田、中村、楠部、一宇田、鹿海の六村を謂ふ、三方とは坂方、須原方、岩淵方の三方を謂ふ、是即宇治山田の二處に會合所と謂ふを置て、政事を執る濫觴なり) 永享三年十一月に神宮より三郡内の所務知行分三分の一を、彼神役人等に宛行ひしかば、爾後毎年神民の戸別に役錢を出ださしめて、是を收納し以て議政の費用に宛つ、於是宇治山田の神民等も、神境の憲法を廢して、調庸租を輸さず、又市内の田畠山林に於ては、相傳の神民等已か領地の如く心得て、他人に讓與し或は活却し、轉々して本源を忘れ果たり、故に田租等は悉皆領家に納めて、神宮の用途に宛つる事は無くなりたり、

と叙述された如く、豪族政治に裁決者を請願せしが、基礎と成て可なり曲折はあるが、竟に徳川幕府の乗ずる所となり、守護不入の地たる、神都政治の統務者として、山田奉行を任命し、小林に奉行役所を開設するに至

つたのである。故に左に掲げたる長野氏以下山岡氏迄は、兩奉行を置て、一ヶ年毎に交替し、元和九年水谷氏以來一人に改められ、岡田氏寛永七年赴任、山田公事屋敷を吹上町一本木に建設したが、尙此の時は不完備の點があつた。寛永八年花房氏の時に及んで、純然たる奉行の形式を備へ、吹上町役所に出張して公事を裁許し、且つ水主七十人を支配し、後小林村に奉行役所を開設し、有瀬村の役宅をも移轉して、面目を一新した。爾後山田奉行の上に關しては、あまりの變動を見ない、野一色氏の時代即ち寛政二年、三方年寄政務に關する大改正を斷行して、彼等が既得の政權を奪ひ、悉く奉行所の權限に屬せしたのである。然るに嘉永安政年間、内外多事に亘り、山田奉行の資格上兎角の批難を免れず、依て幕府は謀議の結果、旗下就任の制を廢し、伊勢神戶木多伊豫守一萬石の藩主を以て任命し、竊に京家に對抗せんとしたが、その計畫亦畫餅に屬し、明治維新となり、元年七月廿六日度會府設置、奉行所は閉鎖され、同時に與力同心合七十人をも引渡した。因に云ふ徳川幕府では山田奉行、をヨウダ奉行又度會郡は渡會郡と書き、音讀にトカイ郡とよむたのである。音訓が違ふても一切不通用だと、關係者は常に恐れてゐたそうなる。此れは亡父から聞いた話である。

山田奉行歴名

長野内藏允友秀(慶長九年)

日向半兵衛正成

兩奉行一年交替勤務

日向半兵衛正成

水谷九左衛門光勝

同

水谷九左衛門光勝

山岡圖書景政

同

水谷九左衛門光勝(元和九年)

奉行一人以下同ジ

中川半左衛門忠勝

岡田伊勢守將監

- 一 花房志摩守貞性
- 二 石川大隅守政次
- 三 八木但馬守宗直
- 四 桑山下野守貞政
- 五 岡部駿河守勝重
- 六 長谷川周防守重章
- 七 久永丹波守重高
- 八 淺野美濃守長垣
- 九 堀隱岐守利壽
- 一〇 佐野豐前守直行
- 一一 渡邊下總守源輝
- 一二 大岡能登守忠相
- 一三 黒川丹波守正増
- 一四 保科淡路守正純
- 一五 堀對島守直生
- 一六 加藤飛彈守明雅
- 一七 堀伊賀守利庸
- 一八 水野甲斐守忠福
- 一九 大岡美濃守忠移
- 二〇 依田肥前守恒信
- 二一 松田河内守貞居
- 二二 山田肥後守利壽
- 二三 野一色兵庫頭義恭
- 二四 堀田土佐守正貴
- 二五 寛越前守義規
- 二六 小林筑後守正秘
- 二七 大河内肥前守政良
- 二八 高井山城守實徳
- 二九 星野丹後守益度
- 三〇 牧野長門守成文
- 三一 金森山城守可充
- 三二 柴田日向守康直
- 三三 三枝伊豫守守行
- 三四 落合能登守道一
- 三五 柳生播磨守久包
- 三六 太田志摩守資貞
- 三七 小出豊前守英美
- 三八 河野對馬守通訓
- 三九 山口丹波守直信
- 四〇 渡邊肥後守

四 秋山安房守正光

四一 本多伊豫守 (明治元年七月十六日度 會府へ引渡奉行所引拂)

大神宮祠官は、從來内宮は天見通命、外宮は天牟羅雲命の子孫を以て補任せられ、(特別の規定ある分は別) 累代神朝廷に仕事し、子々孫々祖宗の職役に従事したのである。併しそれとても、猥り選任した譯ではなかつた。假令荒木田度會正統の者たり共、豫め職役を望申するには申請狀に、四代祖考即ち高祖父、曾祖父祖父の官歴位階等を詳記せる、祖考録を添附し、之れを祭主に提出し、總官役所に於ては、之れに對して氏族上の關係を主として、事歴の調査を遂げ、判授の分は許容し、勅奏にかゝる高等の官位は、神宮傳奏を經由して、御裁下を仰ぎ奉り、然後補任狀位記の傳達を受くる定めてあつた。故に世襲制度の神宮應時代に在ては、先づ血族、次に當器と云ふ順序だから、系譜は各家の生命で、若し一之れに故障があらば如何なる人格者でも學者でも任命は絶對出來ない。是を以て總官家に於ても兩姓氏族の調査書を製し、進達の舉狀に對して一精密なる詮議を下さねばならぬ。先代智彦神主は時の祭主景忠卿の命を承て、二十有六年間系圖の改竄補正に盡し、死に至る迄業を廢せなんだ努力談が、足代弘訓翁の度會系圖校合次第や、天覽の三重縣先賢遺芳に見えてゐる。當時氏族家格を尊敬した、時代思想が顯然たりである。然るに明治四年七月神宮御改革の結果、世襲制度の廢止となり、爾來殆んど六十年の星霜を経て、一大變化の夢のあと、實に浦島子の玉手箱、之れを開けば舊里も異郷の如く、已れに知友なく、人も亦吾を知らず恰も新世界に天降つた神人の感じがするど、いはねばならぬ。斯の如きだから閉族や系譜は、新人に度外視されると、共に其の意味の明釋を與ふる人も亡びた。今一例を擧ぐれば、近年御神號かけ軸一件に聯關し荒木田神主云々の議論で一時騒然たりであつた。當時荒木田男爵が金崎宮々司在職中とかで、諸方より照會狀が来るやら、質問書が舞込むやら、随分迷惑を感じられたと云ふ噂を聞いてゐる。是は男が荒木田氏の宗家と云ふ自信からか、將又他に見る所があつたか、其邊は不明だが、宮田澤田の名稱を廢止して、姓氏の荒木田と改稱されたから、愈々益々荒木田神主が復雜をきたし、男爵の専有物の如くに變化した形があるからである。男が改稱の當時現三重縣會議長澤瀉久富氏が

内宮行電車で、荒木田男の改稱の話から、此際貴下も度會と改稱されては如何と、笑ひ交りて語された。御親切は難有いが、老生は松木で充分姓氏はやはり度會神主である。ワザワザ度會神主家の複雑を招く事の如きは眞平御免を蒙ると對へた。すると議長は、それも有理だなど、忽ち話を他に移された。記憶してゐる。抑も荒木田神主なり、度會神主なりは、一門に就た姓氏で、澤田なり、松木なり、宮後なり、檜垣なり、久志本なりは、各その居所の家號である。そこで佐八村に居た佐八家も荒木田神主なれば、久志本村に居た久志本家も、度會神主である、此れは同一氏族の者が、各處各戸に居住するから、家號を以て呼名を別つた迄なのである。其の立證としては神宮禰宜とか權禰宜とかの資格で、京都に奉呈する公文書には、内宮の方は荒木田神主某と書し、外宮の方は度會神主某と記すが、規定で、松木某、澤田某、佐八某、檜垣某としては、不通用であつた。尤も權禰宜時代は、たとひ重代家でも家號通稱を以て、徳川幕府の書類には通用したものが、其れは別に理由の存する点があるやうな。兎も角も姓氏は一族に亘て、許容されたもので血族に属し、家號は概ね居處の私稱が原じ、その家戸に属する性質である。姓氏録を披けば、姓氏の成立ちが一目瞭然で疑ふ所はない。吾同族宮後家なども、度會郡磯村居住の時代は、地名袴田を家號とせられたが、山田宮後に移住して、其の町名を家號とし遂に永世の家號と變化した。吾松木も白大夫春彦時代は、其の居住地たる尾上と私稱したようだが、後松木に移住し、その松木を永世の家號とし、田中、宮後、何地でも依然之れを改めない。又右の佐八家が宇治に移住すると否とに拘はらず、曾て一族に賜つた姓氏の荒木田神主は、どこ迄も荒木田神主だ。吾度會神主氏も同様の譯で松木男爵も度會神主ならば、老生も度會神主、松木とか、檜垣とか、宮後とか、久志本とかいふ家號、即ち名字とは、別種だと云ふ理由を一考すれば、忽ち此の問題は解決する。手近い例證を示さば、宮中新年御歌會始式に、詠進者の中、御歌所關係役人等の詠進には、藤原朝臣とか何々とか、必らず姓氏と名か記してある。彼等の悉くが名門の出つとも、保證は出来かぬが、曾て一族に賜つた姓氏だから朝臣と稱しても、之れを咎むる者は無い。してみれば我兩姓は、公然たる恩賜の姓氏で、神主は神官奉務と否とを問はず、藤原氏の朝臣に於けるが如きものたる事は、火をみるより明かである、左に掲げたは明治三年

(神宮制度改革の前年)其筋の命に依て、提出した、度會縣検査録に載する所で、荒木田度會兩神主叙爵以上である。現代となつては最早十日の菊だが、時節おくれか或場合には役立つ例が多々ある、決して反古籠に押込める譯にはゆかぬ。但し○印の分が尙ほ存命の舊神官と思ふ。

内宮 一禰宜

位階 正六位を以て權禰宜に補任、禰宜に轉任、四禰宜以上に至て從三位に叙し、一禰に至て、從二位を先途とす

- 從二位 荒木田神主氏朝 (藤波)
- 從三位 守宣 (藺田)
- 正四位 氏命 (藤波)
- 同 守胤 (藺田)
- 同 泰綱 (澤田)
- 同 氏忌 (藤波)
- 同 守潔 (生八)
- 同 經發 (中川)
- 同 守賀 (藺田)

一權禰宜

位階 正六位を以て權禰宜に補任、從五位に加階、正四位を先途とす、

- 正四位 荒木田神主守紀 (藺田)
- 同 同 經賢 (中川)
- 同 同 守拙 (藺田)

無定員

十員 一員 欠 末 補

